

---

# 塩谷町こども計画

---

素案（案）

令和7年3月

塩 谷 町



# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
(1)	計画策定の背景	1
(2)	計画の位置付け	5
(3)	計画期間	7
(4)	計画の策定体制	8
2	子どもと家庭を取り巻く塩谷町の現状	9
(1)	人口の傾向	9
(2)	人口推計の傾向	10
(3)	世帯の傾向	11
(4)	出生の傾向	12
(5)	就業状況の傾向	13
(6)	婚姻の傾向	14
(7)	ひとり親世帯の傾向	17
(8)	児童数の傾向	18
(9)	保育所(園)の傾向	19
(10)	認定こども園の傾向	20
(11)	0～2歳児の入園児童数の傾向	21
(12)	小学校の児童数の傾向	22
(13)	中学校の生徒数の傾向	23
(14)	放課後児童クラブ室利用者数の傾向	24
3	子ども・子育て支援に関する町民ニーズ	25
(1)	調査概要	25
(2)	調査結果	26
4	施設等調査	46
(1)	調査概要	46
(2)	調査結果	46
5	子どもの意見聴取	48
(1)	調査概要	48
(2)	調査結果	48
6	第2期子ども・子育て支援事業計画点検・評価のまとめ	53
(1)	1～3号認定	53
(2)	地域子ども・子育て支援事業	53
(3)	子ども・子育て支援施策	53
7	現状と傾向、課題のまとめ	54
(1)	地域性を踏まえた教育・保育の環境づくり	54
(2)	就学児童・生徒の居場所づくりへの対応	54
(3)	子どもたちとその保護者や家族の悩み・不安への対応	55
(4)	生活困窮家庭とその子どもへの対応	55
(5)	発達や虐待、不登校、ヤングケアラーなどへの対応	56

## 第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念 .....	57
2 基本目標 .....	58
3 施策体系 .....	60

## 第3章 施策の展開

▶▶▶ライフステージごとの支援 .....	61
基本目標1 誕生前から幼児期までの支援 .....	61
施策1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの保健・医療 .....	61
施策2 出産に関する支援、産前産後の支援の充実 .....	64
施策3 幼児教育・保育の質の向上 .....	66
施策4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援 .....	67
基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援 .....	68
施策1 学童期・思春期の保健対策 .....	68
施策2 子どもの居場所づくり・交流機会の促進 .....	69
施策3 多様な体験機会の提供 .....	71
基本目標3 18歳以降の若者への支援 .....	73
施策1 就労、生活基盤安定のための支援 .....	73
施策2 結婚・出産の希望をかなえる支援 .....	74
施策3 悩み・不安を持つ若者やその家族に対する相談体制 .....	74
▶▶▶ライフステージによらず行う支援 .....	75
基本目標4 課題や困難を抱える子どもや家庭への支援 .....	75
施策1 子どもの貧困の解消に向けた対策及び社会的養育等の推進 .....	75
施策2 児童虐待防止対策、ヤングケアラー防止対策の推進 .....	77
施策3 障がい児や発達が気になる児童及び家庭への支援 .....	79
施策4 いじめや不登校、悩みや不安を抱える子どもへの支援 .....	80
施策5 子どもの権利に関する普及啓発 .....	81
基本目標5 子育て当事者への支援 .....	82
施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 .....	82
施策2 安心して子育てができる支援体制の整備 .....	84
施策3 家庭や地域の教育力、コミュニティ力の向上 .....	85
施策4 ひとり親家庭への支援 .....	86
施策5 共働き・共育てへの支援 .....	87
基本目標6 子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり .....	88
施策1 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備 .....	88
施策2 子どもの安全の確保 .....	89
施策3 地域の連携強化、支援団体への支援 .....	91

## 第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 第3期塩谷町子ども・子育て支援事業計画とは .....	92
2 教育・保育提供区域 .....	92
3 子ども・子育て支援事業計画に関わる法制度等の改正 .....	94
(1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案 .....	94
(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案 .....	95
4 量の見込みの基本的な考え方と町の将来人口の推計 .....	96

(1) 量の見込みの基本的な考え方.....	96
(2) 町の将来人口の推計（住民基本台帳によるコーホート変化率法に基づく推計）.....	96
5 教育・保育施設の量の見込み及び確保方策.....	97
(1) 1号認定（3～5歳、認定こども園（幼稚園部分）を利用希望）.....	97
(2) 2号認定（3～5歳、保育所（園）・認定こども園（保育所（園）部分）を利用希望）.....	98
(3) 3号認定（0～2歳、保育所（園）・認定こども園（保育所（園）部分）を利用希望）.....	99
6 地域子ども・子育て支援事業計画.....	101
(1) 利用者支援事業.....	101
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	102
(3) 妊婦健康診査事業.....	103
(4) 乳児家庭全戸訪問事業.....	104
(5) 養育支援訪問事業.....	105
(6) 子育て世帯訪問支援事業.....	106
(7) 児童育成支援拠点事業.....	106
(8) 親子関係形成支援事業.....	107
(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業.....	108
(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）.....	109
(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）.....	110
(12) 一時預かり事業.....	111
(13) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ室）.....	113
(14) 延長保育事業（時間外保育事業）.....	114
(15) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業）.....	115
(16) 妊婦等包括相談支援事業.....	117
(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）.....	118
(18) 産後ケア事業.....	119
(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	119
(20) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業.....	119
7 その他の基本的な取組.....	120
(1) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保.....	120
(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	120

## 第5章 計画の推進

1 計画の推進体制.....	121
2 教育・保育の提供にあたって.....	121
(1) 産後の休暇及び育児休業後の保育等の利用支援.....	121
(2) 外国につながる幼児への支援・配慮.....	121
3 計画の進行管理.....	122
(1) 連携による施策等の推進.....	122
(2) 実績把握・評価・見直し.....	122

## 資料

1 塩谷町子ども・子育て会議条例.....	123
2 塩谷町子ども・子育て会議運営要領.....	125
3 塩谷町子ども・子育て会議委員名簿.....	127



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

塩谷町では、令和2（2020）年3月策定の「第2期塩谷町子ども・子育て支援事業計画」（以下「前計画」という。）において、家庭における子育てを基本にしながら、子どもの健やかな成長と親が安心して子育てできるように、地域全体で支援する考えのもと、「元気に育て塩谷っ子 子育ての輪を広げよう」とともに3つの基本理念を掲げ、地域社会の中で子どもが健やかに成長できる環境を創り出すことを目的として、様々な取組を推進してきました。

前計画が令和6（2024）年度をもって終了することに加え、国の新しい法律である「子ども基本法」に基づく「子ども大綱」が示されたことを受け、その内容を踏まえた新たな『市町村子ども計画』となる「塩谷町子ども計画」（以下「本計画」）を策定し、塩谷町の子どもと子育て家庭、そして若者への支援に関する取組を総合的に推進するものです。

### （1）計画策定の背景

#### ① 少子化の進行に伴う本格的な子育て支援の始まり

平成15（2003）年  
少子化社会対策基本  
法、次世代育成支援  
対策推進法

平成15（2003）年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」<sup>1</sup>が制定され、子どもたちの育成を社会全体で支援する新たな取組が示されました。

#### ② 「子ども・子育て支援新制度」

平成24（2012）年  
子ども・子育て関連  
3法

平成24（2012）年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27（2015）年度から施行されました。一方、「次世代育成支援地域行動計画」は策定が任意化され、新たな法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となりました。

<sup>1</sup> 次世代育成支援対策推進法：当初は10年間の時限立法。令和7（2025）年3月までの期限に一旦延長された後、令和6（2024）年5月に育児・介護休業法とともに改正され、令和17（2035）年3月31日までに再延長された。

### ③ 子どもや若者を取り巻く動向

平成27（2015）年の「子ども・子育て支援新制度」施行後、我が国の子ども・若者を取り巻く環境や、国・社会の動向にも様々な変化が起っています。

平成12（2000）年  
児童虐待の防止等  
に関する法律

児童虐待については、平成12（2000）年、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成23（2011）年5月の民法・児童福祉法等の改正後、平成28（2016）年6月の児童福祉法改正等で社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られました。

平成22（2010）年  
子ども・若者育成  
支援推進法

平成22（2010）年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現を目指す取組が進められることになりました。

平成26（2014）年  
子どもの貧困対策の  
推進に関する法律

子どもの貧困対策については、平成26（2014）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」）が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子どもの貧困対策法は、令和元（2019）年9月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行による、市町村計画策定の努力義務化を経て、令和6（2024）年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

平成26（2014）年  
母子及び父子並び  
に寡婦福祉法

ひとり親家庭への支援については、「母子及び寡婦福祉法」から平成26（2014）年10月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改められ、母子家庭への支援に加え父子家庭への支援が拡大され、ひとり親世帯への就業・自立に向けた総合的な施策へと支援対策制度の充実が図られています。

平成28（2016）年  
改正障害者総合支援  
法・改正児童福祉法

障がいのある子どもへの対応については、平成28（2016）年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（改正障害者総合支援法）」及び「児童福祉法の一部を改正する法律（改正児童福祉法）」が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障がい児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性があげられています。

令和2（2020）年  
新子育て安心プラン

待機児童対策では、平成29（2017）年成立の「子育て安心プラン」が令和2（2020）年12月には「新子育て安心プラン」となり、様々な待機児童解消への取組強化策が打ち出されています。

## ④ 深刻な少子化の進行

令和5（2023）年  
出生数が過去最低に

我が国では、少子化の進行に歯止めがかからない状態が続いています。少子化の進行は、経済の成長力を低下させ、生活水準の改善を妨げたり、将来的な年金・医療など社会保障制度の安定性・持続性も大きく揺るがしてしまう深刻な問題です。

令和6（2024）年6月の厚生労働省の発表によると、令和5（2023）年の出生数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.20と令和4（2022）年の1.26からさらに低下しました。昭和22（1947）年に統計をとり始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで8年連続となります。

令和6（2024）年  
少子化対策関連法案  
が成立

令和6（2024）年6月5日、少子化対策関連法案が成立しています。同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長することと所得制限の撤廃、第3子以降の支給額の倍増、親の就労に関係なく子どもを保育所（園）等に預けることができる「こども誰でも通園制度」を令和8（2026）年4月から全国で開始することなどが定められています。

## ⑤ 子ども施策の新たな推進

令和5（2023）年4月  
こども家庭庁  
こども基本法

国は令和5（2023）年4月にこども家庭庁を創設、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を令和5（2023）年4月に施行しました。

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、子ども施策の基本理念、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定めています。また、市町村はこども大綱を勘案して、市町村における子ども施策についての計画「市町村こども計画」の策定が努力義務とされました。

令和5（2023）年12月  
こども大綱

令和5（2023）年12月には「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策法」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」を閣議決定しました。

令和6（2024）年4月  
改正児童福祉法

令和6（2024）年4月には「改正児童福祉法」が施行され、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。

令和6（2024）年5月  
こどもまんなか実行  
計画2024

令和6（2024）年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進める子ども政策の全体像及びアクションプランとなる「こどもまんなか実行計画2024」が決定しました。

## ⑥ こども基本法の概要

「こども基本法」は令和5（2023）年4月1日に施行されました。その目的及び基本理念の概要は以下のとおりです。

### 目 的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

### 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## ⑦ こども大綱における基本的な方針

「こども大綱」では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

## こども施策に関する基本的な方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

## (2) 計画の位置付け

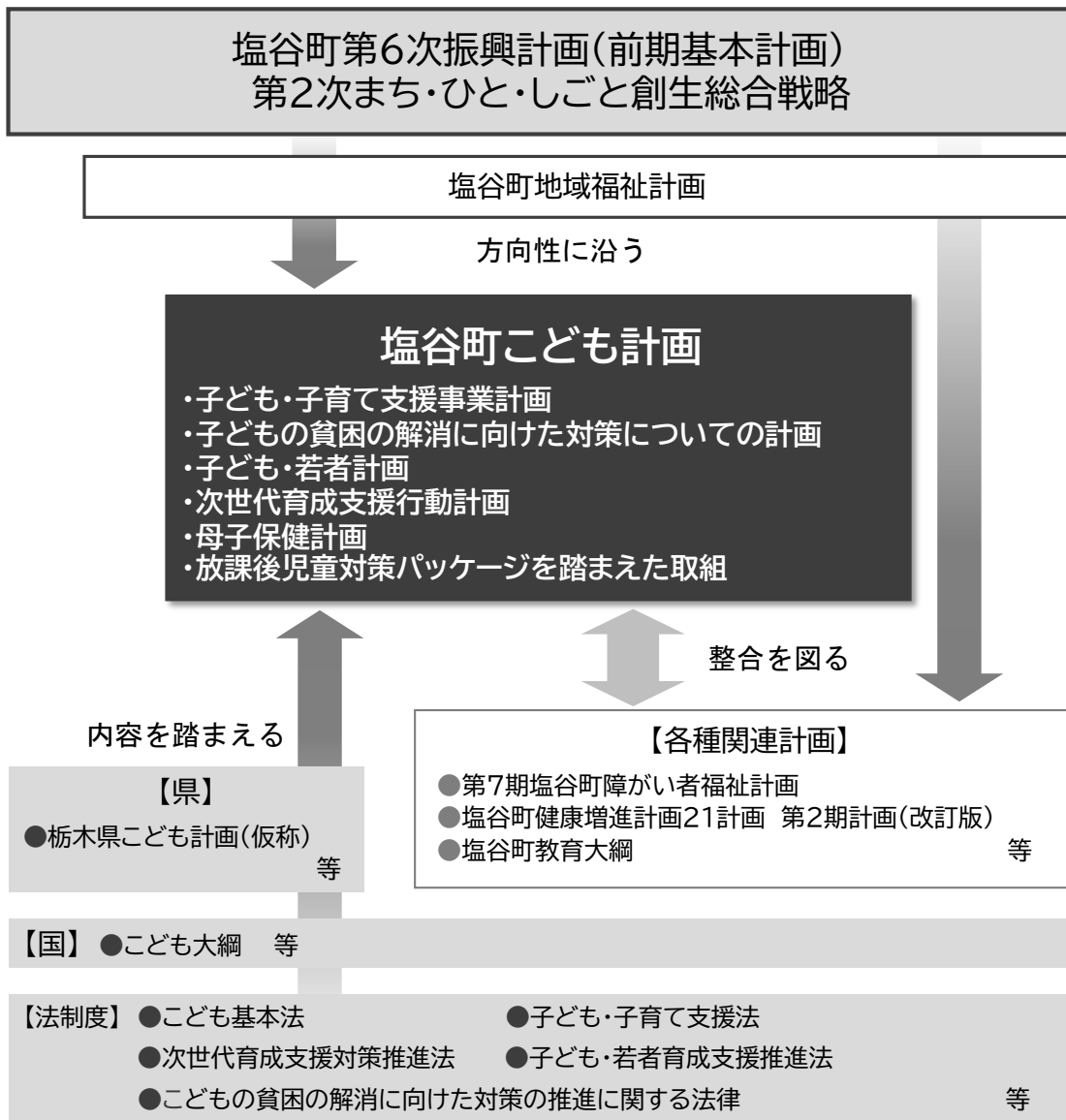
本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」としてこども大綱を勘案するとともに、本町における以下の計画・取組を包含するものとします。

## ■各計画と根拠法

計画名	根拠法
子ども・子育て支援事業計画 (第3期市町村子ども・子育て支援事業計画)	子ども・子育て支援法第61条第1項
子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条第1項
母子保健計画	

また、本計画は町の最上位計画である「塩谷町第6次振興計画 第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び福祉分野の上位計画である「塩谷町地域福祉計画」の方向性に沿ったものとします。さらに、町の各種関連計画と整合を図るとともに、県の「栃木県子ども計画（仮称）」等の内容を踏まえて策定するものです。

■本計画とその他の計画等との関係性



### (3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

#### ■本計画の計画期間及び各計画期間との関係性

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
<b>塩谷町第6次振興計画【基本構想】</b> (令和3(2021)～令和12(2030)年度)						
<b>【前期基本計画】</b> (令和3(2021)～令和7(2025)年度)		次期計画				
<b>第2次塩谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略</b> (令和3(2021)～令和7(2025)年度)		次期計画				
<b>塩谷町地域福祉計画</b> (令和3(2021)～令和7(2025)年度)		次期計画				
<b>塩谷町子ども計画（本計画）</b> (令和7(2025)～令和11(2029)年度)						次期計画
<b>第7期塩谷町障がい者福祉計画</b> (令和6(2024)～令和8(2026)年度)			次期計画			
<b>塩谷町健康増進計画21計画 第2期計画（改訂版）</b> (令和5(2023)～令和8(2026)年度)			次期計画			
<b>塩谷町教育大綱</b> (令和3(2021)～令和7(2025)年度)		次期計画				

## (4) 計画の策定体制

### ① 子ども・子育て会議による協議

本計画策定にあたっては、有識者、関係機関、町民等で構成する塩谷町子ども・子育て会議で計画内容について検討を行いました。

### ② 各種調査の実施

#### 1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

町内在住の小学校就学前児童のいる世帯（就学前児童保護者 300 世帯）及び小学生のいる世帯（小学生保護者 450 世帯）を対象に、教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用意向、子育て家庭の生活状況や子育て施策に関する意見・要望を把握するために実施しました。

#### 2) 子どもの生活実態調査

塩谷町立小学校の5、6年生と塩谷町立中学校の1～3年生の子どもとその保護者を対象に、世帯所得の状況による家庭と子どもの状況やニーズを把握するために実施しました。

#### 3) 施設等調査

町内の放課後児童クラブ室と相談支援事業所を対象に、事業所の運営方針や課題となっていること、困りごとを抱えている子どもとその家庭の状況や対応方法などを把握するために実施しました。

#### 4) 子どもの意見聴取

小学生から中学生の子どもたちに対して、子どもたちが求める「子どもの居場所」についてのニーズを把握する機会としました。

### ③ 町民からの意見聴取

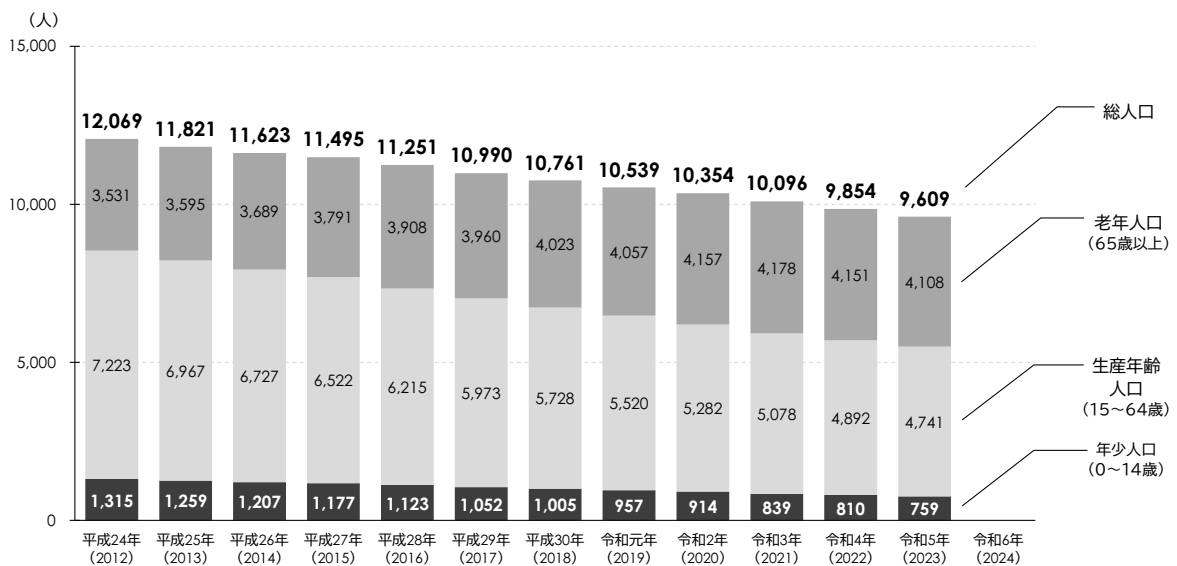
計画内容について町民からの幅広い意見を考慮して意思決定を行うため、町のホームページ等における意見募集（パブリックコメント）を行い意見を募りました。

## 2 子どもと家庭を取り巻く塩谷町の現状

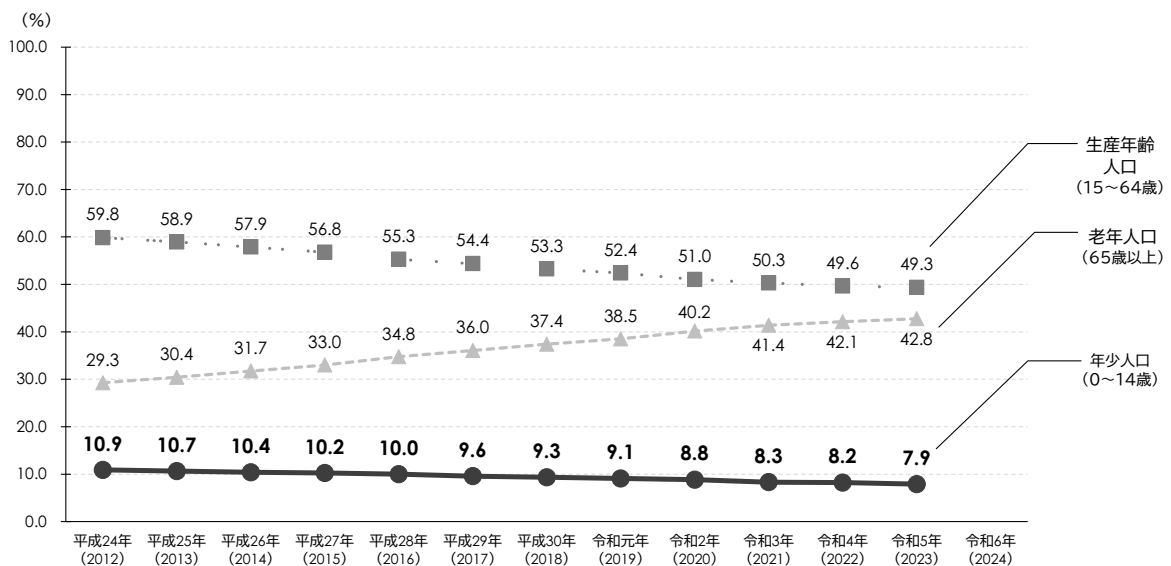
### (1) 人口の傾向

町の総人口は、令和5（2023）年に9,609人となっています。総人口は平成24（2012）年以降緩やかな減少傾向で推移しています。また、年齢3区分別人口を構成比で見ると、老年人口（65歳以上）の割合が増加し、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）の割合が減少傾向で推移しています。

▼塩谷町の年齢3区分別人口の推移



▼塩谷町の年齢3区分別人口構成比の推移

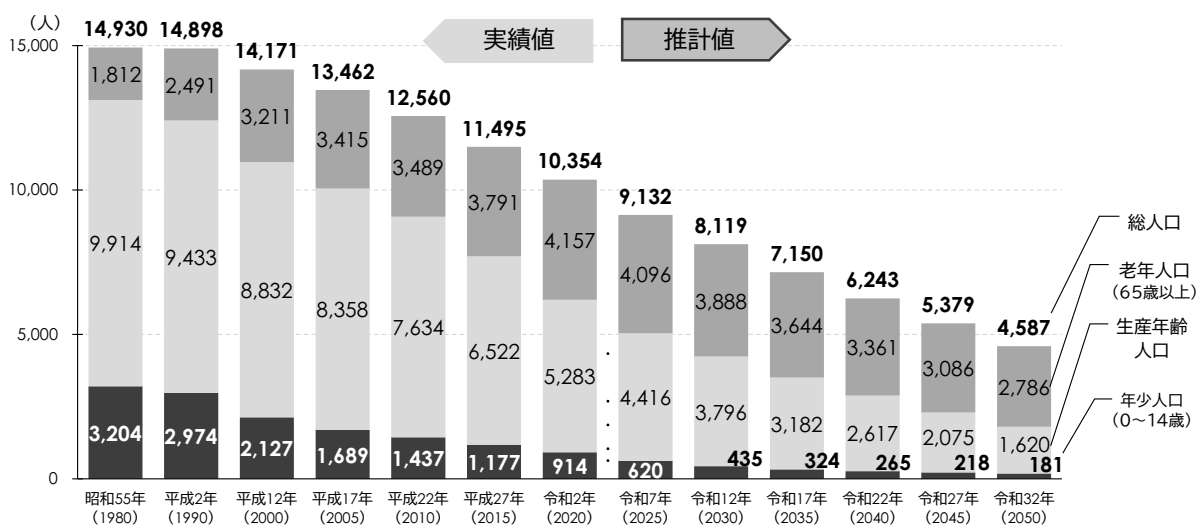


資料：栃木県常住人口調査（各年10月1日時点）

## (2) 人口推計の傾向

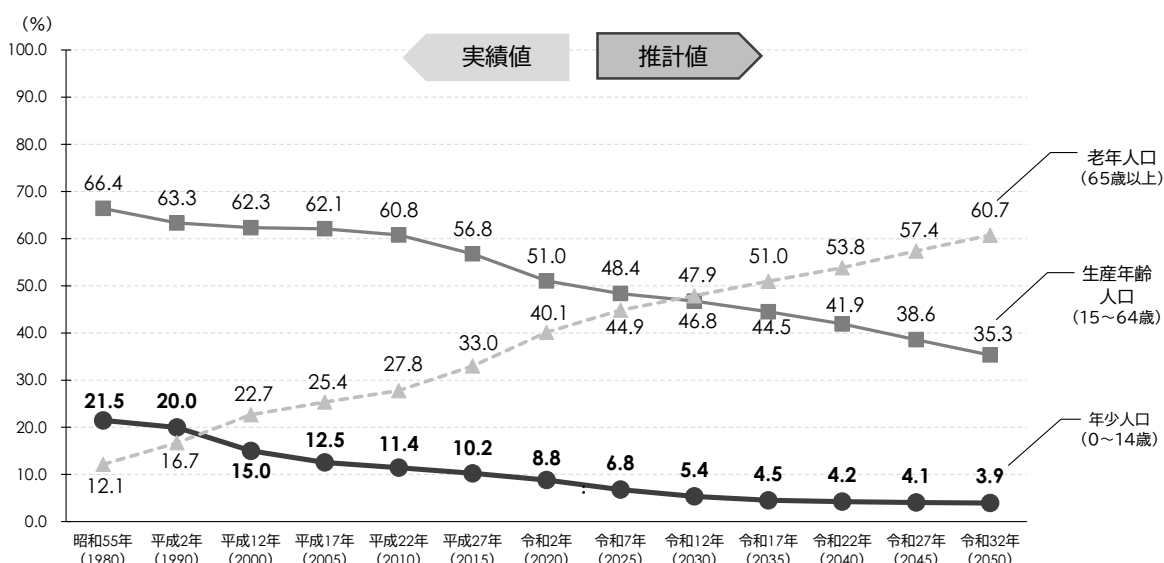
町の人口推計について、国勢調査の統計データをベースにした国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計をみると、総人口は令和7（2025）年以降減少傾向で推移し、令和32（2050）年では4,587人となる予測です。年少人口（0～14歳）の推移をみると、令和2（2020）年の914人が、令和32（2050）年には181人まで減少する予測です。

▼塩谷町の年齢3区分別人口推計



注）総人口は、「不詳」を加えた値のため、各年齢区分の合計と一致しません。

▼塩谷町の年齢3区分別人口割合の推計



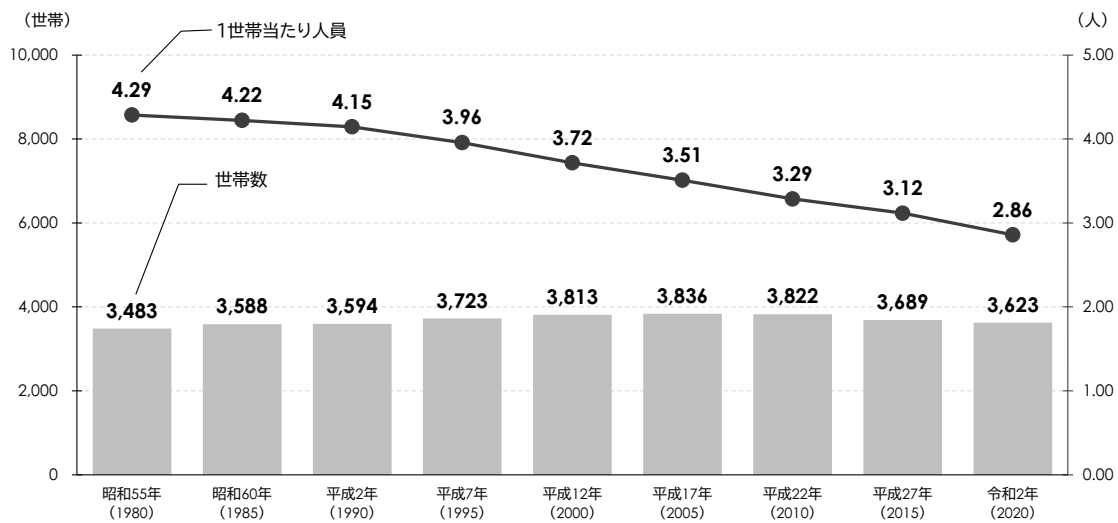
資料：平成17（2005）～令和2（2020）年の人口は、国勢調査の実績値、令和7（2025）年以降の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計で、令和2（2020）年までの国勢調査の実績値を基にして算出された令和5（2023）年時点の公表データ

### (3) 世帯の傾向

町の世帯数は増加傾向で推移しており、令和2（2020）年は3,623世帯となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、令和2（2020）年には2.86人となっています。

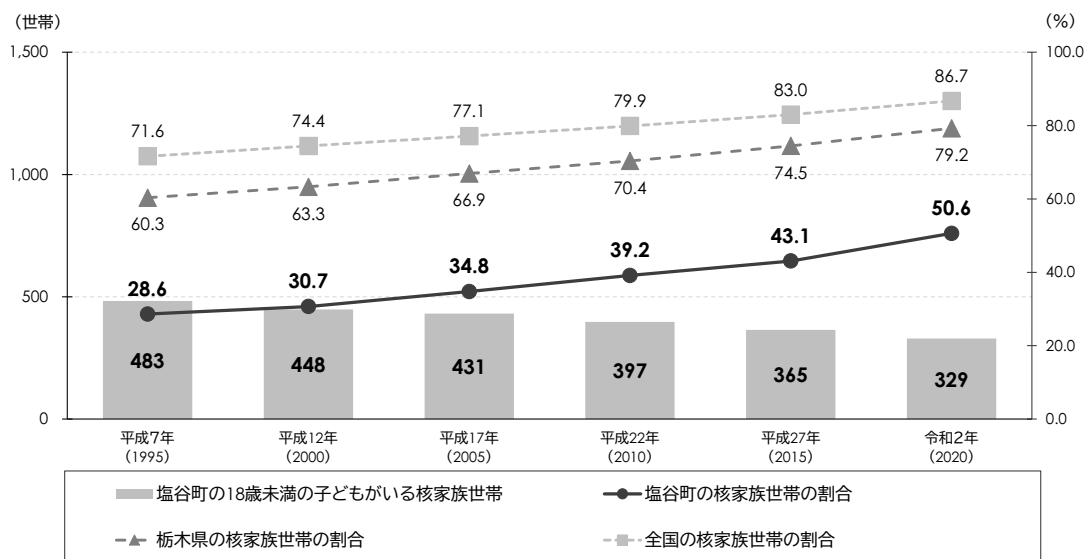
また、18歳未満の子どもがいる世帯のうち核家族世帯の割合は、全国や栃木県と比べて低い水準で推移していますが、増加傾向がみられることから核家族化が進行していることが示唆されます。

#### ▼塩谷町の世帯数、1世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

#### ▼塩谷町の18歳未満の子どもがいる核家族世帯数と全国、栃木県、塩谷町の割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

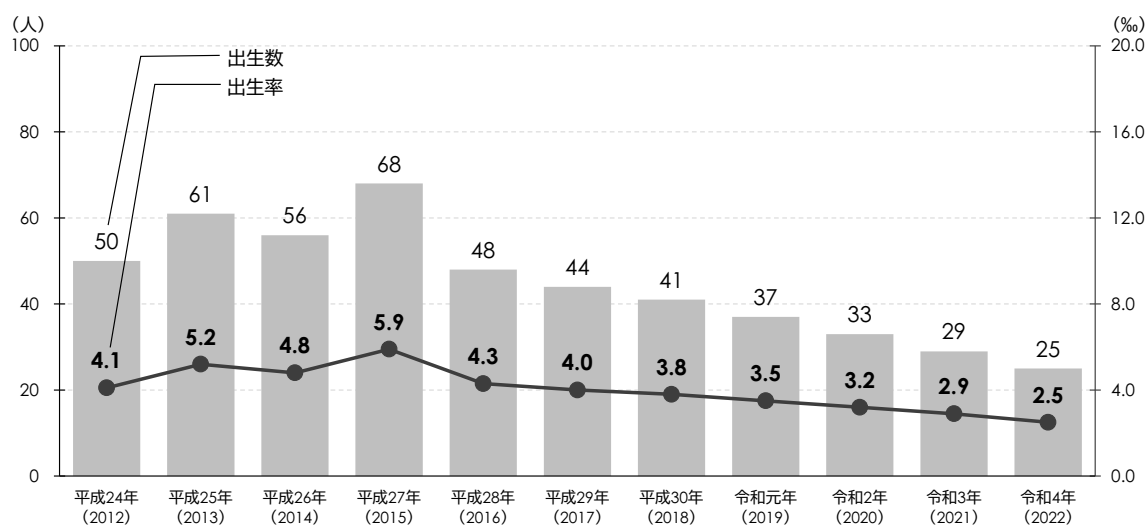
## (4) 出生の傾向

町の出生数は、平成 28 (2016) 年以降、減少傾向で推移しており、平成 28 (2016) 年の 48 人から令和 4 (2022) 年では 25 人となっています。また、出生率も同様に減少傾向で推移しており、平成 28 (2016) の 4.3‰ (パーミル) ※から令和 4 (2022) 年では 2.5‰ (パーミル) ※となっています。

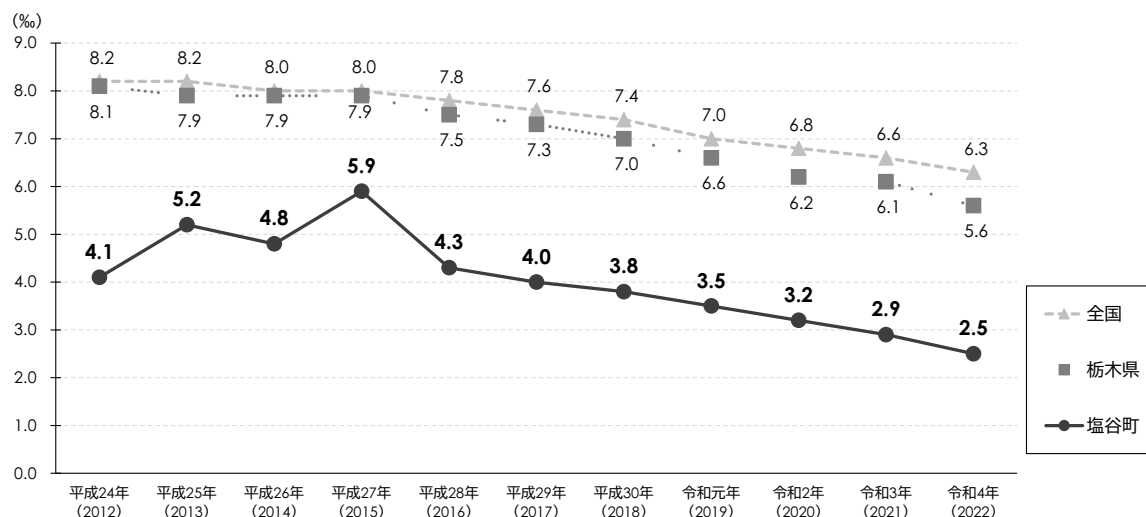
町の出生率を全国、栃木県と比較してみると、全国と栃木県より低い値で推移しています。

※‰ (パーミル) とは、1,000 分の 1 の単位で、% (パーセント) の 10 分の 1

### ▼塩谷町の出生数、出生率の推移



### ▼全国、栃木県、塩谷町の出生率の推移



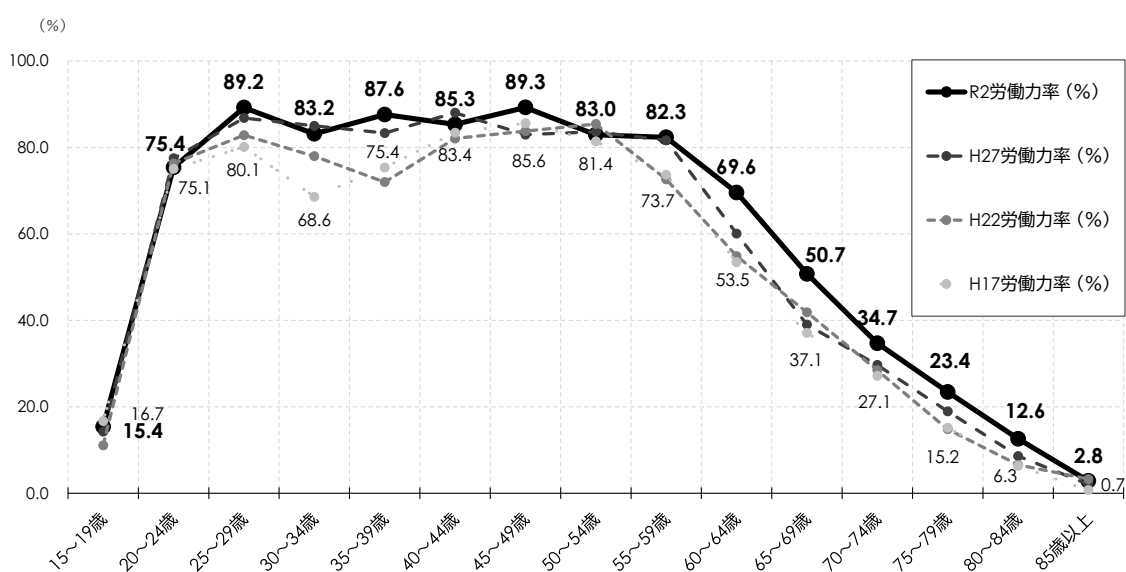
資料：平成 24 (2012) 年～平成 30 (2018) 年の数値は栃木県保健福祉統計年報、令和元年以降の数値は栃木県人口動態統計 (各年 1 月 1 日時点)

## (5) 就業状況の傾向

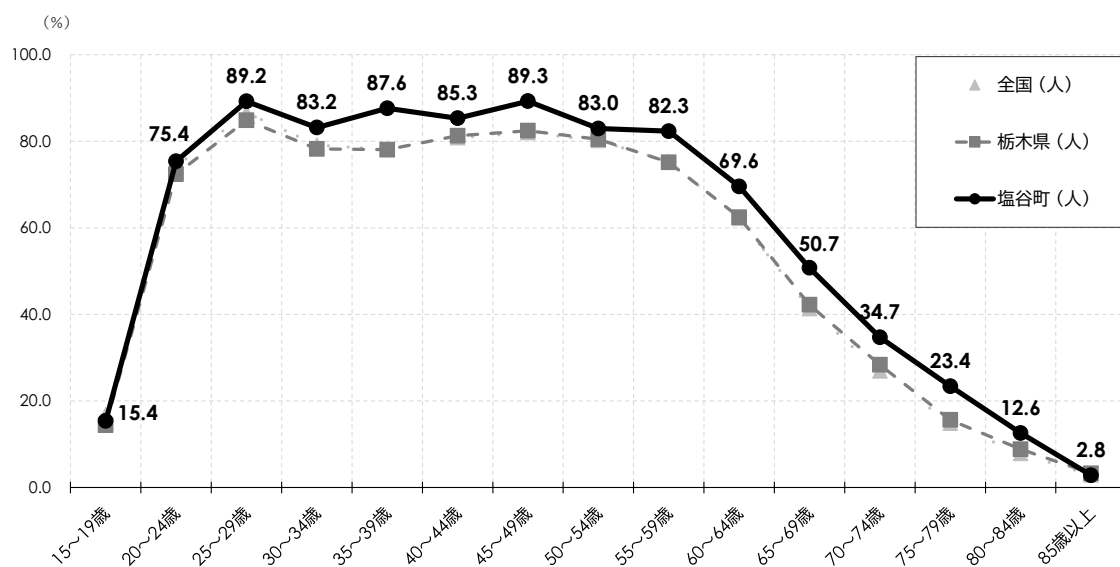
町の年齢別女性の労働力率(就労している女性の割合)の推移をみると、平成17(2005)年から令和2(2020)年にかけて、15~19歳、20~24歳を除くほとんど全ての年齢層で増加の傾向がみられます。特に、女性の結婚、出産、育児期にあたる20歳代後半~30歳代をみると、大きく増加しています。

また、令和2(2020)年時点での町の年齢別女性の労働力率を全国や栃木県と比較すると、全ての年齢で塩谷町が全国や栃木県より高い値となっています。

### ▼塩谷町の年齢別、女性の労働力率の推移



### ▼全国、栃木県、塩谷町の年齢別、女性の労働力率(令和2(2020)年時点)



資料：国勢調査(各年10月1日時点)

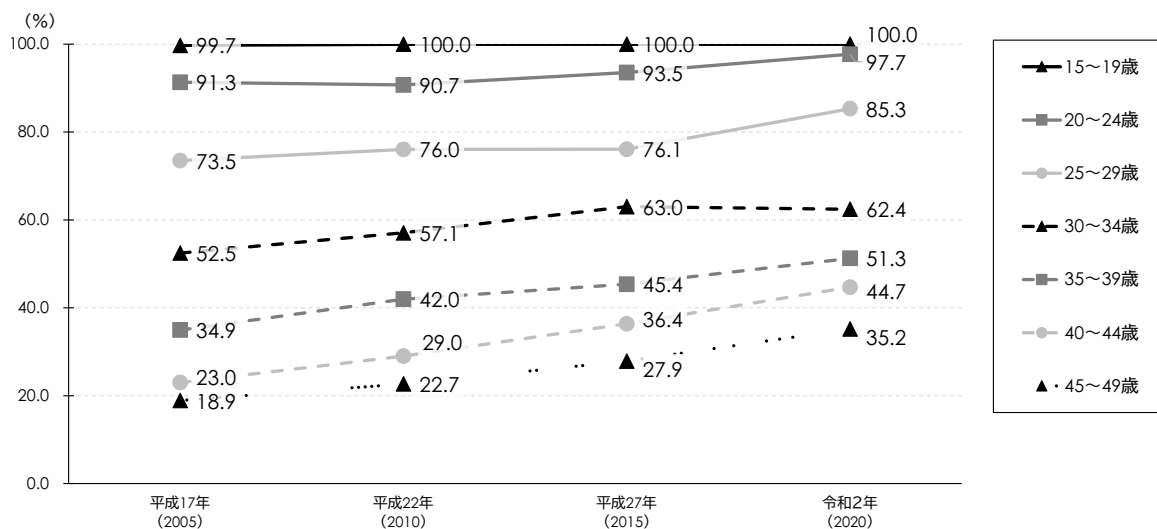
## (6) 婚姻の傾向

### ① 男性、女性の未婚の傾向

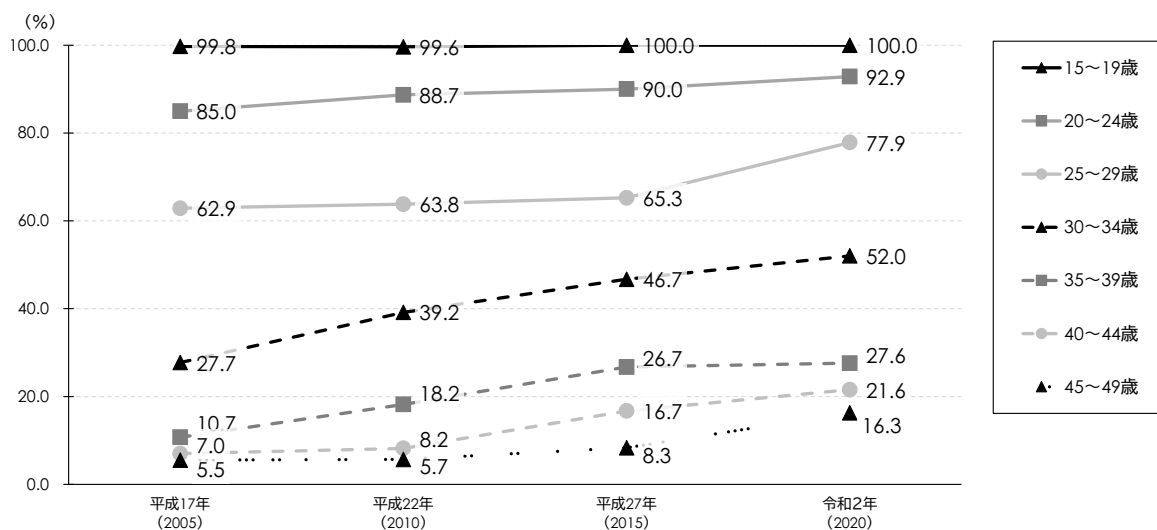
町の男性・女性の年齢区分別（10歳代～40歳代）の未婚率（結婚していない人の割合）をみると、男女の各年齢ともおおむね増加傾向で推移しています。平成17（2005）年と令和2（2020）年を比較すると、男性、女性ともに15～19歳、20～24歳を除くすべてで1割以上増加しています（男性の30～34歳は9.9ポイントの増加なので約1割）。

また、令和2（2020）年時点での町の男性・女性の年齢区分別（10歳代～40歳代）の未婚率を全国、栃木県と比較すると、男女のいずれの年齢でも全国や栃木県より高い値となっています。

#### ▼男性の年齢区分別未婚率の推移

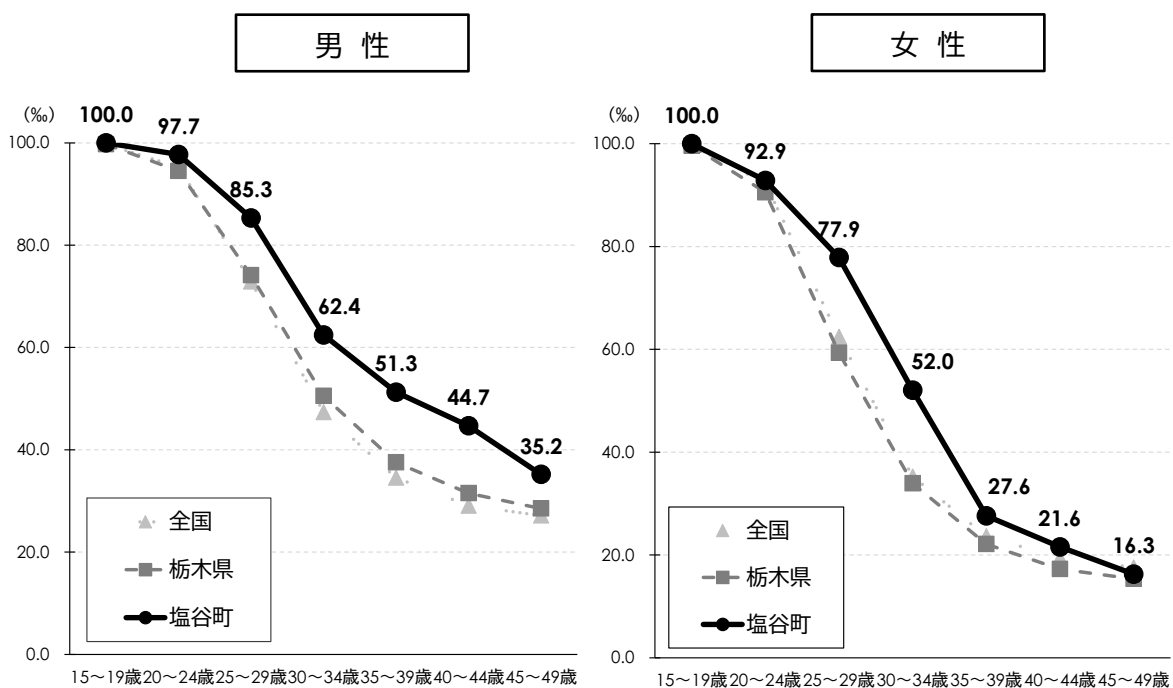


#### ▼女性の年齢区分別未婚率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

▼全国、栃木県、塩谷町の男性・女性の年齢区分別（10歳代～40歳代）未婚率  
（令和2（2020）年）



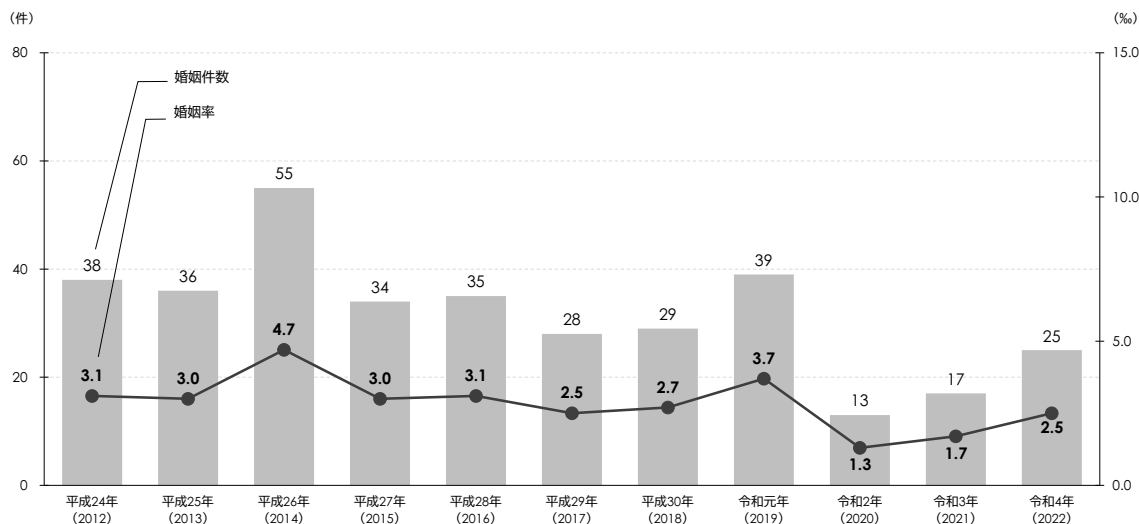
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

## ② 婚姻の傾向

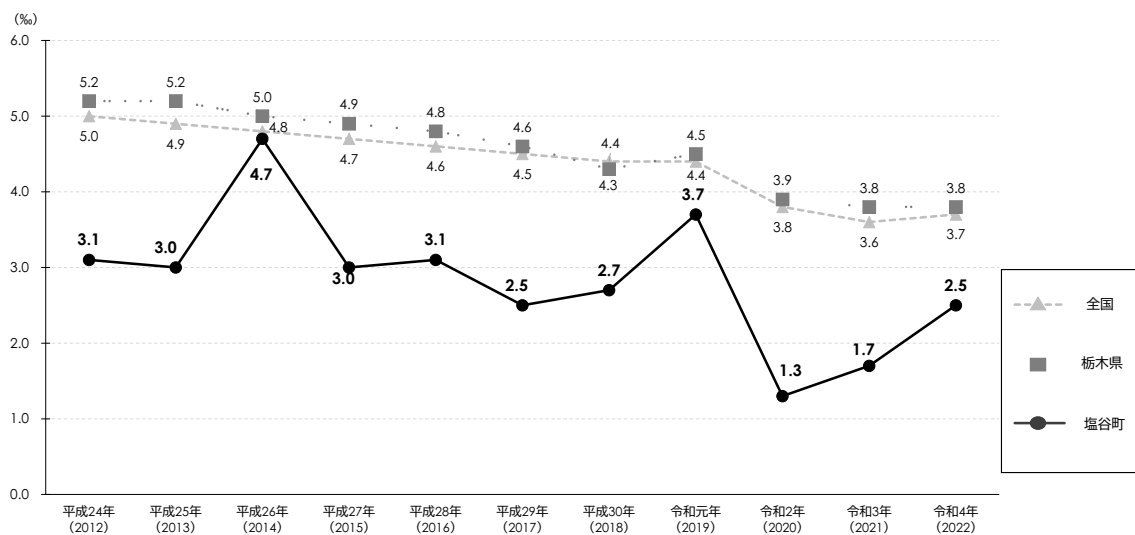
町の婚姻件数は増減を繰り返していますが、おおむね減少傾向で推移しており、令和4（2022）年は25件です。また、町の婚姻率を全国、栃木県と比較すると、全国や栃木県より下回って推移しています。

※‰（パーミル）とは、1,000分の1の単位で、%（パーセント）の10分の1

### ▼塩谷町の婚姻件数と婚姻率の推移



### ▼全国、栃木県、塩谷町の婚姻率の推移



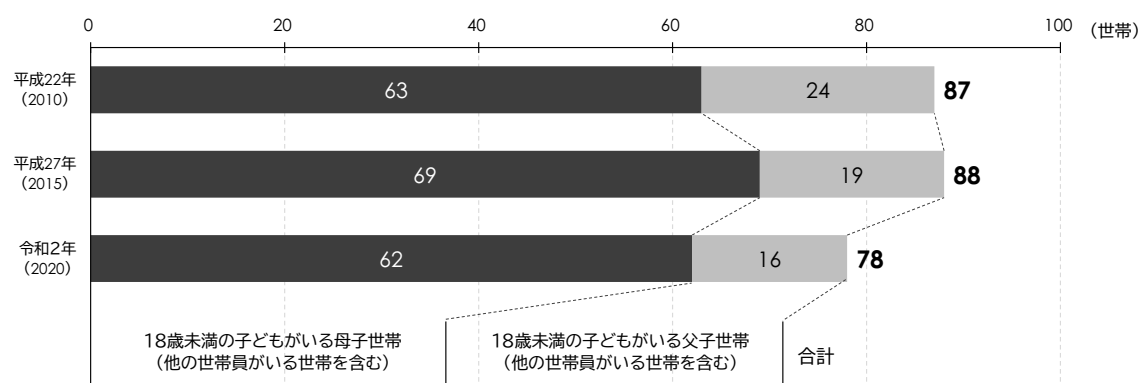
資料：栃木県常住人口調査（各年1月1日時点）

## (7) ひとり親世帯の傾向

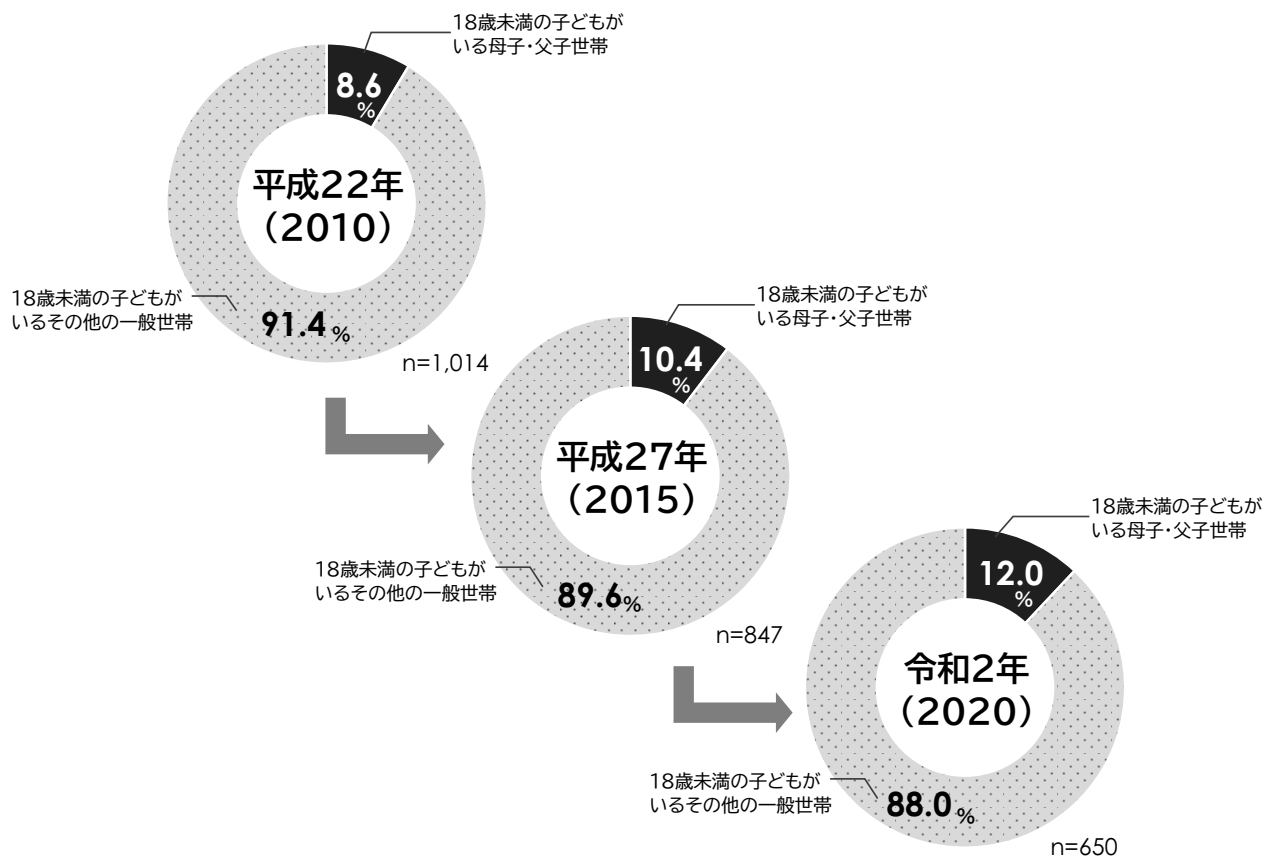
町の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の推移をみると、平成22（2010）年の87世帯から令和2（2020）年には78世帯に減少しており、その内訳は、母子世帯が62世帯、父子世帯が16世帯となっています。

また、18歳未満の子どもがいる一般世帯に占める母子・父子世帯の割合は、平成22（2010）年が8.6%、平成27（2015）年が10.4%、令和2（2020）年が12.0%となっており、増加傾向で推移しています。

▼塩谷町の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯の推移



▼塩谷町の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯割合の推移



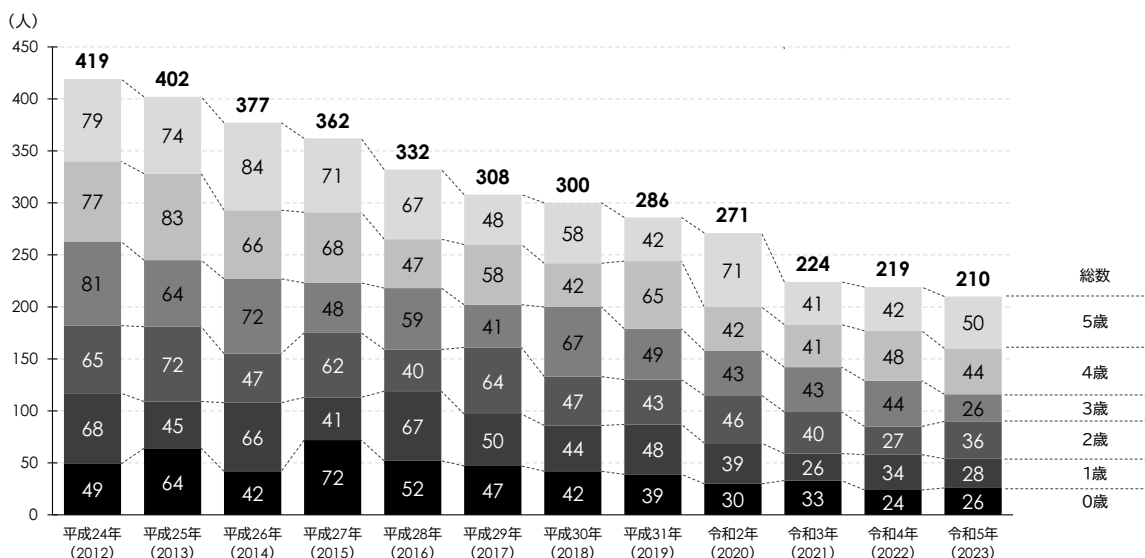
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

## (8) 児童数の傾向

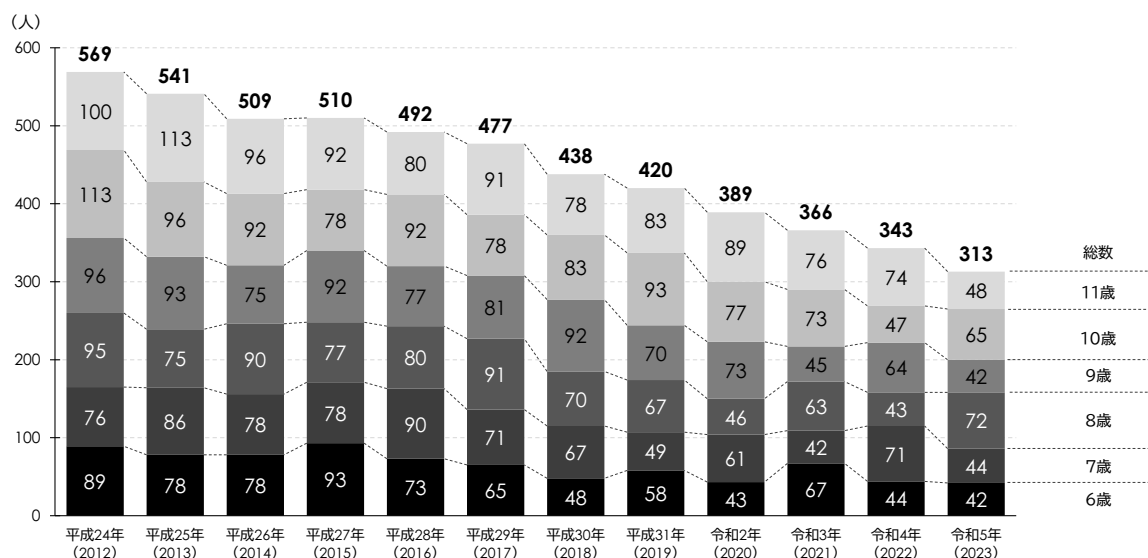
町の0～5歳の児童数は減少傾向で推移しており、平成24（2012）年の419人から令和5（2023）年は210人となっています。

また、6～11歳の児童数も減少傾向で推移しており、平成24（2012）年の569人から令和5（2023）年は313人となっています。

▼塩谷町の年齢別（0～5歳）児童数の推移



▼塩谷町の年齢別（6～11歳）児童数の推移



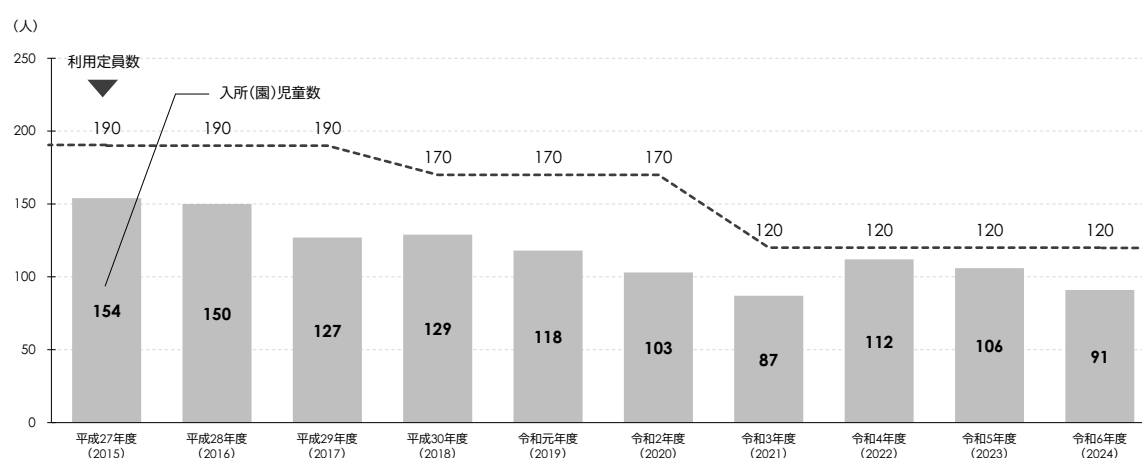
資料：栃木県常住人口調査（各年10月1日時点）

## (9) 保育所（園）の傾向

町内の保育所（園）は、ふにゅう保育園とおおみや保育園の2か所を維持しています。また、児童数は平成27（2015）年度に154人で、以降令和3（2021）年度までおおむね減少傾向で推移し、令和4（2022）年度に増加して112人となりましたが、その後は再び減少して令和6（2024）年度は91人となっています。

また、平成27（2015）年度以降、入所（園）児童数が利用定員数を上回った年度はありません。

### ▼塩谷町の保育所（園）の入所（園）児童数と利用定員数の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
保育所(園) 施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

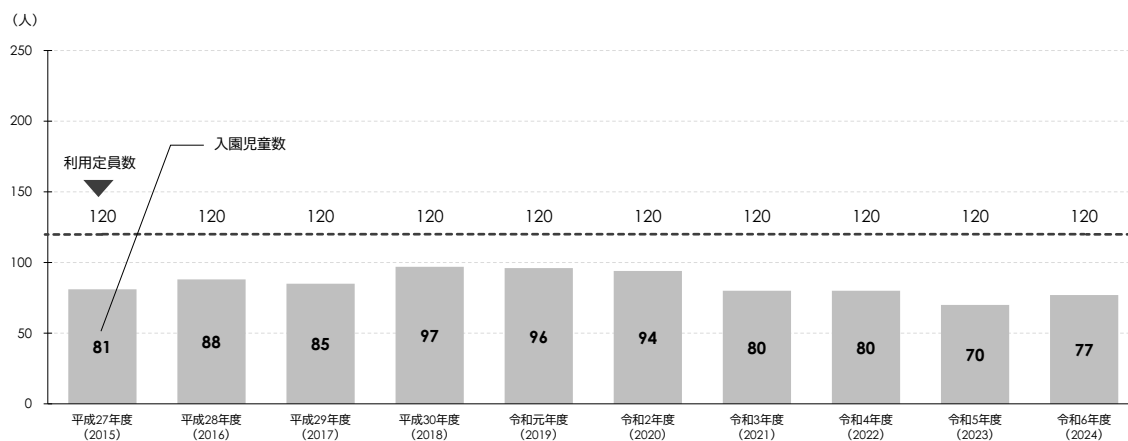
資料：健康生活課（各年度4月1日時点）

## (10) 認定こども園の傾向

町内の認定こども園は、認定しおやこども園の1か所を維持しています。

入園児童数は平成27(2015)年度の81人から緩やかな増減を繰り返しながら推移し、令和6(2024)年度はわずかに減少し77人となっています。また、平成27(2015)年度以降、入園児童数が利用定員数を上回った年度はありません。

▼塩谷町の認定こども園の入園児童数と利用定員数の推移



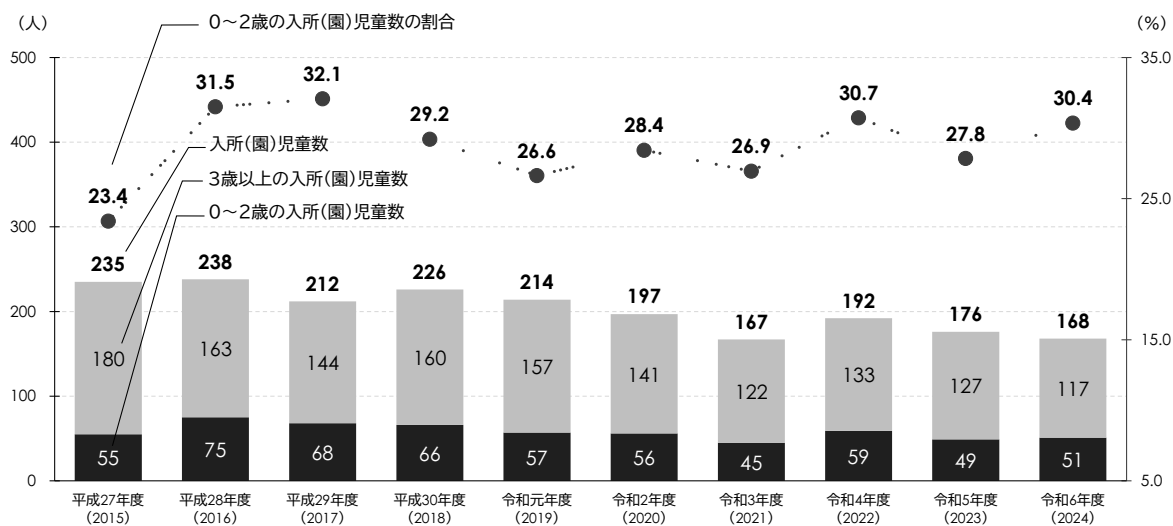
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
認定こども園施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

資料：健康生活課（各年度4月1日時点）

## (11) 0～2歳児の入園児童数の傾向

町内の保育所（園）及び認定こども園の入園児のうち、0～2歳児の割合は平成27（2015）年度から増減を繰り返しながら推移しており、令和6（2024）年度は30.4%となっています。

### ▼塩谷町の保育所（園）及び認定こども園の0～2歳児の入園児童数の推移



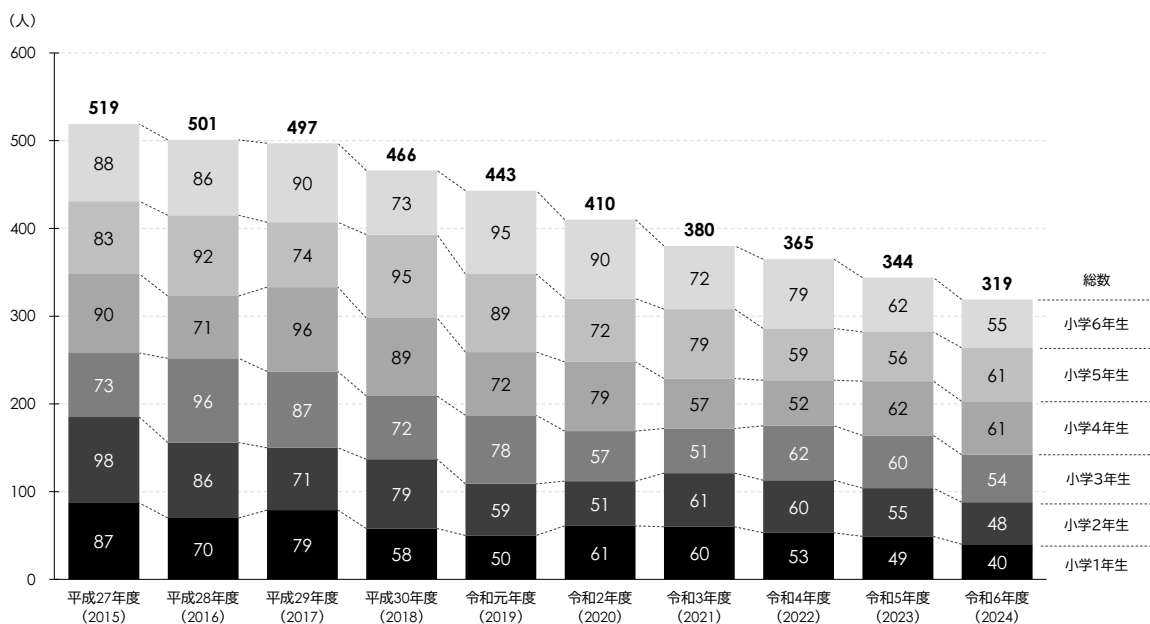
資料：健康生活課（各年度4月1日時点）

## (12) 小学校の児童数の傾向

町内の小学校は、船生小学校、玉生小学校、大宮小学校の3校を維持しています。児童数はおおむね減少傾向で推移しており、平成27(2015)年度の519人から令和6(2024)年度は319人となっています。

学級数は平成27(2015)年度以降、おおむね横ばいで推移しており、令和6(2024)年度は22学級となっています。一方、特別支援学級は増加傾向で、平成27(2015)年度の2学級から令和6(2024)年度には4学級となっています。

▼塩谷町の学年別小学校児童数の推移



	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)
小学校数	3校	3校	3校	3校	3校	3校	3校	3校	3校	3校
学級数 (うち特別支援学級数)	23学級 (2学級)	22学級 (3学級)	22学級 (3学級)	22学級 (3学級)	22学級 (3学級)	24学級 (5学級)	23学級 (5学級)	23学級 (5学級)	23学級 (5学級)	22学級 (4学級)

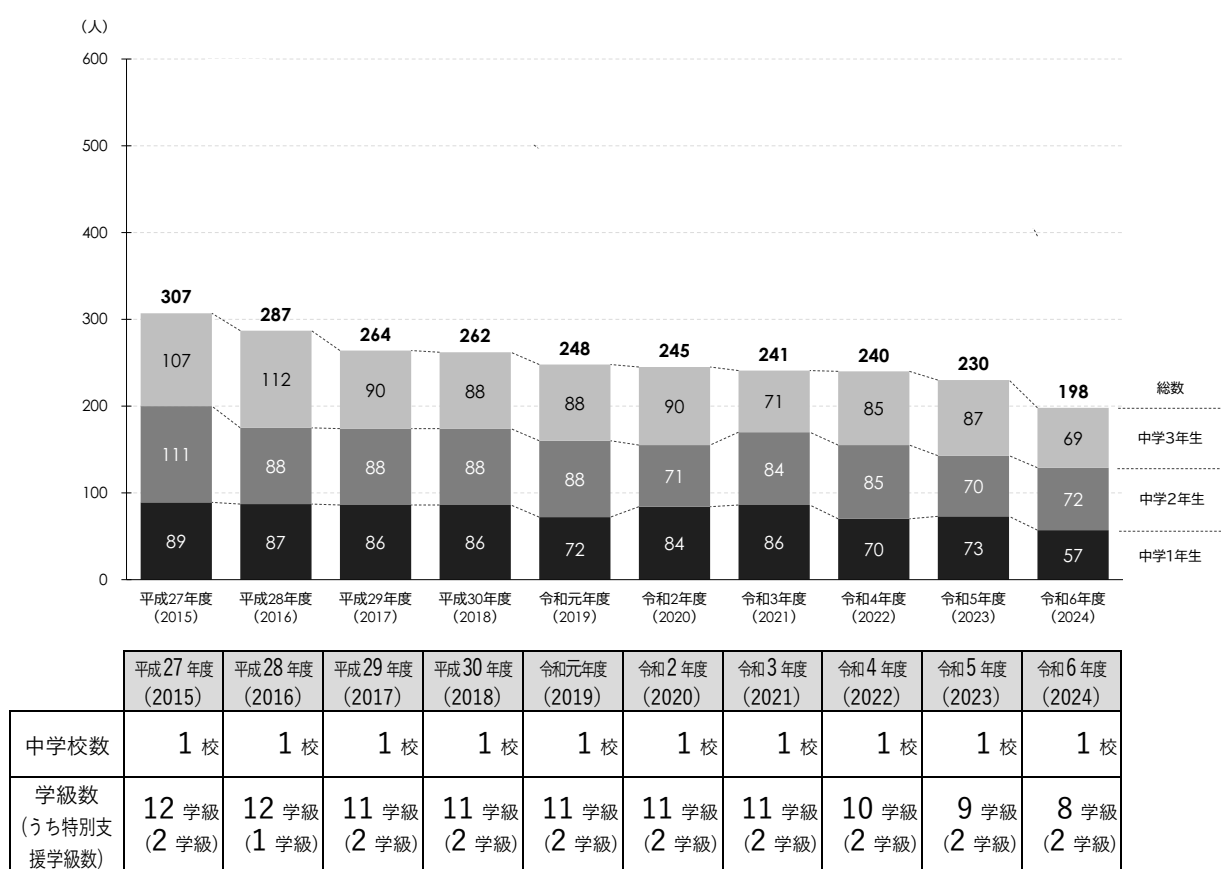
資料：学校教育課（各年5月1日時点）

## (13) 中学校の生徒数の傾向

町内の中学校は、塩谷中学校の1校を維持しています。生徒数は緩やかに減少傾向で推移しており、平成27（2015）年度の307人から令和6（2024）年度は198人となっています。

学級数も生徒数の減少に比例し減少しており、平成27（2015）年度の12学級から令和6（2024）年度は8学級となっています。特別支援学級はおおむね2学級で推移しており、大きな変化はありません。

### ▼塩谷町の学年別中学校生徒数の推移



資料：学校教育課（各年5月1日時点）

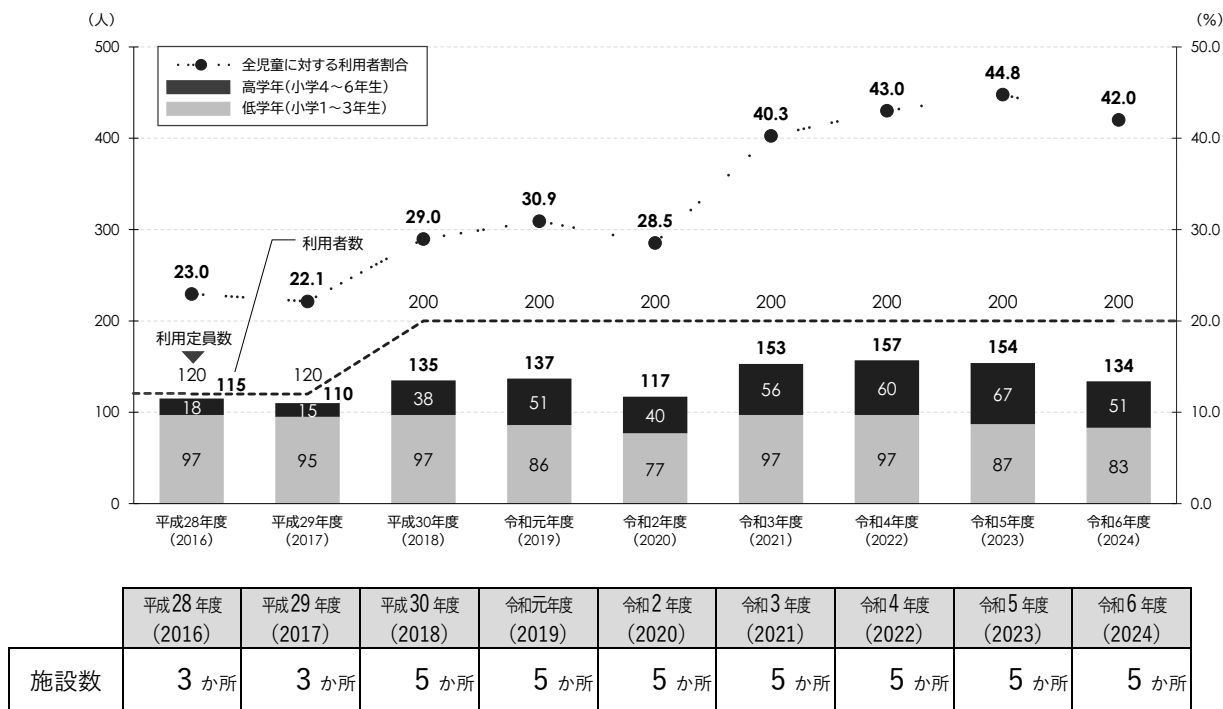
## (14) 放課後児童クラブ室利用者数の傾向

放課後児童クラブ室は平成 30 (2018) 年度に 2 か所開設し、それまでの 3 か所から 5 か所に増設し、以降、令和 6 (2024) 年度まで維持しています。また、利用者数は平成 28 (2016) 年度の 115 人から増減を繰り返しながら推移しており、令和 6 (2024) 年度は 134 人となっています。

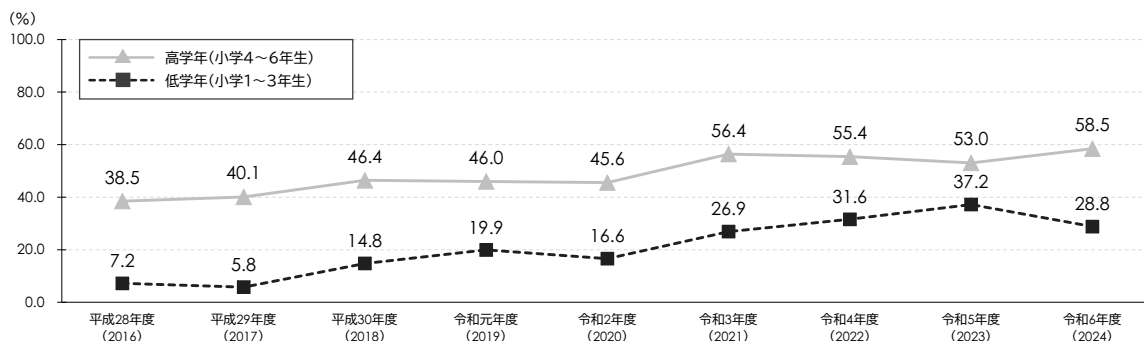
全児童に対する利用者割合をみると、平成 28 (2016) 年度の 23.0% から令和 6 (2024) 年度には 19.0 ポイント増加して 42.0% となっています。

利用者数を低学年・高学年別にみると、低学年はわずかに増減を繰り返しながら 80 人台～90 人台で推移していますが、高学年は大きく増加しています。これを学年ごとの児童数に占める利用者の割合でみると、低学年、高学年ともに増加傾向で推移しており、令和 6 (2024) 年度では低学年は 6 割弱、高学年は 3 割弱の利用状況です。

### ▼塩谷町の低学年・高学年別の放課後児童クラブ室利用者数及び全児童に対する利用者割合の推移



### ▼塩谷町の低学年・高学年別の放課後児童クラブ室利用者割合の推移



資料：健康生活課（各年 4 月 1 日時点）

## 3 子ども・子育て支援に関する町民ニーズ

### (1) 調査概要

#### ① 調査の目的

本計画の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や町の施策に対する保護者の意見や要望を計画に反映させるため、『「塩谷町こども計画」策定のためのアンケート調査（以下、「ニーズ調査」という）』と『「塩谷町子どもの生活実態調査（以下、「生活実態調査」という）」の2種類の調査を実施しました。

#### ② 調査の対象

##### ▼ニーズ調査

調査票名	調査対象の概要
就学前児童保護者票	就学前児童の保護者
小学生保護者票	小学生の保護者

##### ▼生活実態調査

調査票名	調査対象の概要
大人票	小学校5、6年生と中学校1～3年生の保護者
子ども票	小学校5、6年生と中学校1～3年生

#### ③ 調査の期間及び調査方法

- 調査期間：令和6年3月16日（土）から3月31日（日）まで
- 調査方法：郵送による配布・回収及びWEB回答を併用

#### ④ 配付・回収状況

##### ▼ニーズ調査

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者票	300 票	205 票	68.3%
小学生保護者票	450 票	309 票	68.7%

##### ▼生活実態調査

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
大人票	520 票	255 票	49.0%
子ども票	520 票	282 票	54.2%

## (2) 調査結果

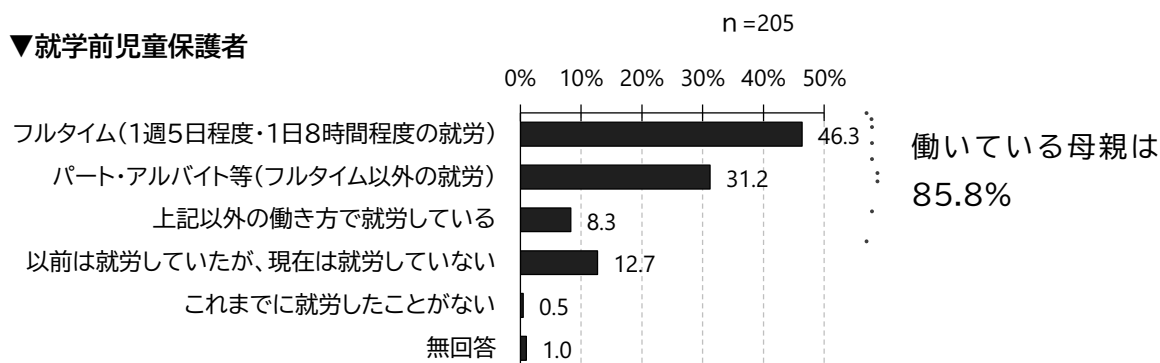
### ① 母親の就労状況

母親の就労形態について、就学前児童保護者は「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が46.3%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が31.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が12.7%となっています。

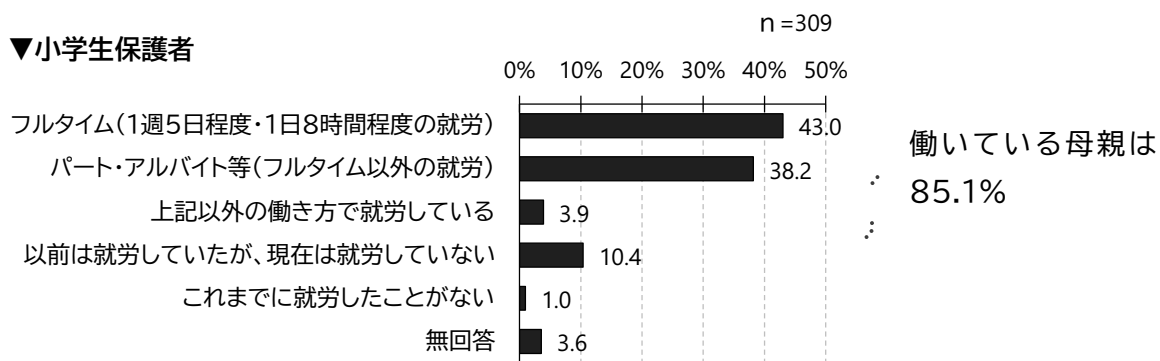
小学生保護者は「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が43.0%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が38.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が10.4%となっています。

また、フルタイムやパート・アルバイトなど、働いている母親の割合は、就学前児童保護者が85.8%、小学生保護者が85.1%となっています。

#### ▼就学前児童保護者



#### ▼小学生保護者



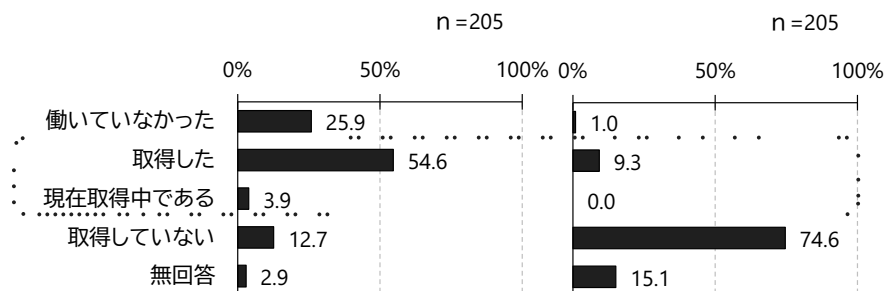
② 育児休業の取得状況<就学前児童保護者のみ>

育児休業制度利用の有無について、母親は『取得した』（「取得した」と「現在取得中である」の合計）が 58.5%、父親は『取得した』（「取得した」と「現在取得中である」の合計）が 9.3%となっています。

『前回調査結果（H30年）との比較』をみると、「取得した（取得中である）」は母親が 19.1ポイント増加、父親が 6.9ポイント増加と、母親、父親とも増加の傾向がみられます。

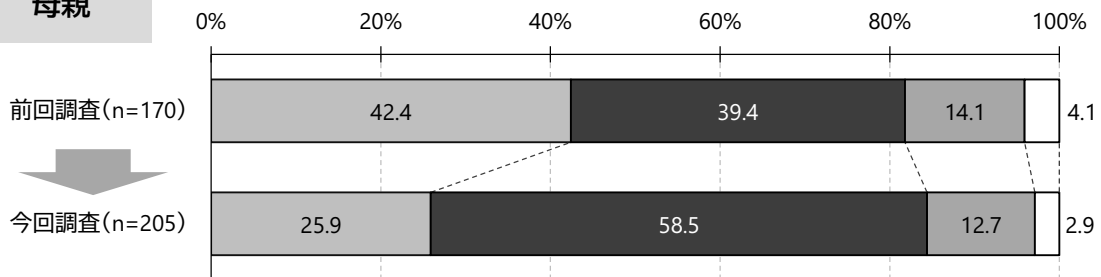
▼母親の育児休業取得状況

▼父親の育児休業取得状況



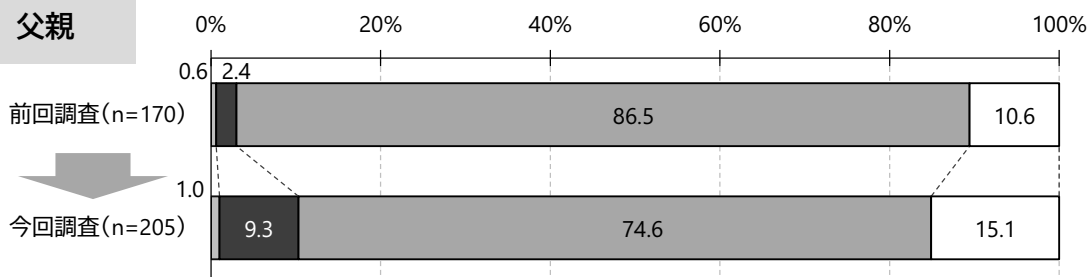
(参考) 前回調査結果(H30年)との比較

母親



■ 働いていなかった ■ 取得した (取得中である) ■ 取得していない □ 無回答

父親



■ 働いていなかった ■ 取得した (取得中である) ■ 取得していない □ 無回答

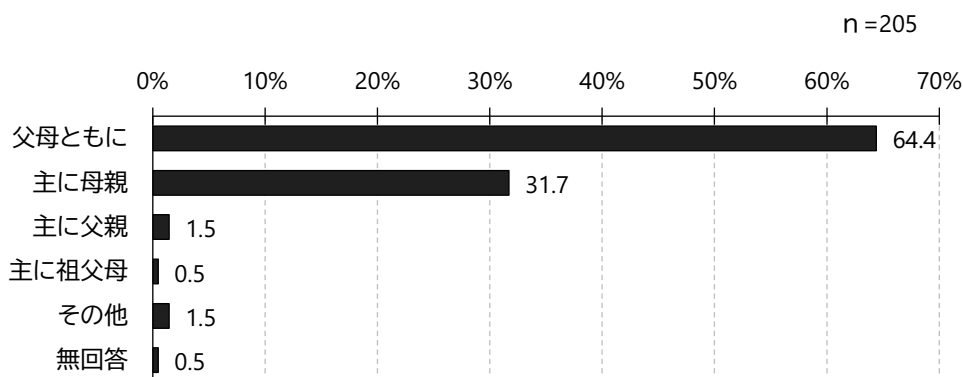
注) 前回調査結果に合わせて、「取得した」と「現在取得中である」を足した割合で表記。

③ 子育て（教育を含む）を主に行っている人<就学前児童保護者のみ>

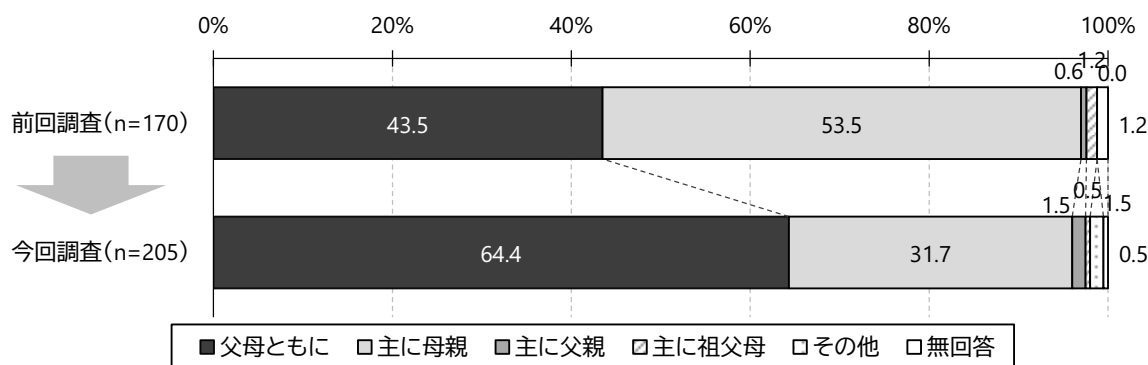
教育を含む子育てを主に行っている人について、「父母ともに」が64.4%と最も多く、次いで「主に母親」が31.7%、「主に父親」及び「その他」が1.5%となっています。

『前回調査結果（H30年）との比較』をみると、「父母ともに」は前回調査が43.5%、今回調査が64.4%で、20ポイント以上の増加となっています。

▼就学前児童保護者 子育て（教育を含む）を主に行っている人



(参考)前回調査結果(H30年)との比較

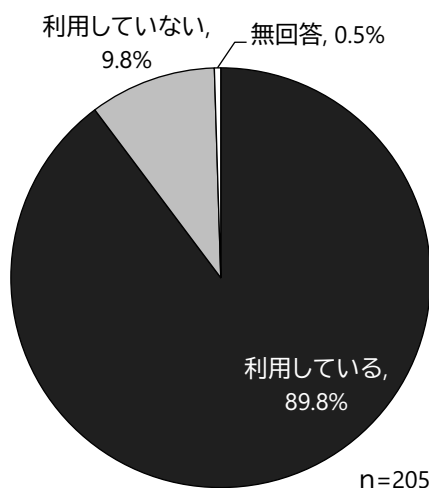


④ 「定期的な」教育・保育の利用状況<就学前児童保護者のみ>

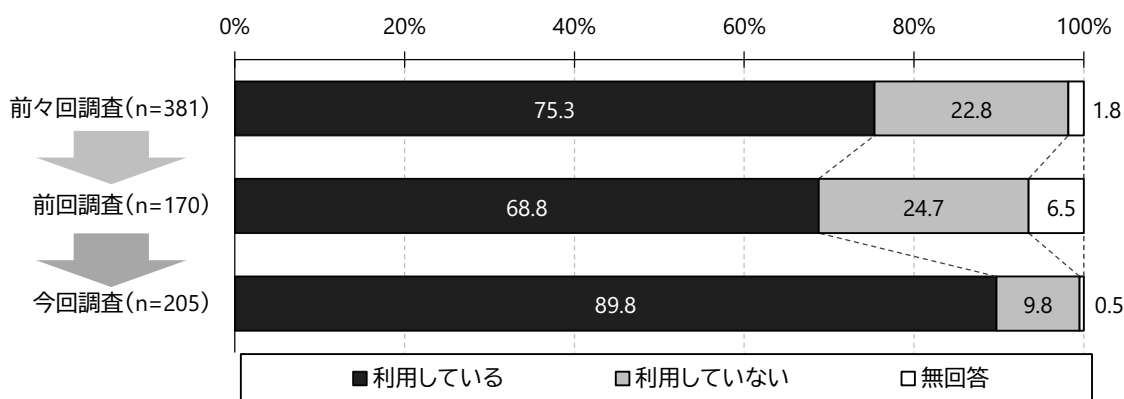
保育所（園）や認定こども園などの教育・保育の利用の有無について「利用している」は 89.8%となっています。

『前々回調査結果（H25 年）、前回調査結果（H30 年）との比較』をみると、「利用している」は前々回調査が 75.3%、前回調査が 68.8%、今回調査が 89.8%で、前々回及び前回の調査時より増加しています。

▼就学前児童保護者 「定期的な」教育・保育の利用状況



(参考)前々回調査結果(H25 年)、前回調査結果(H30 年)との比較

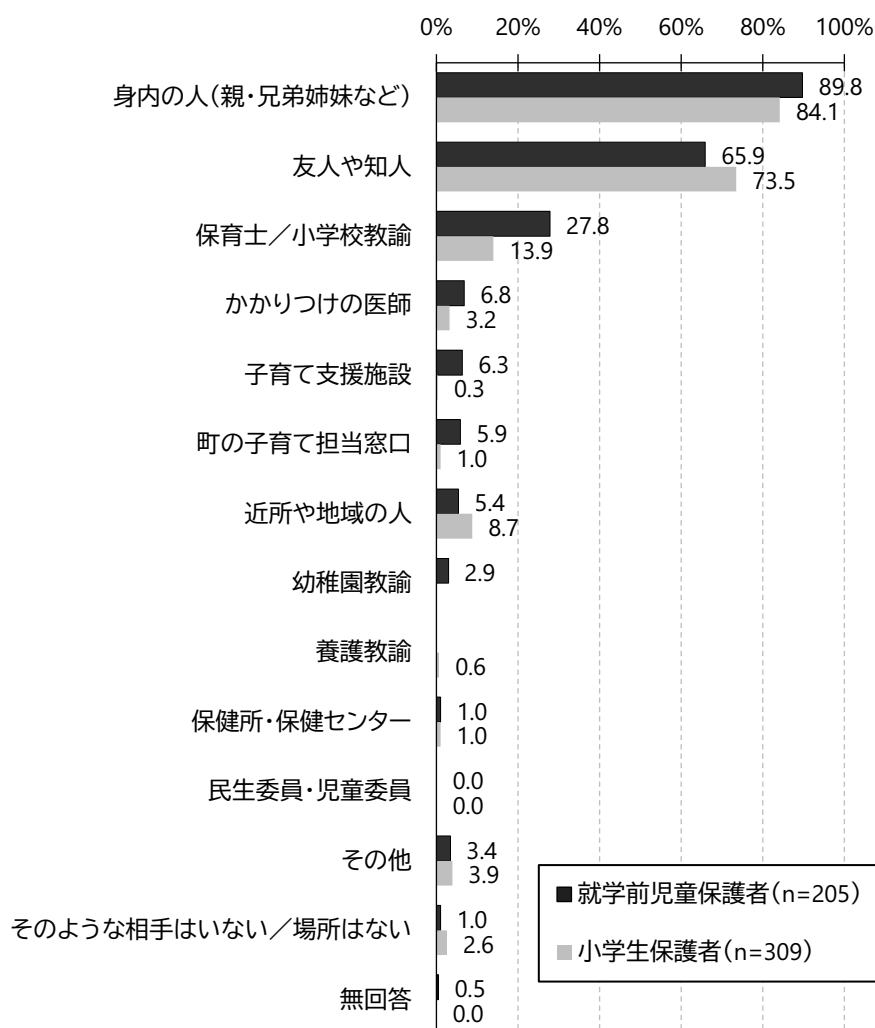


⑤ 気軽に相談できる相手（場所）（複数回答）

気軽に相談できる先をみると、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」は就学前児童保護者が89.8%、小学生保護者が84.1%でともに8割以上となっており最も多く、次いで「友人や知人」は就学前児童保護者が65.9%、小学生保護者が73.5%でともに7割前後と多くなっています。

また、身内の人や友人、知人以外の気軽に相談できる先は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「保育士／小学校教諭」を除く全てが1割未満と少なくなっています。

▼気軽に相談できる相手（場所）



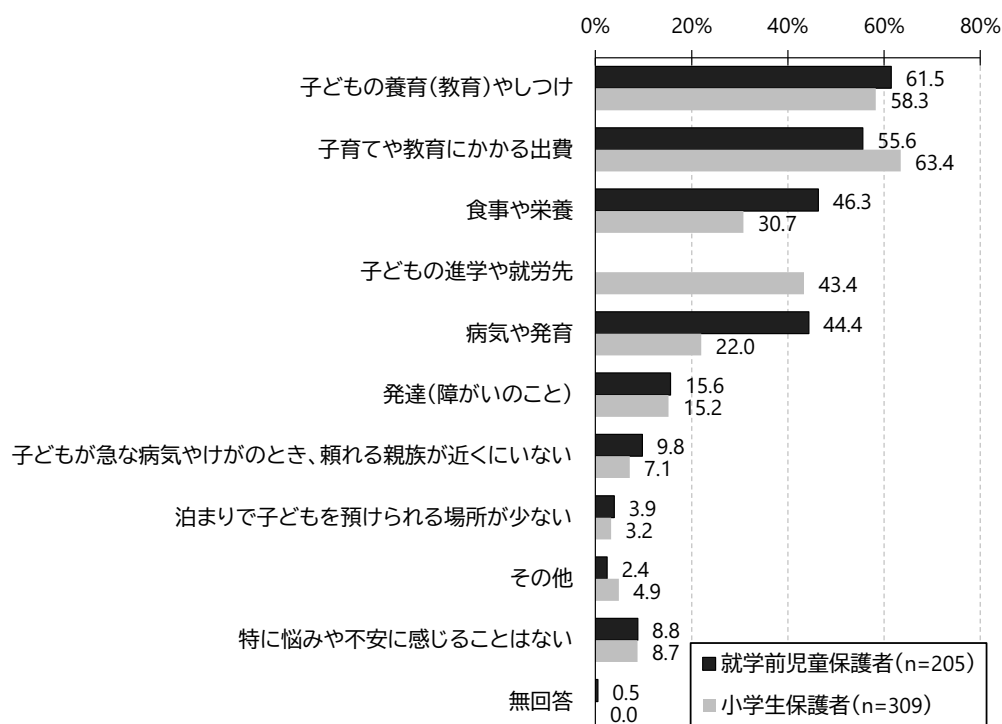
注) 「保育士／小学校教諭」は、就学前児童保護者が「保育士」、小学生保護者が「小学校教諭」の選択肢。  
 注) 「幼稚園教諭」は就学前児童保護者のみ、「養護教諭」は小学生保護者のみの選択肢。

## ⑥ 子育てで日頃悩んでいることや不安に感じること（複数回答）

子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることについて、就学前児童保護者では「子どもの養育やしつけ」が61.5%で最も多く、小学生保護者は「子育てや教育にかかる出費」が63.4%で最も多くなっています。

また、「特に悩みや不安に感じることはない」は、就学前児童保護者が8.8%、小学生保護者が8.7%であることから、就学前児童保護者、小学生保護者ともに9割以上が子育てで何かしらの悩みや不安を感じていることがうかがえます。

## ▼子育てで日頃悩んでいることや不安に感じること



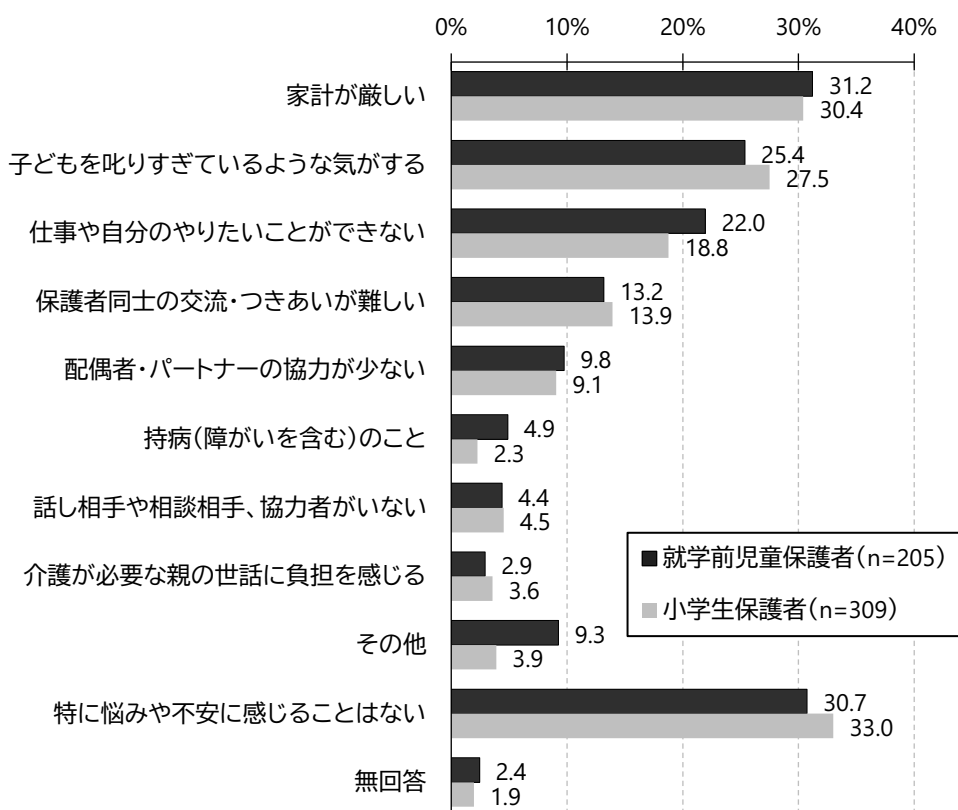
注) 「子どもの進学や就労先」は、小学生保護者のみの選択肢。

⑦ 子育て以外で日頃悩んでいることや不安に感じること（複数回答）

子育て以外で主に保護者が日頃悩んでいることや不安に感じることについて、「家計が厳しい」は就学前児童保護者が 31.2%、小学生保護者が 30.4% ともに 3 割程度で最も多くなっており、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」は就学前保護者が 25.4%、小学生保護者が 27.5% ともに 2 割以上、さらに「仕事や自分のやりたいことができない」は就学前児童保護者が 22.0%、小学生保護者が 18.8% ともに 2 割前後と多くなっています。

また、「特に悩みや不安に感じることはない」は就学前児童保護者が 30.7%、小学生保護者が 33.0% であることから、就学前児童保護者、小学生保護者ともに 7 割程度が子育て以外で、何かしらの悩みや不安を感じていることがうかがえます。

▼子育て以外で日頃悩んでいることや不安に感じること

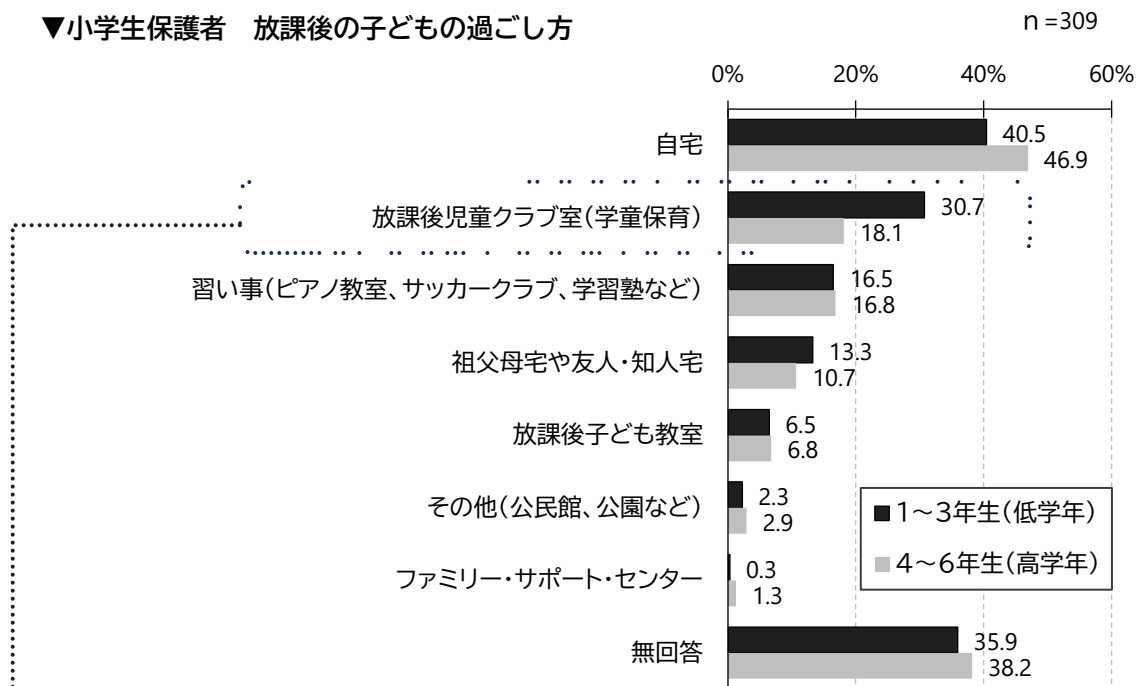


⑧ 放課後の子どもの過ごし方（複数回答）＜小学生保護者のみ＞

子どもたちの放課後の過ごし方について、「自宅」は1～3年生（低学年）が40.5%、4～6年生（高学年）が46.9%とともに4割以上と最も多くなっています。

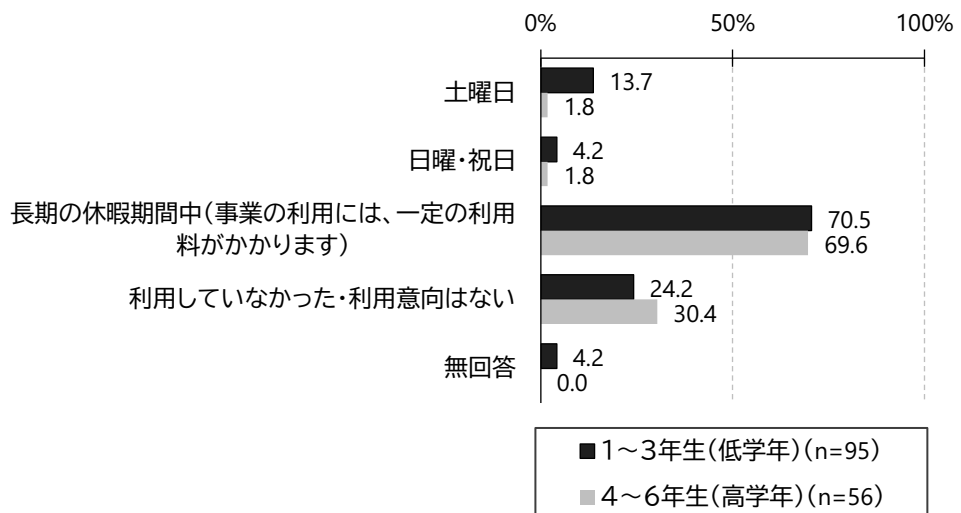
また、「放課後児童クラブ室（学童保育）」は1～3年生（低学年）が30.7%、4～6年生（高学年）が18.1%となっており、1～3年生（低学年）と4～6年生（高学年）で12.6ポイントの開きがあります。

▼小学生保護者 放課後の子どもの過ごし方



「放課後児童クラブ室（学童保育）」を選んだ方の土曜日、日曜・祝日、長期の休暇期間中の利用希望（複数回答）

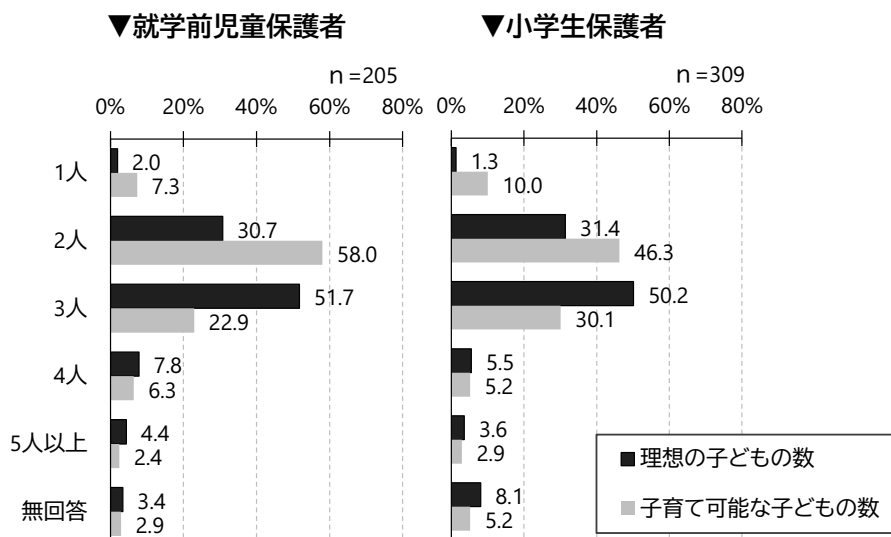
放課後児童クラブ室（学童保育）で土曜日、日曜・祝日、長期の休暇期間中の利用希望について、「長期の休暇期間中」は1～3年生（低学年）が70.5%、4～6年生（高学年）が69.6%とともに7割前後と最も多くなっています。



### ⑨ 子育て可能な子どもの数と理想の子どもの数

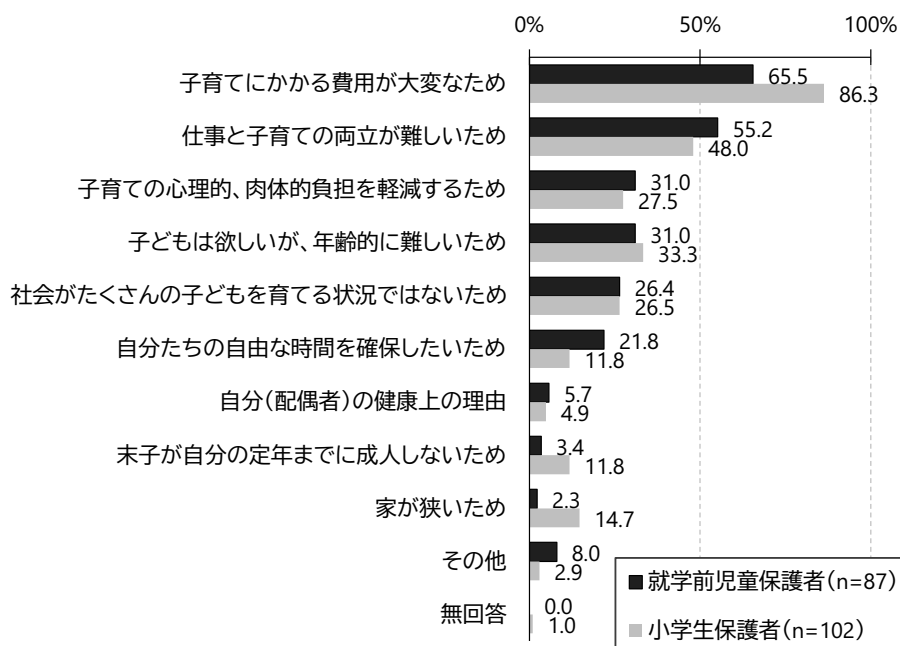
子育て可能な子どもの数と理想の子どもの数について、「理想の子どもの数」の「3人」は就学前児童保護者が51.7%、小学生保護者が50.2%でともに5割以上と最も多くなっています。

一方で、「子育て可能な子どもの数」の「2人」では就学前児童保護者が58.0%、小学生保護者が46.3%と最も多くなっており、回答結果が異なります。



#### 「理想の子どもの数」と「子育て可能な子どもの数」に差がある方が思う理由（複数回答）

「理想の子どもの数」と「子育て可能な子どもの数」に差がある方が思う理由として、「子育てにかかる費用が大変なため」は就学前児童保護者が65.5%、小学生保護者が86.3%でともに6～8割以上と最も多くなっており、次いで「仕事と子育ての両立が難しいため」は就学前児童保護者が55.2%、小学生保護者が48.0%でともに5割前後と多くなっています。



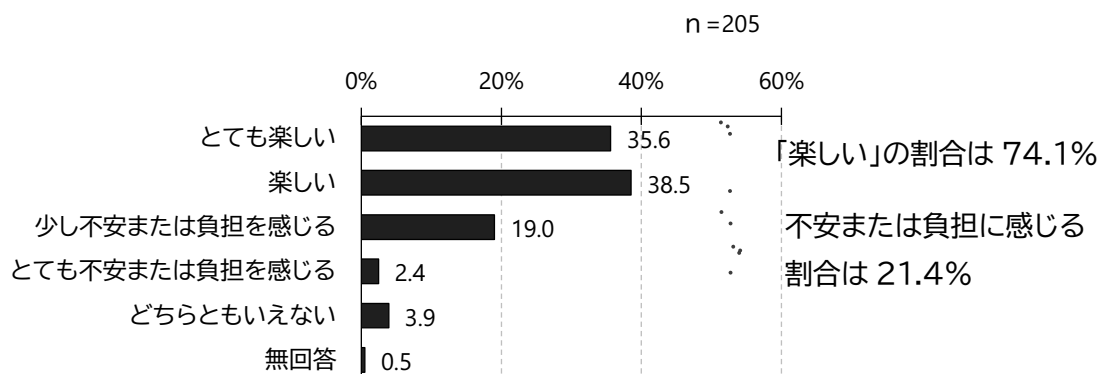
## ⑩ 子育てについて感じること

子育てについて感じることとして、就学前児童保護者は「楽しい」が38.5%で最も多く、次いで「とても楽しい」が35.6%、「少し不安または負担を感じる」が19.0%となっています。小学生保護者は「楽しい」が35.9%で最も多く、次いで「とても楽しい」が29.1%、「少し不安または負担を感じる」が26.9%となっています。

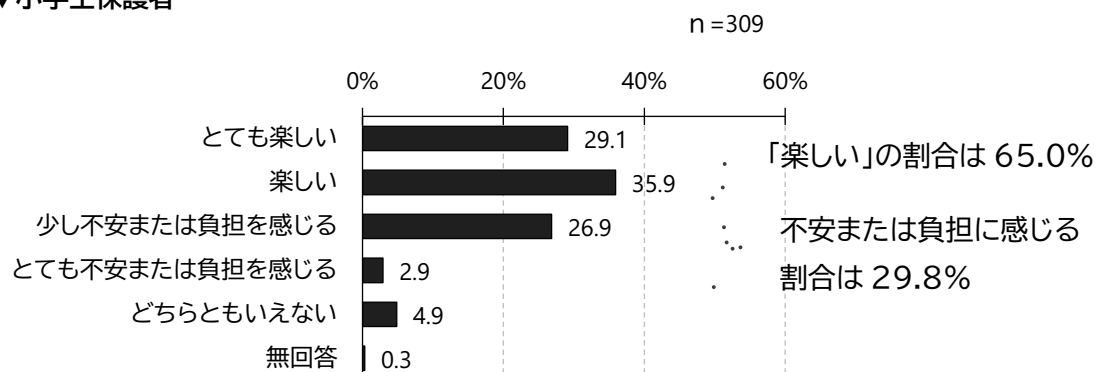
また、「とても楽しい」と「楽しい」を合わせた『楽しい』と「少し不安または負担を感じる」と「とても不安または負担を感じる」を合わせた『不安または負担を感じる』でみると、就学前児童保護者は『楽しい』が74.1%、『不安または負担を感じる』が21.4%で、小学生保護者は『楽しい』が65.0%、『不安または負担を感じる』が29.8%となっています。

さらに、設問内容や選択肢が異なるため本来は比較ができませんが、参考として『前々回調査結果（H25年）、前回調査結果（H30年）との比較』をみると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「楽しい（と感じることの方が多い）」の割合は増加の傾向がうかがえます。

## ▼就学前児童保護者

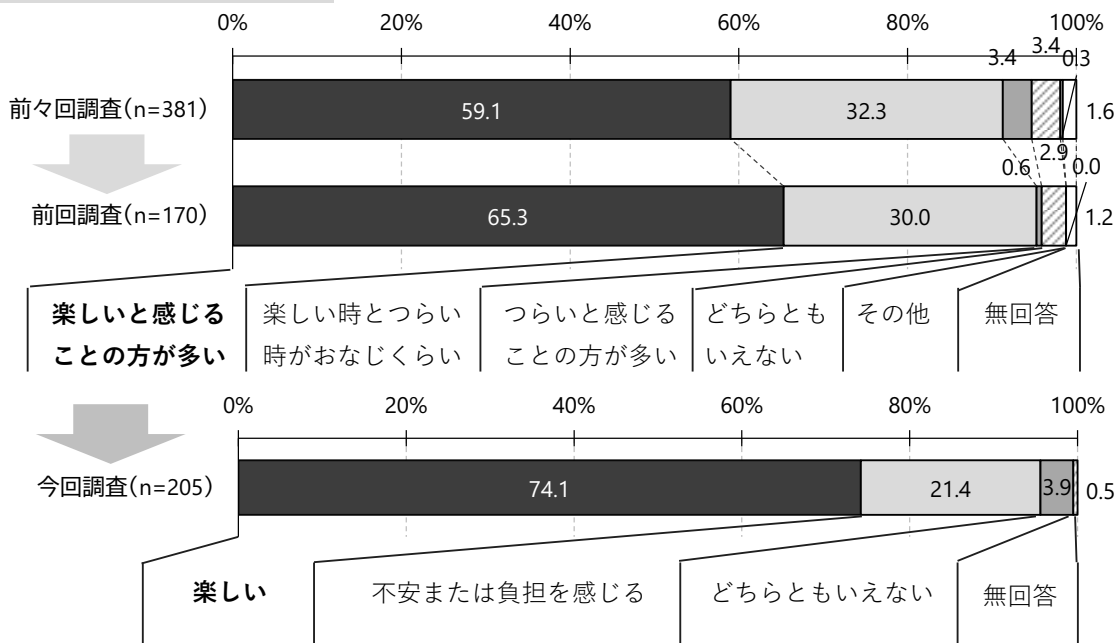


## ▼小学生保護者

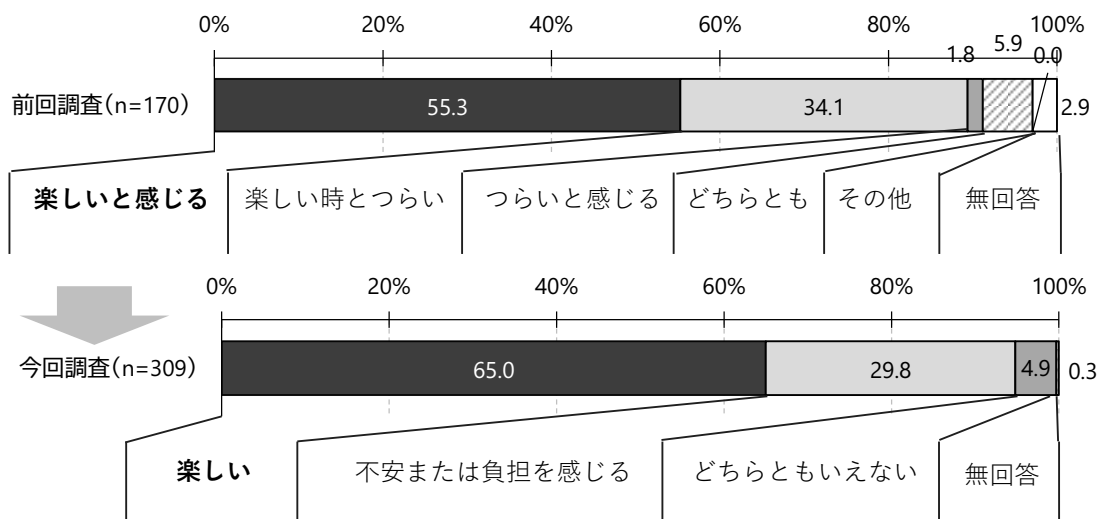


(参考)前々回調査結果(H25年)、前回調査結果(H30年)との比較

就学前児童保護者



小学生保護者



注) 本来、アンケート調査の分析上、設問内容や選択肢が異なる内容の場合、比較することはできない。しかし、設問で聞きたいことの意図がおおむね等しいこと、その結果、「楽しい」と回答した人の思考もおおむね等しいと考えられるため、あくまで参考として掲載。

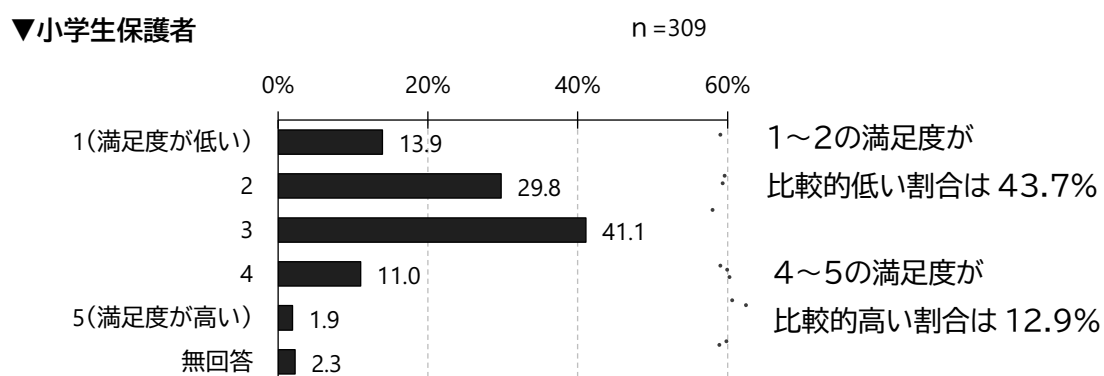
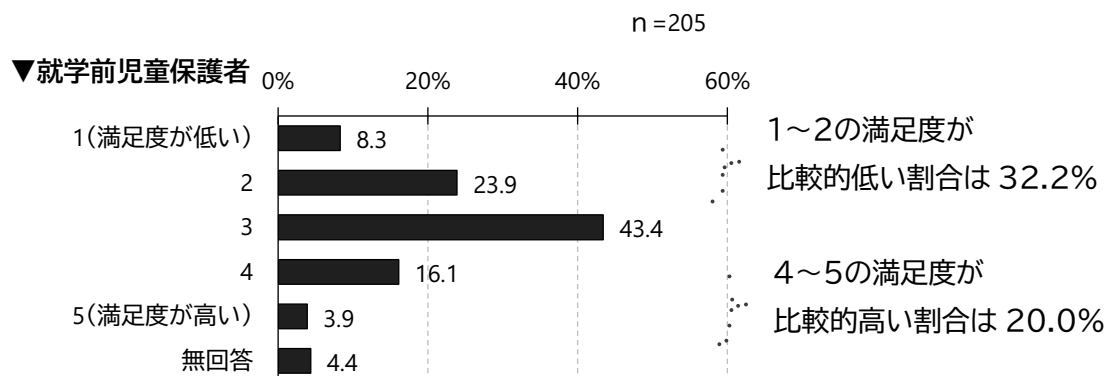
注) 今回調査の結果は、「とても楽しい」と「楽しい」を合わせた『楽しい』、「少し不安または負担を感じる」と「とても不安または負担を感じる」を合わせた『不安または負担を感じる』で表記。

注) 前々回調査結果(H25年)は、就学前児童保護者のみ実施のため、ここでの参考としての掲載は就学前児童保護者の結果のみとする。

## ⑪ 塩谷町の子育ての環境や支援への満足度について

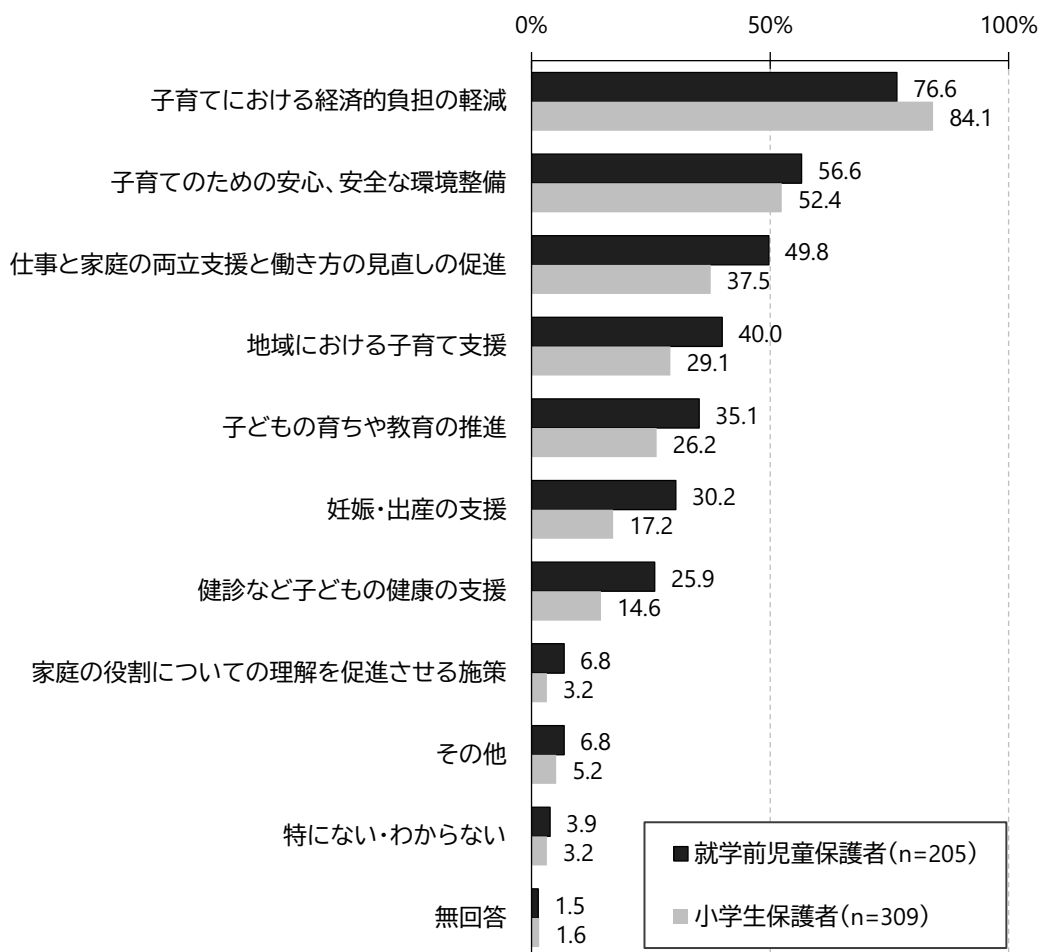
塩谷町の子育ての環境や支援への満足度について、「1」（満足度が低い）から「5」（満足度が高い）までの5段階評価でみたとき、「4」と「5」を合わせた『比較的満足度が高い』では、就学前児童保護者が20.0%、小学生保護者が12.9%となっています。

また、「1」と「2」を合わせた『比較的満足度が低い』では、就学前児童保護者が32.2%、小学生保護者が43.7%となっており、総じて小学生保護者は就学前児童保護者と比べて、満足度を低く感じています。



⑫ 塩谷町で望ましいと思う子育て支援について（複数回答）

塩谷町で望ましいと思う子育て支援について、「子育てにおける経済的負担の軽減」は就学前児童保護者が76.6%、小学生保護者が84.1%でともに7割以上と最も多く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」は就学前児童保護者が56.6%、小学生保護者が52.4%でともに5割以上、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」は就学前児童保護者が49.8%、小学生保護者が37.5%でともに3割以上と多くなっています。



### ⑬ 低所得層の割合

本調査では、家庭の所得状況を把握し、国の基準に基づいて「低所得層」と「低所得層以外」に区分し、「低所得層」の実態や悩み、困りごと等を把握することを目的とした集計を行いました。

国の基準は、厚生労働省が公表した『2022（令和4）年国民生活基礎調査』で算出された貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）の127万円であり、本調査でも同様の値を基に世帯人数ごとに再計算し、貧困線の数値を下回る層を低所得層、それ以外の層を低所得層以外としています。

なお、本調査と厚生労働省による国民生活基礎調査とは、対象や規模、手法が異なるため、単純に比較することはできません。

以降の集計結果では、便宜上、貧困線を下回る「低所得層」をA層、「低所得層以外」をB層として表記することとします。

#### ▼大人票 区分ごとの該当数及び割合

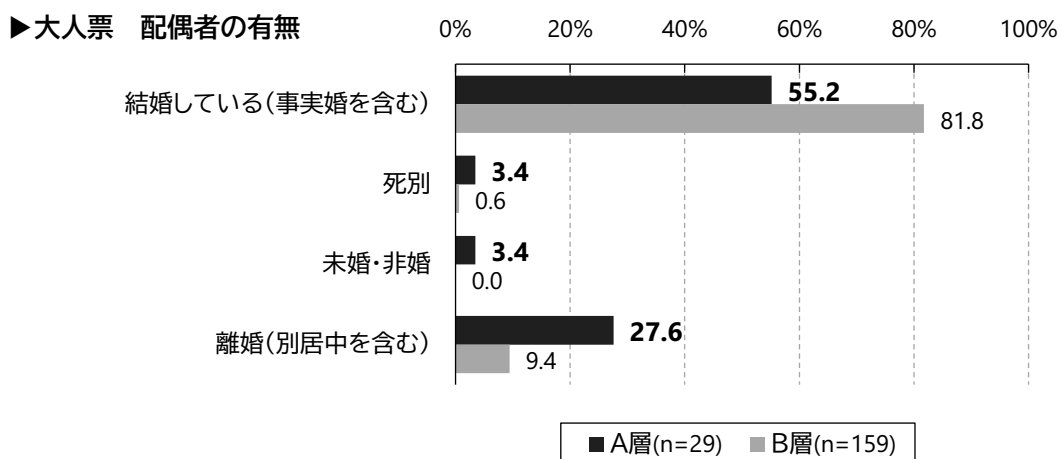
区 分	該当数	割合
A層“低所得層”（中央値の2分の1未満）	29票	11.4%
B層“低所得層以外”（中央値以上）	159票	62.3%
不詳	67票	26.3%
合計	255票	100.0%

注）分類を行うにあたり必要な2設問（世帯の年間収入、家族の人数）で、無回答や“わからない”と回答した世帯は「不詳」として扱っています。

⑭ 配偶者の有無<大人票>

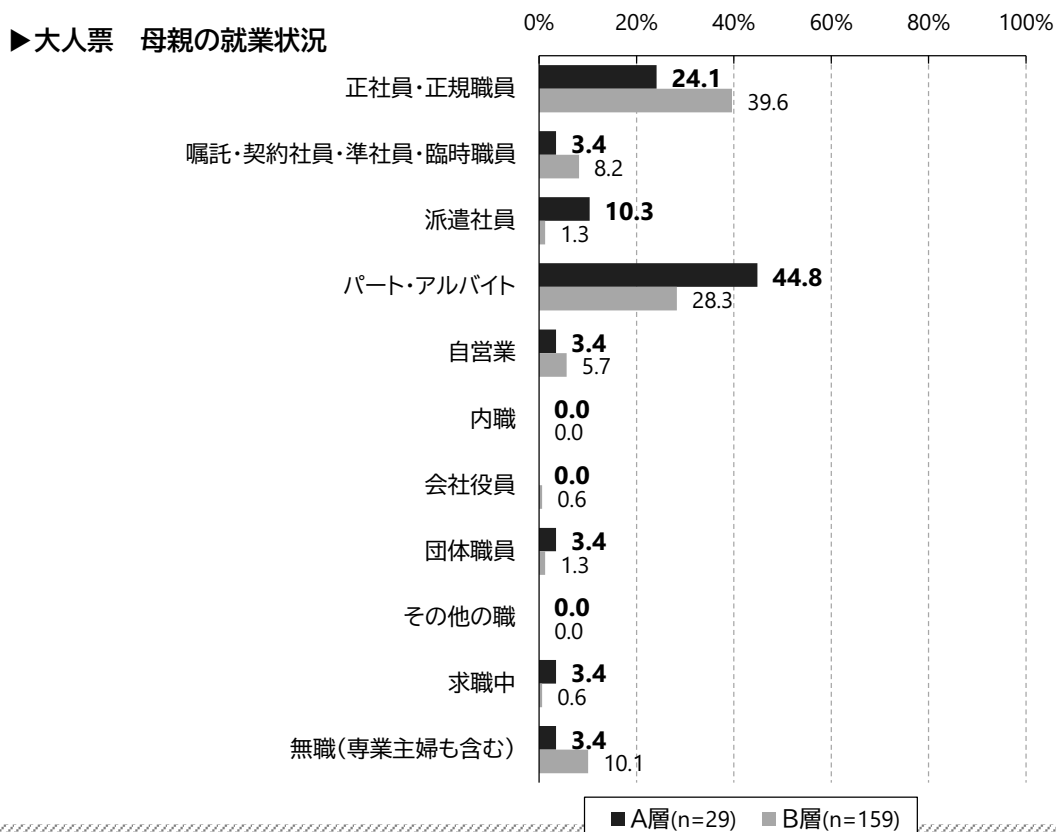
両親の婚姻状況について、「死別」、「未婚・非婚」、「離婚（別居中を含む）」では、A層がそれぞれ3.4%、3.4%、27.6%で、B層がそれぞれ0.6%、0.0%、9.4%となっており、A層がB層と比べて多くなっています。

一方で、「結婚している（事実婚を含む）」では、A層が5.2%で、B層の81.8%と比べて26.6ポイント少なくなっています。



⑮ 母親の就業状況<大人票>

母親の主な就業状況について、「正社員・正規職員」はA層が24.1%で、B層の39.6%と比べて15.5ポイント少なくなっています。

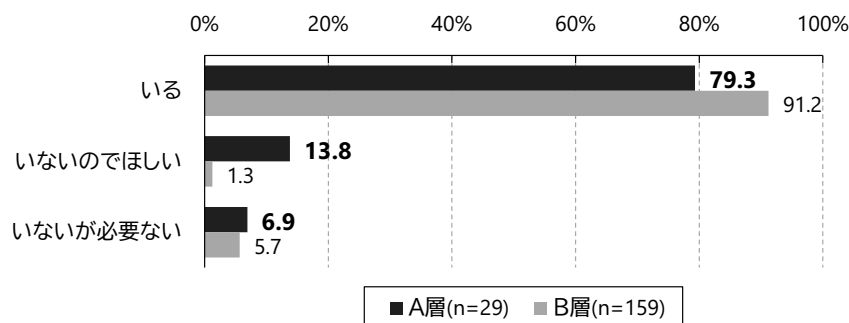


## ⑩ 頼れる相手や心おきなく相談できる相手&lt;大人票&gt;

頼れる相手や心おきなく相談できる相手について、「いる」はA層が79.3%で、B層の91.2%と比べて11.9ポイント少なくなっています。

一方で、「いないのでほしい」はA層が13.8%で、B層の1.3%と比べて12.5ポイント多くなっています。

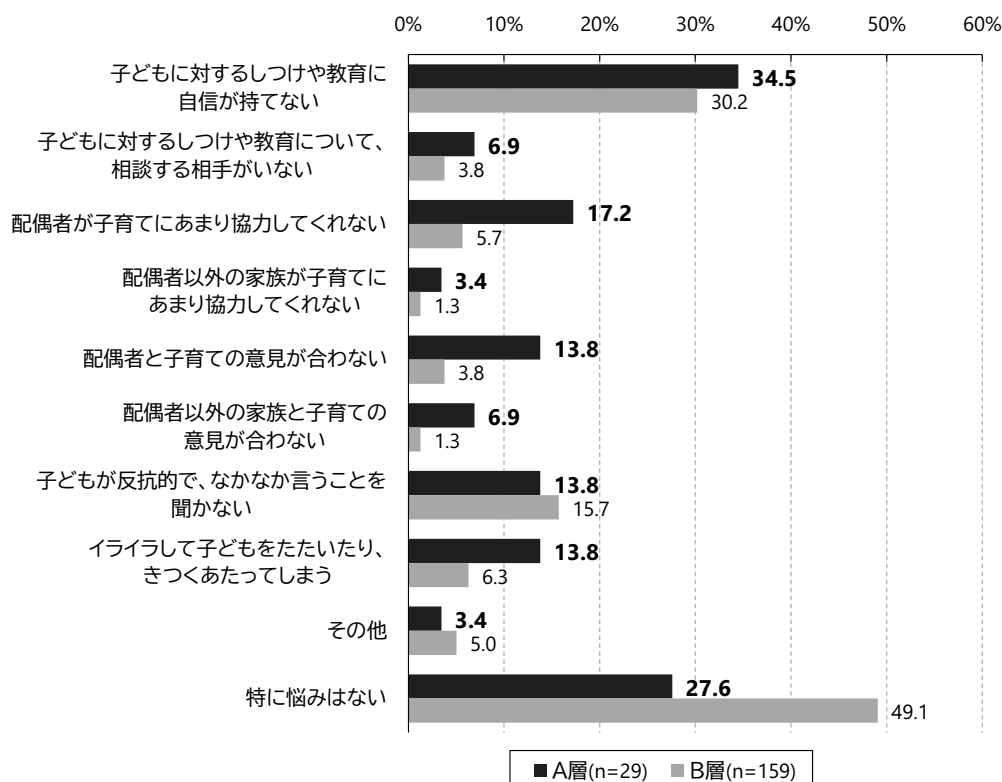
## ▼大人票 頼れる相手や心おきなく相談できる相手の有無



## ⑪ しつけや子育て、教育に関する悩みや不安(複数回答)&lt;大人票&gt;

子どもへのしつけや子育て、教育に関する悩みや不安について、「配偶者が子育てにあまり協力してくれない」はA層が17.2%で、B層の5.7%と比べて11.5ポイント多く、「配偶者と子育ての意見が合わない」はA層が13.8%で、B層の3.8%と比べて10.0ポイント多くなっています。

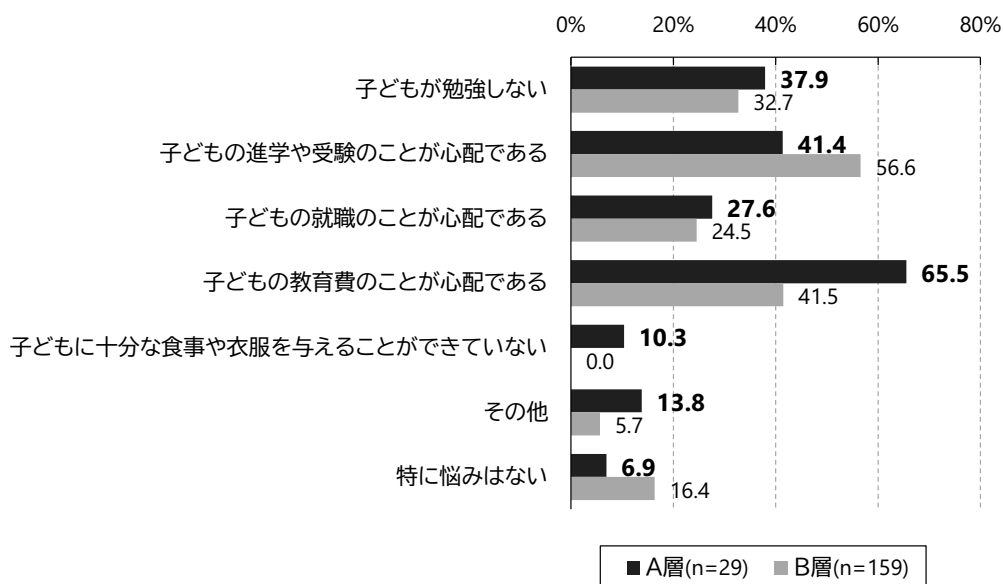
## ▼大人票 しつけや子育て、教育に関する悩みや不安



⑱ 勉強や進学、就職、経済的なことに関する悩みや不安（複数回答）〈大人票〉

子どもの勉強や進学、就職、経済的なことに関する悩みや不安について、「子どもの教育費のことが心配である」はA層が65.5%で、B層の41.5%と比べて24.0ポイント多くなっています。

▼大人票 勉強や進学、就職、経済的なことに関する悩みや不安

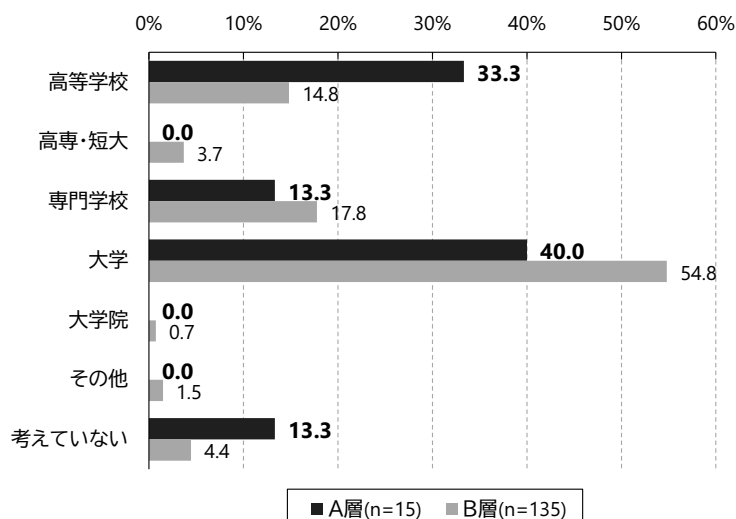


⑲ 子どもの希望進学先（高等学校以上の進学を希望する人のみ）〈大人票〉

子どもの希望進学先について、「高等学校」はA層が33.3%で、B層の14.8%と比べて18.5ポイント多くなっています。

一方で、「大学」はA層が40.0%で、B層の54.8%と比べて14.8ポイント少なくなっています。

▼大人票 子どもの希望進学先（高等学校以上の進学を希望する人のみ）

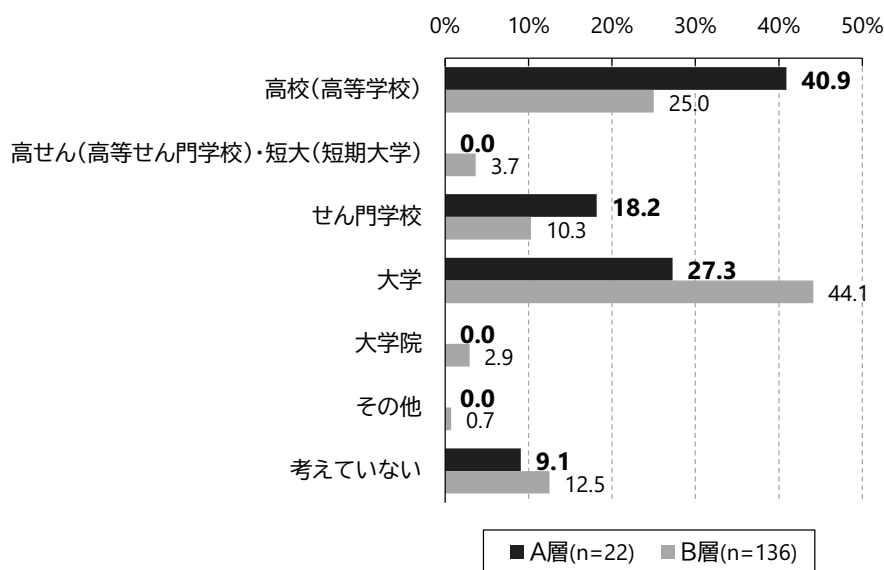


## ⑩ 子どもが考える希望進学先（高等学校以上の進学を希望する人のみ）＜子ども票＞

子どもが考える希望進学先について、「高校（高等学校）」はA層が40.9%で、B層の25.0%と比べて15.9ポイント多くなっています。

一方で、「大学」はA層が27.3%で、B層の44.1%と比べて16.8ポイント少なくなっています。

### ▼子ども票 子どもが考える希望進学先（高等学校以上の進学を希望する人のみ）

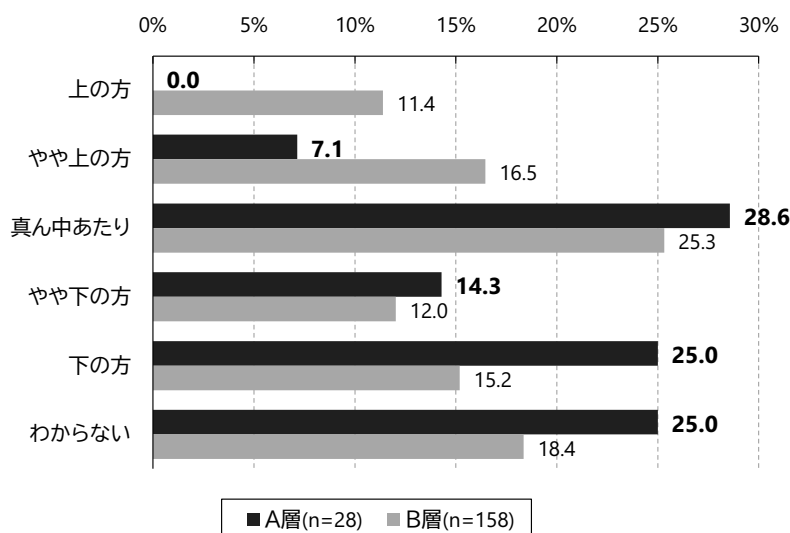


## ⑪ クラスの成績の順位＜子ども票＞

子どもが感じるクラスの成績の順位について、「上の方」と「やや上の方」の合計ではA層が7.1%で、B層の27.9%と比べて20.8ポイント少なくなっています。

一方で、「やや下の方」と「下の方」の合計ではA層が39.3%で、B層の27.2%と比べて12.1ポイント多くなっています。

### ▼子ども票 クラスの成績の順位

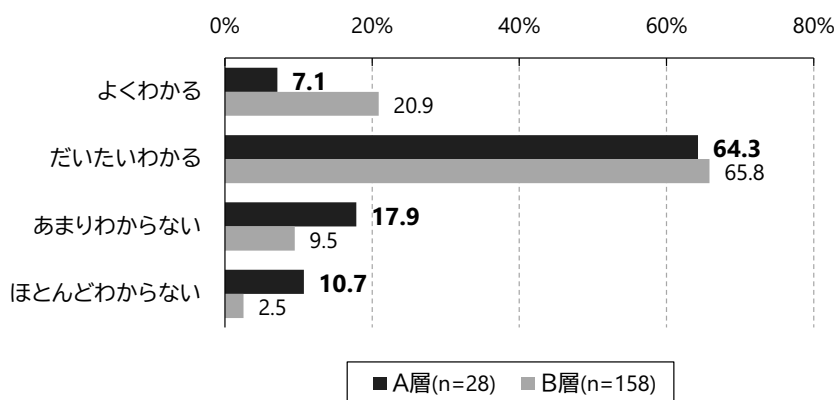


② 学校の授業の理解度<子ども票>

子どもが感じる学校の授業の理解度について、「だいたいわかる」はA層が64.3%、B層が65.8%でともに6割以上と最も多くなっています。

一方で、「よくわかる」ではA層が7.1%で、B層の20.9%と比べて13.8ポイント少なくなっています。また、「あまりわからない」と「ほとんどわからない」の合計でもA層が28.6%で、B層の12.0%と比べて16.6ポイント多くなっています。

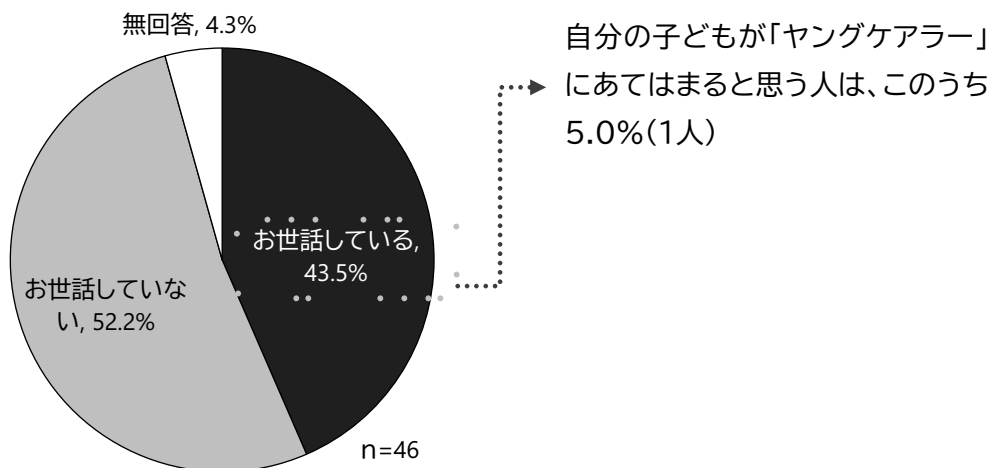
▼子ども票 学校の授業の理解度



③ 日ごろから身の回りのお世話を必要とする人を子どももお世話しているか (日ごろから身の回りのお世話が必要な人がいる家庭のみ) <大人票>

日ごろから身の回りのお世話を必要とする人のお世話を子どももしているかについて、「お世話している」が43.5%、「お世話していない」が52.2%となっています。

▼大人票 日ごろから身の回りのお世話を必要とする人を子どももお世話しているか (日ごろから身の回りのお世話が必要な人がいる家庭のみ)

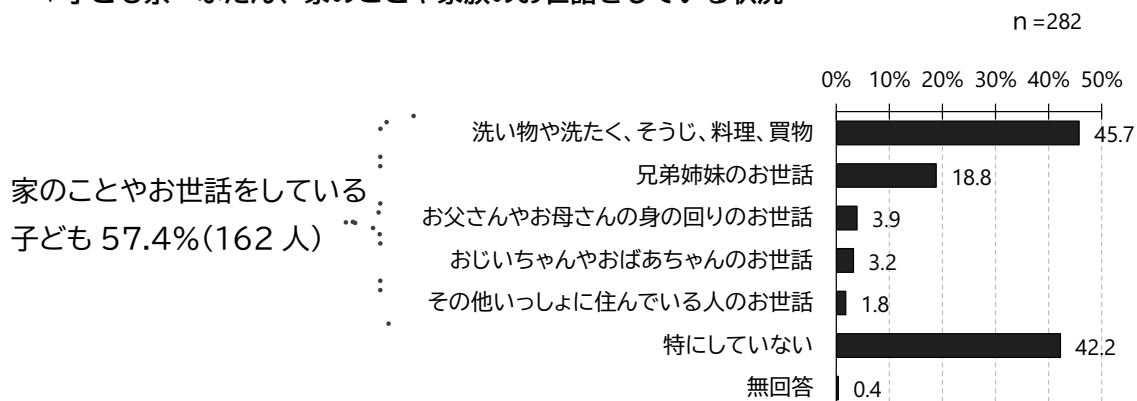


## ②④ ふだん、家のことや家族のお世話をしている状況（複数回答）&lt;子ども票&gt;

ふだん、家のことや家族のお世話をしている状況について、「洗い物や洗たく、そうじ、料理、買物」が45.7%と最も多く、次いで「特にしていない」が42.2%、「兄弟姉妹のお世話」が18.8%となっています。

また、「特にしていない」と「無回答」を除く『家のことやお世話をしている子ども』の割合でみると57.4%（162人）となっています。

## ▼子ども票 ふだん、家のことや家族のお世話をしている状況



## ②⑤ 家のことや家族のお世話について感じること

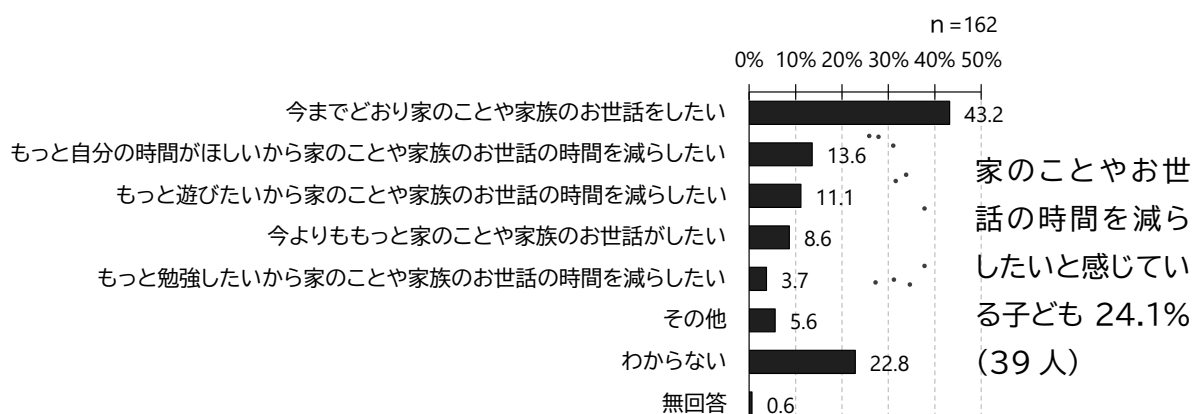
（ふだんから家のことや家族のお世話をしている人のみ）（複数回答）<子ども票>

家のことや家族のお世話について感じていることについて、「今までどおり家のことや家族のお世話をしたい」が43.2%と最も多く、次いで「わからない」が22.8%、「もっと自分の時間がほしいから家のことや家族のお世話の時間を減らしたい」が13.6%となっています。

また、「もっと自分の時間がほしいから家のことや家族のお世話の時間を減らしたい」と「もっと遊びたいから家のことや家族のお世話の時間を減らしたい」と「もっと勉強したいから家のことや家族のお世話の時間を減らしたい」の『家のことやお世話の時間を減らしたいと感じている子ども』の割合は24.1%（39人）となっています。

## ▼子ども票 家のことや家族のお世話について感じること

（ふだんから家のことや家族のお世話をしている人のみ）





## 4 施設等調査

### (1) 調査概要

#### ① 調査の目的

本調査は、放課後の子どもの居場所の1つである放課後児童クラブ室の状況を把握し、主に低学年の子どもの実態やニーズなどを把握するとともに、相談支援事業所において、近年の若者が抱える悩みや困りごとなどの相談内容や対応状況、そして、子どもと子育て家庭が抱えている困りごとや悩みごとの傾向やニーズなどを把握するために行ったものです。

#### ② 調査の対象

調査票名	調査対象の概要
放課後児童クラブ室	町内の放課後児童クラブ室 5か所
相談支援事業所	町内の相談支援事業所 1か所

#### ③ 調査の時期及び方法

- 調査時期：令和6年8月
- 調査方法：対面による聞き取り調査（ヒアリング）

### (2) 調査結果

#### ▼放課後児童クラブ室

項目	主な意見（一部抜粋、要約）
保護者や子どもの近年の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用児童数の傾向は、放課後児童クラブ室によって異なるが、基本的には横ばいか減少傾向にある。しかし、スペースの限界まで利用者がいる放課後児童クラブ室も存在している。</li> <li>●高学年の子どもが増えている放課後児童クラブ室がいくつかある。</li> <li>●保護者から放課後児童クラブ室への要望や意見はほとんどない。</li> <li>●近年の真夏は猛暑が続いているため、夏休みの長期休暇日を利用する子どもたちは屋内で遊ばざるを得ない状況だが、工作や手遊びなど工夫して子どもたちが退屈しないようにしている。体育館が利用できる場合は子どもたちも運動や遊びを楽しめている。</li> </ul>
学習の機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宿題をする時間を一定時間設けるようにしている。</li> <li>●学校の教育方針と異なる学ばせ方をしないよう、基本的に勉強を教えることはない。しかし、わからないところがあれば一緒に調べるなど、できる限りの対応はしている。</li> </ul>

項目	主な意見(一部抜粋、要約)
困りごとを抱える子どもや保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●明らかに虐待やネグレクトを受けている可能性がある子どもはほとんどみたことがない。</li> <li>●生活が困窮していると思われるような子どもはみていない。</li> <li>●発達障がいやグレーゾーンの可能性があると思われる子どもはいるが、医療機関や学校から情報共有がないため明確にはわからない。ただし、昔より増えているような感じはある。</li> <li>●困りごとを抱えている子どもや保護者は、長期休暇日に利用しないことがあり、状況がわからなくなるので心配するケースがある。特に食事は放課後児童クラブ室に通えれば何かしら対処ができるが通っていないと状況がわからない。</li> </ul>
他機関連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小学校での過ごし方など情報共有ができる機会があると、子どもたちへの接し方や対処も充実してくると思われる。</li> <li>●役場との連携はできているので、気になる子どもがいた場合はスムーズな情報共有をして対処につなげている。</li> </ul>

## ▼相談支援事業所

項目	主な意見(一部抜粋、要約)
保護者や子どもの近年の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発達の相談は、就学前の時期が多い。</li> <li>●医療機関で発達相談支援や放課後等デイサービスの利用を促される場合が多い。</li> <li>●放課後児童クラブ室を利用している子どもの中にはひとり親家庭も多く、そのほとんどが母親で、フルタイムで働いている。仕事上の事故や体調不良等の場合は対応が困難になって大変そう。</li> </ul>
困りごとを抱える子どもや保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今、関わっている障がい児の家庭で、明らかな生活困窮家庭はみられない。</li> </ul>
不登校やひきこもりについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不登校のまま退学や卒業をしてしまうと、学校とのつながりが途切れて支援につなげにくくなるため、在学中の対応が望ましい。</li> <li>●20歳代まではまだ改善の余地があるが、それ以上は難しくなる。</li> </ul>
他機関連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発達が気になる子どもは、定期健診から医療機関を通じて連絡があり適切な相談対応ができているため連携体制はとれている。</li> <li>●役場から相談員へつなげる流れも整っている。</li> </ul>

# 5 子どもの意見聴取

## (1) 調査概要

### ① 調査の目的

本調査は、こども基本法第3条第3号<sup>※1</sup>、同条第4号<sup>※1</sup>及び第11条<sup>※2</sup>の内容に基づき、本町の子どもの最善の利益を考えるべく、その一環として子どもから広く意見を聴取し、地域で子どもが過ごしやすい居場所づくりについて考える機会としました。

※1 第3条第3号、第4号に記載されていること：年齢や発達の程度に応じたこども（心身の発達の過程にある者をいい、若者を含む。）の意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられている

※2 第11条に記載されていること：こども施策の策定等にあたってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられている

### ② 調査の対象

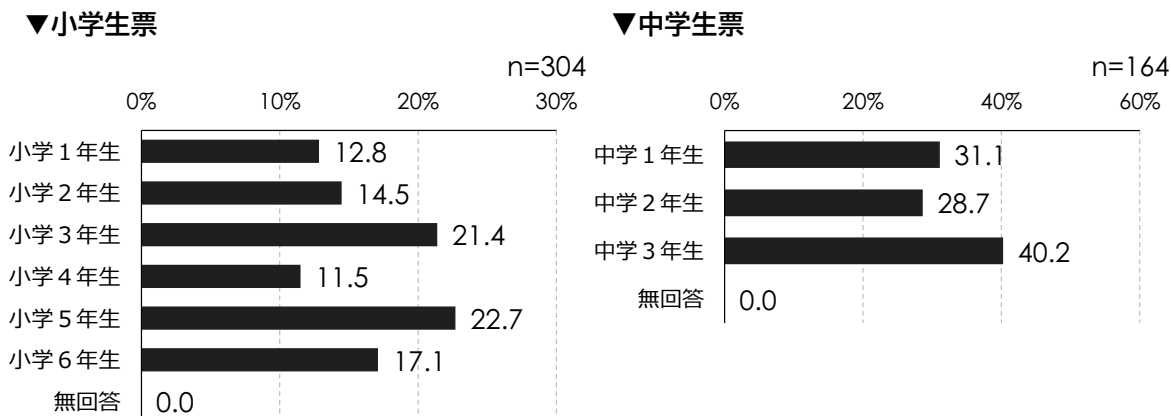
調査票名	調査対象の概要
小学生票	町内の公立小学校3校の1～6年生
中学生票	町内の公立中学校1校の1～3年生

### ③ 調査の時期及び方法

- 調査時期：令和6年8月
- 調査方法：学校経由によるWEBアンケート調査

## (2) 調査結果

### ① 回答者の学年

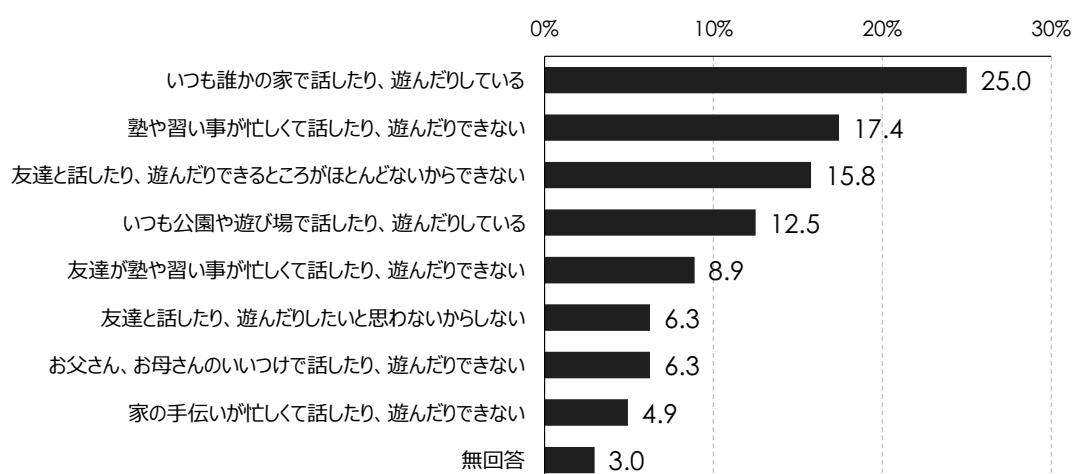


## ② 放課後や休日の過ごし方について（複数回答）

放課後や休日の過ごし方について、「いつも誰かの家で話したり、遊んだりしている」は小学生（1～6年生）が25.0%、中学生（1～3年生）が22.0%でともに2割以上と最も多くなっており、次いで、小学生（1～6年生）では「塾や習い事が忙しくて話したり、遊んだりできない」が17.4%、「友達と話したり、遊んだりできるところがほとんどないからできない」が15.8%と多く、中学生（1～3年生）は「いつも公園や施設など家以外で話したり、遊んだりしている」が18.9%、「自分が塾や習い事が忙しくて話したり、遊んだりできない」が18.3%と多くなっています。

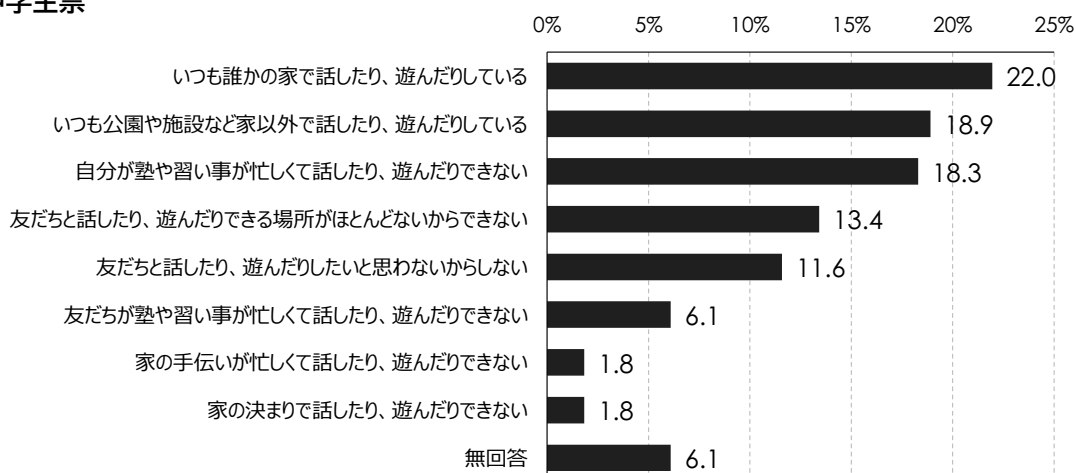
## ▼小学生票

n=304



## ▼中学生票

n=164

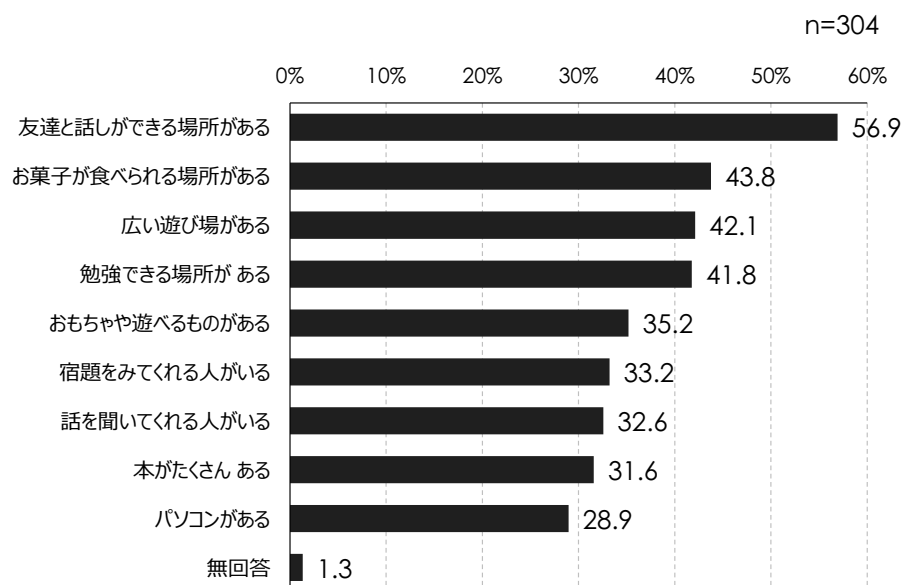


### ③ 放課後や休日にいたいと思う場所について（複数回答）

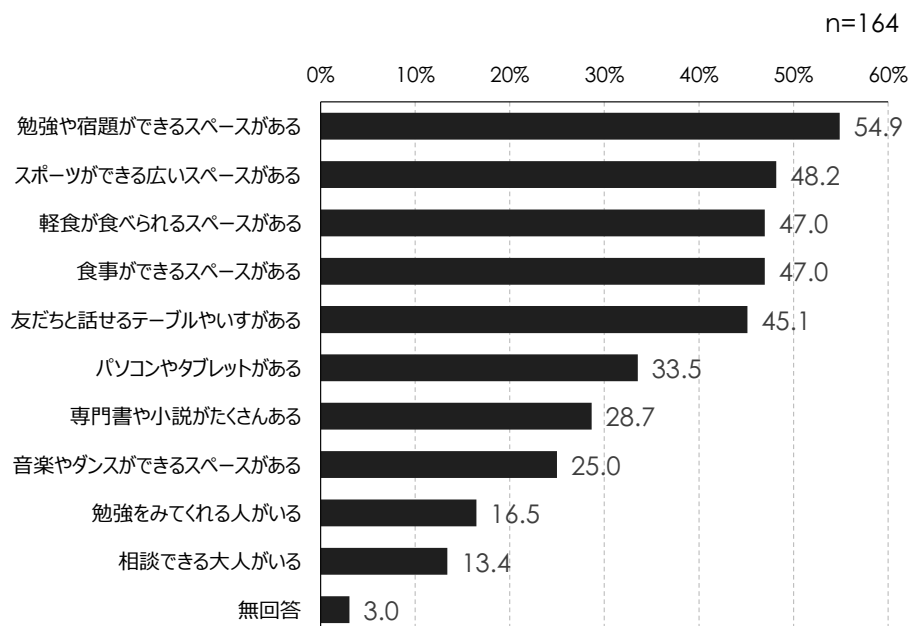
放課後や休日にいたいと思う場所について、「友達と話しができる場所がある」は小学生（1～6年生）が56.9%で最も多く、次いで「お菓子が食べられる場所がある」が43.8%、「広い遊び場がある」が42.1%となっています。

中学生（1～3年生）は「勉強や宿題ができる広いスペースがある」が54.9%で最も多く、次いで「スポーツができる広いスペースがある」が48.2%、「軽食が食べられるスペースがある」と「食事ができるスペースがある」がそれぞれ47.0%となっています。

#### ▼小学生票



#### ▼中学生票

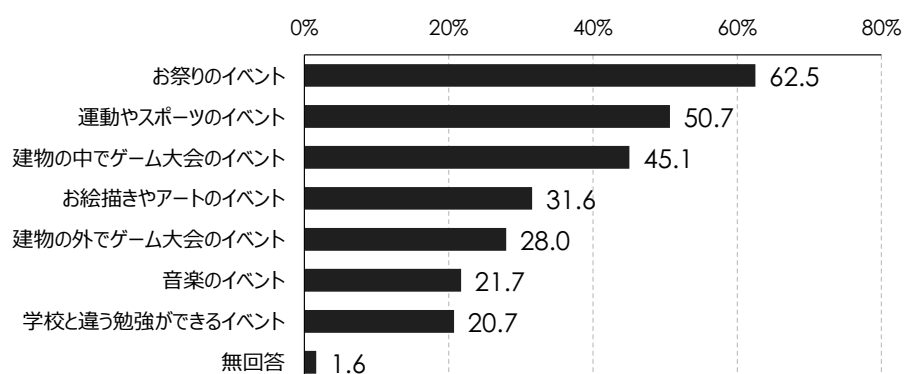


## ④ 放課後や休日にいたいと思う場所で開催するイベントについて（複数回答）

放課後や休日にいたいと思う場所で開催するイベントについて、「お祭り（や行事）のイベント」は小学生（1～6年生）が62.5%、中学生（1～3年生）が64.0%でともに6割以上と最も多く、次いで「運動やスポーツのイベント」は小学生（1～6年生）が50.7%、中学生（1～3年生）が45.1%でともに4割以上、「建物の中（屋内）でゲーム大会のイベント」は小学生（1～6年生）が45.1%、中学生（1～3年生）が40.2%でともに4割以上と多くなっています。

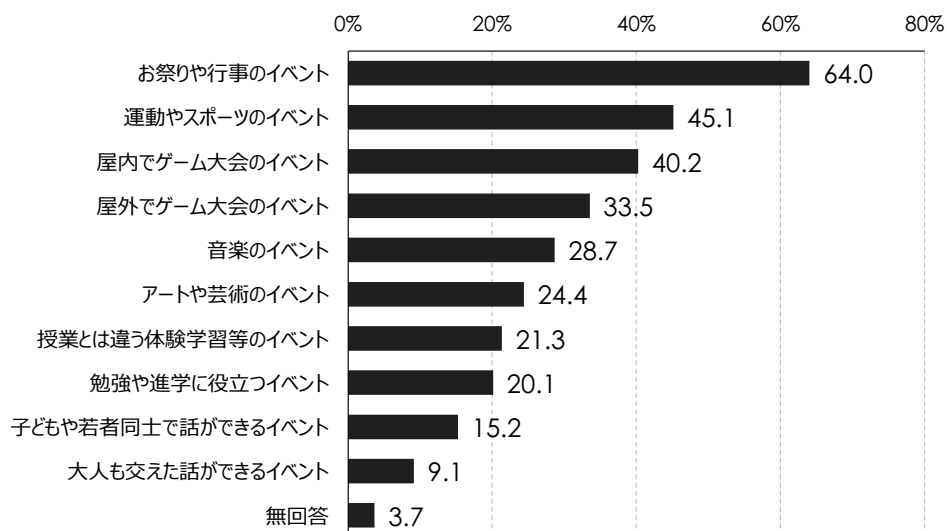
## ▼小学生票

n=304



## ▼中学生票

n=164



## ⑤ 放課後や休日にいたいと思う場所にあったらいいなと思うものについて（自由記述）

放課後や休日にいたいと思う場所などにあったらいいなと思うものについて、思いついたことを自由に書いてもらいました。回答数は、小学生が201件、中学生が98件となっています。下の表は、回答内容を大きな項目別に分けて整理したものです。

小学生では、「ゲーム・おもちゃ・カラオケ」に関する回答が最も多く51件、中学生では、「スーパー・店舗・ショッピングモール」に関する回答が最も多く20件となっています。

また、小学生、中学生で比較的多い共通項目は「公園・遊具・プール（・屋内遊び場）」、「運動・スポーツ」、「勉強」、「食事・お菓子」となっています。

小学生		中学生	
項目	件数	項目	件数
1. ゲーム・おもちゃ・カラオケ	51件	1. スーパー・店舗・ショッピングモール	20件
2. 友達と遊ぶ・一緒に過ごす	31件	2. ゲーム・おもちゃ・カラオケ	14件
3. 公園・遊具・プール	30件	3. 公園・遊具・プール・屋内遊び場	13件
4. 運動・スポーツ	20件	4. 運動・スポーツ	10件
5. 食事・お菓子	17件	5. 勉強	8件
6. 勉強	16件	6. 食事・お菓子	6件
7. スーパー・店舗・ショッピングモール	15件	7. ファミリーレストラン・カフェ	5件
8. スマホ・パソコン・テレビ	14件	8. 交通手段	4件
9. 本・読書・図書館	13件	9. 本・読書・図書館	3件
10. 水族館・動物園・遊園地・博物館・映画館	12件	10. 友達と遊ぶ・一緒に過ごす	3件
11. 安心できる場所	9件	11. スマホ・パソコン・テレビ	3件
12. お祭り・イベント	7件	12. お祭り・イベント	3件
13. 部屋・家	6件	13. 安心できる場所	3件
14. 音楽・演奏・絵画	5件	14. 交流	3件
15. 動物	4件	15. 水族館・動物園・遊園地・博物館・映画館	2件
16. その他	8件	16. その他	3件
17. なし	14件	17. なし	12件
合計	272件	合計	115件

## 6

## 第2期子ども・子育て支援事業計画点検・評価のまとめ

## (1) 1～3号認定

1～3号認定のいずれも、「量の見込み」が「確保方策」を上回る年度はありませんでした。また、「量の見込み」では、ほとんどの年度で計画値に対して実績値が下回っており、当初の想定よりも子どもの減少傾向が大きく、施設利用者数が少なかったこととなります。また、0歳児は利用者数の増減が大きく、1、2歳児から保育所（園）等を利用する割合が高まる傾向があることから、次期計画では適切な量の見込みを想定し、不足のない確保方策を検討します。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業や地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業などで、5年前の「量の見込み」に対して実際の利用数は少ない結果となりました。この背景として、前述のとおり、子どもの減少傾向が大きいこと、そして、新型コロナウイルス感染症流行の影響が主に令和2（2020）～4（2022）年度の期間にあったためと考えられます。しかし、「確保方策」で十分な提供量を想定していたため、事業を利用できなかった人はいないと考えます。今後は、次期計画期間中の子どもの将来人口推計から、適切な「量の見込み」を算出するとともに、計画値よりも多く利用者がいても十分に対応できる体制を確保する必要があります。

## (3) 子ども・子育て支援施策

## 施策方針1 地域とともに安心して子育てできる環境づくり(事業数 22 件)

公園の遊具の整備や子ども食堂への支援、教育相談員の配置、こども家庭センターの開設など、子どもと保護者の居場所づくりから相談支援体制の整備まで取り組むことができています。

## 施策方針2. あらゆる親子が健やかに暮らすことができる環境づくり(事業数 26 件)

新型コロナウイルス感染症流行の影響により、一部の事業展開が十分に行われないなど、事業の推進が滞った一方、個別の訪問支援に切り替えるなど、柔軟に対応できた事業もあります。また、小児救急医療体制の整備は現在も厳しい状況にあるなど、引き続き事業の達成に向けて取り組みます。

## 施策方針3. 次代を担う塩谷っ子がすくすくと成長する環境づくり(事業数 37 件)

学校教育では、外部講師の派遣など多様な学びの機会の充実を図ることができ、地域では子どもたちの交流機会やイベントの展開など、様々な体験の機会を提供することができています。



## 7 現状と傾向、課題のまとめ

### (1) 地域性を踏まえた教育・保育の環境づくり

- 本町の出生数（出生率）は減少傾向で推移しており、総じて子ども全体の数も減少しています。この背景には、若い世代の未婚率の高さ、婚姻率の低さが要因の1つにあると考えられます。その結果、認定こども園の入園児数は増減を繰り返しながらも80～90人台で維持しているものの、保育所（園）の入園児童数は年々減少しています。
- 働く女性は増加傾向にあり、特に結婚や出産、育児期にあたる20歳代後半～30歳代の働く女性の割合は増加しており、全国、栃木県の水準より高くなっています。
- アンケート調査結果（ニーズ調査）をみると、保育所（園）や認定こども園等を定期的にご利用している就学前児童は9割程度となっており、5年前、10年前の調査時よりさらに増加しています。
- 本町の保育所（園）、認定こども園の利用定員数は入園児数に対して適切な量を確保できています。今後も、生まれてくる子どもの数が減少傾向のまま推移する予測は、大きく変わらないことを踏まえると、教育・保育施設の提供量もそれに合わせ、減らしていくことになります。しかし、前述のとおり働く女性は増加傾向にあり、社会情勢を鑑みれば、この傾向は近い未来までは大きく変わらないと考えられます。さらに、核家族化が進展していく中であっては、子どもの減少と保育ニーズとのバランスを考慮したうえで、教育・保育施設の提供量の確保を検討していくことが必要となります。

### (2) 就学児童・生徒の居場所づくりへの対応

- 町の年少人口（0～14歳）は減少傾向のまま推移することが予測されており、それに合わせて小学校児童数、中学校生徒数も減少していくことが示唆されます。
- 一方、放課後児童クラブ室の利用者数はわずかに増加傾向にあり、令和6（2024）年度時点で4割以上の児童が利用しています。また、これまで低学年（1～3年生）が主な利用者でしたが、高学年（4～6年生）の利用者割合も大きく増えています。この背景には、共働き家庭の増加や核家族化の進展が要因の1つとして考えられます。
- アンケート調査結果（ニーズ調査）をみると、放課後児童クラブ室を利用している保護者は長期休暇期間中の利用も求めており、年間を通して利用は一定数あることがうかがえます。また、施設等調査結果（放課後児童クラブ室へのヒアリング）でも、一部でスペースの限界まで利用者がある施設もあり、地域によって利用状況が異なっています。

■放課後児童クラブ室では、これまで低学年の利用を想定した空間に、高学年の利用も増えていることから、学年を問わずより利用しやすい工夫を検討していくことも必要です。また、放課後児童クラブ室においては、学校の教育方針と異なる学習の機会を提供することはできませんが、共働き家庭が増えている中、忙しすぎて家庭教育や養育が十分にできないと感じている家庭からは、放課後の学習機会の確保、運動・スポーツができる空間や様々な体験の機会の充実などを求める声が高くなることも考えられます。また、親の希望意外に、子どもたち自身が必要とする“子どもの居場所”として、中学生以降の子どもの“居場所”となり得る施設のあり方や役割についても、検討していく必要があります。

### (3) 子どもたちとその保護者や家族の悩み・不安への対応

- アンケート調査結果（ニーズ調査）から、働いている母親は8割以上、そのうちフルタイムで働く母親は4割以上となっています。育児休業の取得状況では、まだ十分ではないものの、母親、父親ともに育児休業の取得割合は増加傾向にあります。
- 教育を含む子育てを父母ともに行っている家庭は増加傾向にあり、夫婦の子育てに対する役割分担や考え方が変化していることがうかがえます。
- 気軽に相談できる先は、身内の人や友人・知人に集中しており、それ以外の保育士や小学校教諭を除くと、公的機関や専門機関等を含む全ての相談先が1割未満であることから、相談先が限定的になっている可能性があります。
- 子育てで日頃悩んでいることや不安に感じる人は9割以上で、その主な内容は『子どもの養育（教育）やしつけ』、『子育てや教育にかかる出資』のこととなっています。また、子育て以外の自身のことで日頃悩んでいることや不安に感じる人は7割程度で、その主な内容は『家計が厳しい』、『子どもを叱りすぎているような気がする』、『仕事や自分のやりたいことができない』こととなっています。
- 保護者の悩みや不安の要因の1つとしては、仕事や家事、育児等が忙しすぎて、家で余裕を持って子どもと接することができない状況があると考えられます。共働き家庭が増え、父母が一緒になって子育てをするようになった一方で、日頃の情報共有や相談先が限定的になっていることも懸念され、病気や緊急を要する事態が起きた場合は、必要な支援や専門機関にスムーズにつながりにくい可能性が考えられます。そのため、必要な支援や専門機関へのより身近なアクセス方法と相談しやすい情報発信の工夫とが求められます。

### (4) 生活困窮家庭とその子どもへの対応

- アンケート調査結果（生活実態調査）では、本町の低所得層（調査結果ではA層が該当）は全体の11.4%で、そのうちの3割以上が死別や未婚・非婚、離婚（別居中を含む）による、いわゆる“ひとり親”家庭となっています。

- 保護者が希望する子どもの進学先について、大学を希望する A 層の保護者は 4 割にとどまり、さらに、子ども自身の大学進学希望は 3 割弱と B 層の子どもの 4 割以上と比べて低くなっています。また、A 層の子どもの学習状況では、7 割程度が学校の授業の内容を理解している一方で、自分が思うクラス内の成績順位は B 層（低所得層以外）の家庭の子どもと比べて下の方と回答する割合が高くなっています。
- 施設等調査結果（放課後児童クラブ室へのヒアリング）をみると、放課後児童クラブ室へ通う児童には、特に生活が困窮している家庭はみられず、より年齢が上の高学年（小学 4～6 年生）や中学校進学以降に経済的にひっ迫する家庭が増えていくことが考えられます。
- 子どもの生活環境が経済的に困窮しているとしても、学習意欲がまわりの子どもたちと比べて低くならないような学習環境の充実が求められます。また、ひとり親家庭のほか経済的な困窮状況になる可能性がある家庭には、困難を家庭内で抱え込まないよう、行政をはじめとする様々な専門機関が、相談しやすい身近な支援体制づくりを推進し、各種制度の活用につなげる工夫をしていくことが大切です。

## （5）発達や虐待、不登校、ヤングケアラーなどへの対応

- アンケート調査結果（生活実態調査～ヤングケアラー関連～）で、ふだんから家のことや家族の世話をしている子どもは全体の 57.4%（282 人中 162 人）で、そのうち、家のことや家族の世話の時間を減らしたいと感じている子どもは 24.1%（162 人中 39 人）となっています。
- 一方、日頃から身の回りのお世話を必要とする人を子どももお世話している家庭は 43.5%（46 人中 20 人）で、そのうち、自分の子どもが「ヤングケアラー」にあてはまると思う人は 5.0%（1 人）となっています。ヤングケアラーかどうかは、子どもたち自身を含め家族全員が無自覚で行っている場合も多く、引き続き学校や公共施設などでの広報や啓発活動を通して、「ヤングケアラー」とその内容について周知を行っていく必要があります。
- 施設等調査結果（放課後児童クラブ室へのヒアリング調査）をみると、相談支援や学童保育を利用している子どもの中に虐待やネグレクトを受けていると思われるケースはほとんどありません。しかし、発達障がい、グレーゾーンの子どもの数は増えていると感じるケースが多くあります。また、施設等調査結果（相談支援事業所へのヒアリング調査）をみると、不登校のまま退学や卒業をしてしまうと、学校とのつながりが途切れて支援につなげにくくなるため、在学中の対応が望ましいという意見があり、在学中の対応の重要性がうかがえます。
- 子どもたちが安全・安心に過ごせる家庭環境と学校環境を整備していくために、子どもたち自身の心身のケアや健全な育成と並行して、保護者やその家族の問題の改善・解決に向けた取組を学校、地域、専門機関と連携して丁寧に進めていくことが求められます。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本町でこれまで推進してきた子ども・子育て施策を束ねる計画である「塩谷町子ども・子育て支援事業計画」から、子どもと子育て家庭、若者支援を総合的に推進する「塩谷町こども計画」となり、新たな子ども・子育てを含むより大きな計画となりましたが、本町で生まれる子どもたちが元気に育つこと、地域で一体となって子育てしていく“子育ての輪”を広げていく考えは変わらず大切にしていきます。そのため、「第1期塩谷町子ども・子育て支援事業計画」から掲げてきた「元気に育て塩谷っ子 子育ての輪を広げよう」を継承し、これからも町全体で子どもの成長と子育て家庭を応援し支えていきます。

#### <基本理念>

### 元気に育て塩谷っ子 子育ての輪を広げよう

基本理念1 全ての子どもと若者が健やかに成長し活躍できるまちづくり

基本理念2 全ての子育て家庭が安心して生み育てることができるまちづくり

基本理念3 地域の社会資源をいかした、子育てにやさしいまちづくり

#### 基本理念1 全ての子どもと若者が健やかに成長し活躍できるまちづくり

全ての子どもたちが、思いやりや主体性・自立性などを養いながら、健康で豊かな心と体を育むことができるように支援するまちづくりを推進します。また、全ての若者が社会活動に参画し、活躍できるまちづくりを推進します。

#### 基本理念2 全ての子育て家庭が安心して生み育てることができるまちづくり

一人ひとりの子どもの発達に応じた健やかな子育てを保障し、全ての子育て家庭が安心して生み育てることができるまちづくりを推進します。また、どのような環境でも子どもたちが自尊心と自己愛を育み、自信と希望を持って育つことができるよう、子どもたち自身とその保護者、家族の気持ちを受け止めながら適切な支援ができるまちづくりを推進します。

#### 基本理念3 地域の社会資源をいかした、子育てにやさしいまちづくり

子どもが健やかに成長し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すために、地域の社会資源を有効に活用し、全ての子どもや若者、子育て家庭を地域全体で支援します。



## 基本目標

本計画の基本理念『元気に育て塩谷っ子 子育ての輪を広げよう』の実現に向けて取り組む各種施策の基本目標として、「ライフステージごとの支援」と「ライフステージによらず行う支援」の2種類の支援を基にした6つの目標を設定します。

### ▶▶▶ライフステージごとの支援

#### 基本目標 1 誕生前から幼児期までの支援

子どもの誕生前から妊娠、出産、幼児期までの保護者と子どもが、安全かつ健康に過ごせるよう、保健と医療などの切れ目のない支援を充実します。

また、幼児教育と幼児保育が全ての子どもたちにいきわたるよう、質と量の提供に努めます。

#### 基本目標 2 就学後から 18 歳までの子どもへの支援

就学後の小学校児童、中学校生徒、及び 18 歳までの子どもたちが、心身ともに健全に育つよう、子どもたちが過ごす主要な場である放課後児童クラブ室をはじめとした各種施設等の安全かつ安心な環境づくりと質の向上に努めます。

子どもたちが様々な体験を通じて成長できるよう、公共の場での活躍の機会づくりを推進するとともに、若者たちが積極的に社会に関わることができるように、地域社会などの様々なコミュニティと交流する機会の創出に取り組むことで、子どもや若者、子育て世代にやさしい社会づくりを推進します。

#### 基本目標 3 18 歳以降の若者への支援

町の未来の担い手である 18 歳以上の若者たちが、健全に社会と関わり続けていくために、就労支援や抱えている悩みや不安に応じた各種相談支援など、サポート体制の充実に努めます。

また、結婚や出産、定住の機会づくりにも取り組み、若者が安心して暮らせるまちづくりに向けて福祉分野の充実に努めます。

**▶▶▶ライフステージによらず行う支援****基本目標4 課題や困難を抱える子どもや家族への支援**

---

発達を含めた子どもの障がい、いじめ、不登校、虐待、ネグレクト、ヤングケアラーなど、子どもたち自身が抱える悩みや不安に起因する心身の負担と負荷に対し、適切なサポートを提供できる環境の整備を充実していきます。

また、貧困により、子どもが適切な養育、教育並びに医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、さらに権利や利益を害され社会から孤立することがないよう、保育所（園）や認定こども園等、学校、相談窓口などでの発見から支援へつなげるため、各関係機関と各種サービスが連携して対応できる体制づくりを推進します。

また、子どもの安全かつ安心な暮らしを確保するために関係施設や機関と連携し、保護者やその家族に寄り添ったフォローとサポートから着実な支援へつながるよう、“人対人”に重点を置いた、思いやりと配慮のある対応ができる体制づくりを推進します。

**基本目標5 子育て当事者への支援**

---

共働きや子育て、家族の世話などで心身に余裕がなくなっている保護者たち子育て当事者が、安心して子育てができるよう各種制度の活用や支援メニューの充実を推進します。

**基本目標6 子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり**

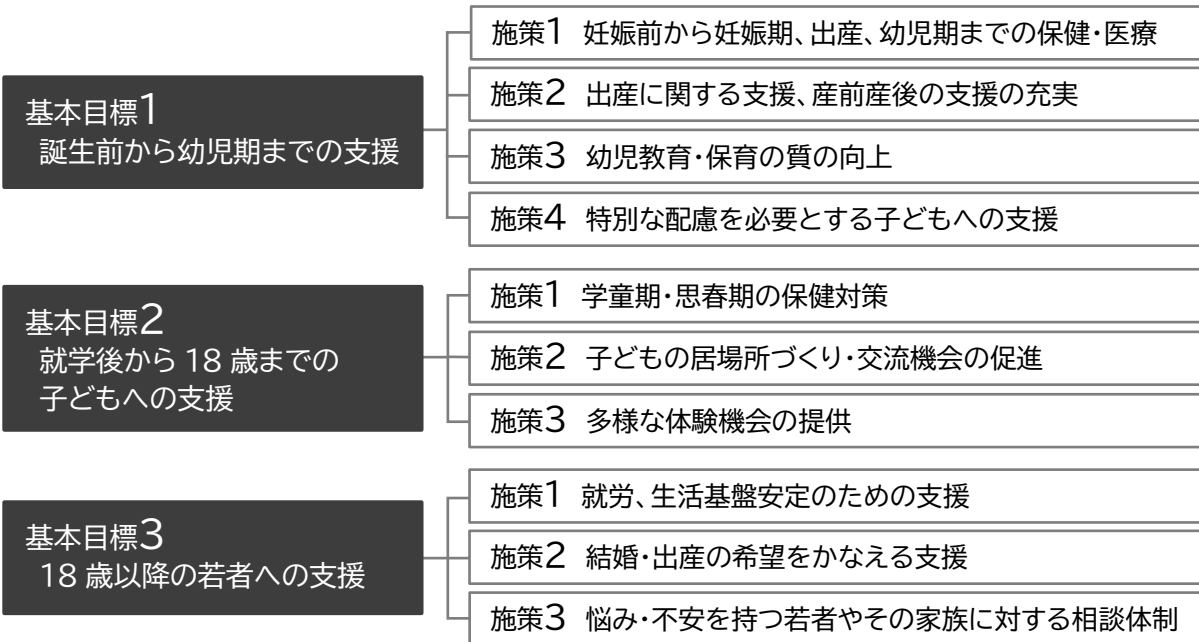
---

子どもたちが様々な体験を通じて成長できるよう、公共の場での活躍の機会づくりを推進するとともに、若者たちが積極的に社会に関わることができるように地域社会などの様々なコミュニティと交流する機会の創出に取り組むことで、子どもや若者、子育て世代にやさしい社会づくりを推進します。

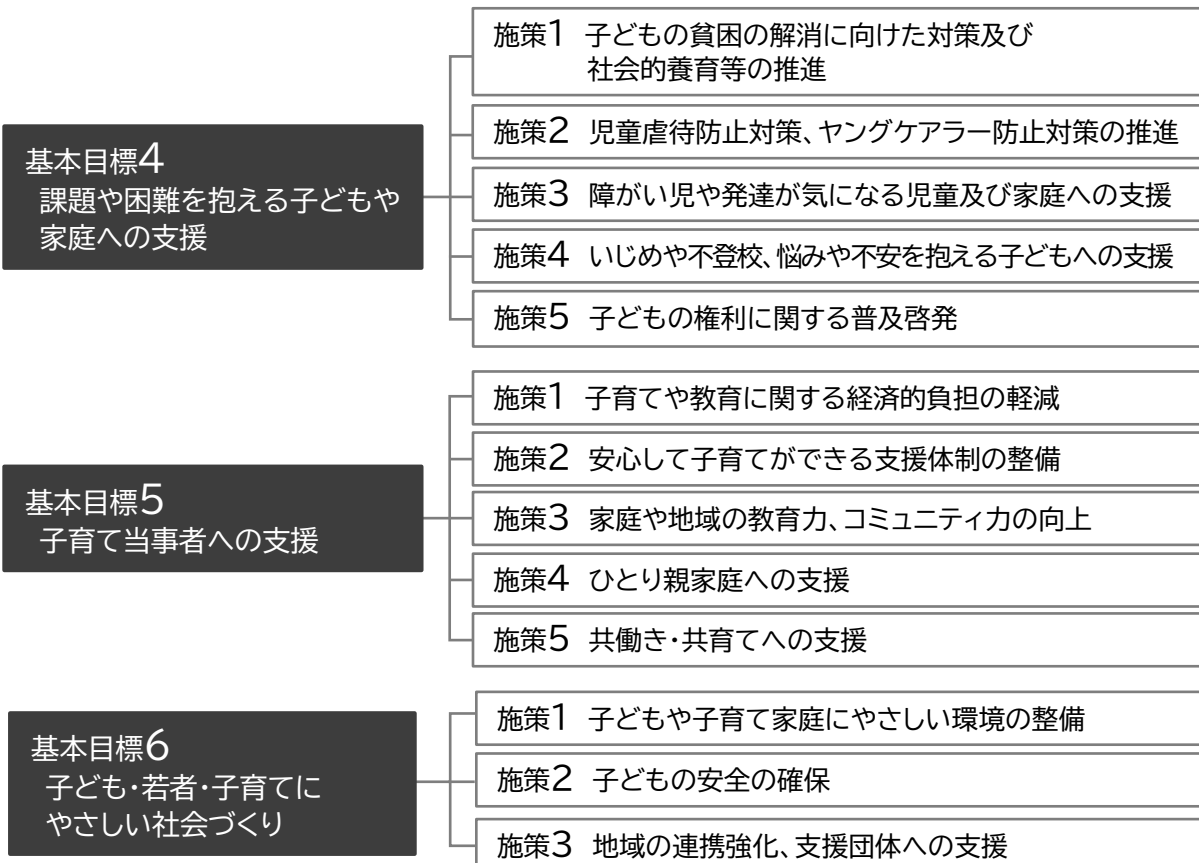
# 3 施策体系

【基本理念】  
**元気に育て塩谷っ子 子育ての輪を広げよう**

▶▶ ライフステージごとの支援



▶▶ ライフステージによらず行う支援



## 第3章 施策の展開

### ▶▶ ライフステージごとの支援

#### 基本目標 1 誕生前から幼児期までの支援

##### 施策 1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの保健・医療

子育ては、子どもの誕生前から始まります。そして幼児期は、将来にわたり身体的、精神的、社会的に幸せに成長していくための基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための重要な時期です。

保護者が様々な課題や不安に直面しやすい時期でもあるため、妊娠期からサポートを始め、家庭環境それぞれの多様性を尊重しながら、母子保健の推進、保育の環境整備、育児不安軽減の取組などにより保護者の子育てと子どもの健やかな成長を支援します。

#### ▼主な取組

##### 新規事業

##### 事業番号 1 こども家庭センター(母子保健機能)

担当部課  
健康生活課

##### 事業内容

妊産婦及び乳幼児、子どもとその家族の健康保持と増進に関する包括的な支援を、切れ目なく漏れなく提供していきます。

また、妊婦及びその配偶者等に対して、妊娠届出時から出産後まで、定期的に面談等を行い、情報提供や相談等の伴走型相談支援を実施していきます。

さらに、経済的支援として「妊婦のための支援給付」を行い、妊娠届出時及び出生後にそれぞれ定額支給を行います。

##### 新規事業

##### 事業番号 2 産婦健康診査

担当部課  
健康生活課

##### 事業内容

産後2回(2週間・1か月)分の健康診査費用について、助成による経済的支援を行うとともに、産後の心身面での健康保持ができるように支援します。

**新規事業**

事業番号 **3** 産後ケア

担当部課  
健康生活課

事業内容

産後、医療機関等において専門職が中心となり、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、家族で健やかな育児ができるよう支援します。

事業番号 <b>4</b>	事業名 妊娠届受理、母子健康手帳交付	担当部課 健康生活課
事業内容 妊娠届受理の際、併せて母子健康手帳を交付します。妊婦に対し必要な保健指導・相談を行い、主体的に妊娠や出産に取り組むよう妊娠・出産・育児について母子健康手帳に記載することを指導します。		
事業番号 <b>5</b>	事業名 妊婦一般健康診査	担当部課 健康生活課
事業内容 妊娠中に 14 回の健康診査の費用(定額)を給付し、胎児や妊娠の異常を早期に発見して適切な治療や指導等を行うことにより、安心して出産できるよう支援します。		
事業番号 <b>6</b>	事業名 乳幼児健診事業	担当部課 健康生活課
事業内容 乳児(1・3・4・10 か月)、幼児(1歳6か月・3歳6か月)を対象に健康診査を行い、乳幼児の発育・発達状況を確認し、乳幼児が健やかに成長することを支援するとともに、相談や指導を行うことにより、親の育児不安の軽減を図ります。また、令和6(2024)年度から、1か月児健診が開始になりました。		
事業番号 <b>7</b>	事業名 乳幼児健診精密検査	担当部課 健康生活課
事業内容 乳幼児健診等で精密検査が必要とされた乳幼児に対し、初診料及び初回の医療費を給付し、乳幼児の健康の保持を支援します。		
事業番号 <b>8</b>	事業名 予防接種事業	担当部課 健康生活課
事業内容 予防接種法に基づき、予防接種を実施し、子どもの健康を守るとともに、伝染のおそれのある疾病の発生・まん延を予防します。		

事業番号	事業名	担当部課
9	妊産婦医療費助成	健康生活課
事業内容		
妊産婦が病院に支払った医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減することにより、疾病の早期発見を促進し母子保健の向上を図ります。		
事業番号	事業名	担当部課
10	こども医療費助成事業	健康生活課
事業内容		
高校生までの医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減することにより、疾病の早期発見を促進し乳幼児・児童保健の向上を図ります。		
事業番号	事業名	担当課
11	食育の相談指導	子育て支援センター
事業内容		
食育の推進を図るため、在宅栄養士等の協力を得て、子育て家庭での栄養や正しい食事・食生活についての相談指導や講話を行うことを検討します。		
事業番号	事業名	担当課
12	食育の推進	保育施設 学校教育課 生涯学習課 産業振興課
事業内容		
保育参観や家庭教育学級、給食等を通して食に関心を持たせ、食の大切さや食べる喜びを体験させることにより、心身の健全育成を図ります。また、小中学校においても給食主任を中心として栄養教諭と協力し、正しい食に関する指導を行い、児童生徒に「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を身につけさせます。		
また、学校給食への有機食材の積極的な使用を推進するとともに、その事業のPRを行います。		

## 施策2 出産に関する支援、産前産後の支援の充実

妊娠や出産に関わる不安や悩みは母子にとって大きな負担になります。また、様々な情報や知識が求められ、母親や家族だけで解消することが困難な状況も考えられます。

そのため、妊娠期から母親への丁寧な相談支援を実施し、出産後も乳幼児の健康状態の確認や、保護者の子育てに対する悩みや不安についての相談支援、親子のふれあい及び親同士の情報交換の機会などの充実に向けた各種事業を推進します。

### ▼主な取組

#### 新規事業

事業番号 **13** 赤ちゃんサロン

担当部課  
健康生活課

#### 事業内容

生後12ヶ月未満の乳児及び母親や父親の交流の場を提供し、母親や父親同士のつながりを支援します。

#### 新規事業

事業番号 **14** 妊娠後期訪問・妊婦相談

担当部課  
健康生活課

#### 事業内容

妊娠期に個別相談を実施します。また、妊娠後期には個別訪問を実施し相談に応じることにより、安心して出産できるよう支援します。

事業番号	事業名	担当部課
<b>15</b>	乳幼児相談	健康生活課

#### 事業内容

6か月児・12か月児・2歳児・希望者を対象に、栄養発達や歯科保健等を視野に入れた個別相談を実施し、乳幼児の健康の保持増進を図ります。

事業番号	事業名	担当部課
<b>16</b>	新生児・産婦家庭訪問	健康生活課

#### 事業内容

原則として、全ての新生児と産婦の家庭を保健師等が訪問し、産婦や乳児の健康や発育等についての相談・助言を行い、保護者の育児についての不安の解消や子どもの健全な成長を支援します。また、乳児の発達を促すため絵本を配布し、支援していきます。

事業番号 <b>17</b>	事業名 乳幼児家庭訪問	担当部課 健康生活課
事業内容 健診等において、事後指導が必要と認められた乳幼児の家庭や育児不安を抱える家庭等を訪問し、子どもの成長や育児についての相談や助言を行い、子どもが健やかに育つよう支援します。		
事業番号 <b>18</b>	事業名 プレママ・プレパパ教室（両親学級）	担当部課 健康生活課
事業内容 出産を控えた妊婦及びその配偶者を対象に、安心して出産を迎え、赤ちゃんとの生活が楽しく送れるよう、講話や実技を実施します。		
事業番号 <b>19</b>	事業名 育児教室	担当部課 健康生活課
事業内容 すくすく教室：生後3～4か月児とその保護者を対象として、親子のふれあい遊びを行い、親子の愛着を育みます。 のびのび教室：生後8～9か月児とその保護者を対象として、離乳食の講話を行うとともに、保護者間の交流を行います。		

### 施策3 幼児教育・保育の質の向上

幼児期から就学前までの子どもが学び、育むべき感受性や自主性、自尊心や自己愛について、教育・保育の視点で充実を図ります。

また、保護者が安心して子どもを預けられる幼児教育・保育施設の環境維持、向上に努めるとともに、家庭の状況や事情に可能な限り寄り添い、幼児教育・保育の側面から多様なサポートが提供できるよう体制を整備します。

#### ▼主な取組

事業番号	事業名	担当部課
20	幼児期の教育・保育の確保	健康生活課 保育施設

##### 事業内容

0歳児から小学校就学前の子どもたちに、質の高い教育・保育を提供します。また、町外施設利用に関しても広域入所連携を図り、保育提供を実施します。

令和6（2024）年9月より、第2子保育料の免除を開始しました。子育て世帯がより安心して保育を利用できるよう努めていきます。

今後は、町内3園体制を維持しつつ、少子化の状況に応じて保育施設を集約させる等の検討を図っていきます。

事業番号	事業名	担当部課
21	子ども・子育て支援事業の充実	健康生活課 保育施設

##### 事業内容

町内の認定こども園、保育所（園）における0歳児からの保育、延長保育、入所児以外の一時的な保育、病児・病後児保育、子育て支援センターの運営など、子どもと子育て家庭を支援する各種事業を実施します。

## 施策4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援

就学前の子どものうち、発達が気になる子どもや障がいのある子どもとその保護者に対して必要な保育サービスの提供が行えるよう、相談支援の充実や教育・保育施設的环境整備を図ります。

### ▼主な取組

#### 新規事業

事業番号 **22** 乳幼児個別相談

担当部課  
健康生活課

#### 事業内容

言語聴覚士による「ことばの相談」や、臨床心理士（公認心理士）による「子育て相談」を運営し、子どもの健やかな成長と発達を促します。

事業番号	事業名	担当部課
<b>23</b>	のびのび発達相談	健康生活課

#### 事業内容

年中児を対象に、保育士、臨床心理士、保健師、学校関係者等によって観察と支援が行われています。発達障がい等の早期発見と療育への支援を行い、就学へのスムーズな移行を図ります。

事業番号	事業名	担当部課
<b>24</b>	障がい児保育事業	健康生活課 保育施設

#### 事業内容

保育を必要とする障がいのある児童に、障がい児担当保育士を配置し、健常な児童とともに保育所（園）の集団生活の中で保育することにより、インクルーシブ保育の増進を図ります。

## 基本目標 2 就学後から 18 歳までの子どもへの支援

### 施策 1 学童期・思春期の保健対策

学童期、思春期の子どもたちに対して、生活習慣や食、健康づくりの重要性を学ぶ機会を充実します。

また、学校教育において、健康を害する行為等についての指導を行います。

#### ▼主な取組

事業番号 <b>25</b>	事業名 就学児健康診断	担当部課 学校教育課
事業内容 入学予定児童を対象に、学校保健安全法に基づいて健康診断を実施します。		
事業番号 <b>26</b>	事業名 小中学校健康教育	担当部課 学校教育課
事業内容 各学校において、生活習慣病をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用、性に関する問題などの様々な課題について、発達段階に応じた適切な健康教育を実施します。		
事業番号 <b>27</b>	事業名 学校保健事業	担当部課 学校教育課
事業内容 学校保健安全法で定められた項目に加え、対象学年に応じた小児生活習慣病健診、貧血検査、骨密度検査を実施し、児童生徒の疾病の予防と、健康管理を推進します。		
事業番号 <b>28</b>	事業名 食育の推進【再掲】	担当部課 保育施設 学校教育課 生涯学習課 産業振興課
事業内容 保育参観や家庭教育学級、給食等を通して食に関心を持たせ、食の大切さや食べる喜びを体験させることにより、心身の健全育成を図ります。また、小中学校においても給食主任を中心として栄養教諭と協力し、正しい食に関する指導を行い、児童生徒に「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を身につけさせます。 また、学校給食への有機食材の積極的な使用を推進するとともに、その事業の PR を行います。		
事業番号 <b>29</b>	事業名 喫煙対策	担当部課 学校教育課
事業内容 校医からの指導及び提供された資料をもとに、各学校で喫煙の健康に対する悪影響等を教育し、児童生徒の喫煙防止を図ります。		

## 施策2 子どもの居場所づくり・交流機会の促進

子どもたちの学校と家以外の“居場所”づくりを推進し、子どもたち同士の交流をはじめ多世代交流などを通じて、様々な体験や新しい視点、価値観を得る機会を充実させます。そのために、安全・安心な居場所となる施設等の整備や機能の充実を図ります。

### ▼主な取組

#### 新規事業

事業番号 **30** 子どもの居場所

担当部課  
健康生活課

#### 事業内容

令和7（2025）年度より、こども、障がい者、ひきこもり等、誰もが利用できる居場所を整備し、社会参加への促進を図ります。

#### 新規事業

事業番号 **31** 放課後児童対策パッケージ

担当部課  
健康生活課  
生涯学習課  
学校教育課

#### 事業内容

##### 【実施目標】

- 放課後子供教室の実施にあたっては、余裕教室や放課後に使用していない特別教室等を活用し、放課後児童クラブ室の実施にあたっては、空き教室や専用施設を活用します。また、両事業とも学校再編事業に合わせて今後の運営体制の検討を図り、必要に応じて新設または既存施設を活用した整備を行います。

##### 【実施に向けた方策】

- 実施に向け、実施主体である教育委員会と健康生活課が連携し、小学校との協議を行い、放課後子ども総合プランの必要性及び意義等への理解を促します。
- 実施の際には、運営委員会を設置し、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表します。
- 共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブ室の指導員と放課後子供教室のコーディネーターが連携し、プログラムの内容や実施日等を検討するための小学校との定期的な協議の場を設けます。
- 放課後活動の実施にあたっては、教育委員会及び健康生活課において十分協議し、責任体制の明確化を図ります。
- 教育会議等を活用し、総合的な放課後対策について協議を行います。
- 放課後児童クラブ室については、保育の必要性が高い就学前児童がその延長で使うケースが多くみられることから、健康生活課の保育担当部署から教育委員会への情報提供を図り、両事業の円滑な推進を目指します。
- 保護者のニーズや現場の状況などを勘案し、放課後児童クラブ室、放課後子供教室の開設時間の検討を行います。

事業番号	事業名	担当部課
<b>32</b>	塩谷町こども未来館（しおらんど）	健康生活課

## 事業内容

本町では、質の高い児童育成と育児環境向上を目指し、令和元年度に「塩谷町こども未来館（通称：しおらんど）」を開設しました。

地域おこし協力隊の尽力で生まれた、子どもの遊び場と保護者の交流の場をさらに発展させ、旧塩谷町立大久保小学校を改装して新たな交流施設としてオープンさせました。引き続き、子どもの遊び場と保護者の交流の場としての充実に努めるとともに、町外の方にも利用してもらうことで本町の育児環境の良さを知ってもらい、本町への転入促進につなげていきます。

事業番号	事業名	担当部課
<b>33</b>	放課後子供教室	生涯学習課

## 事業内容

放課後や週末に小学校の教室等を利用し、地域のボランティア等の指導者のもと、子どもたちがスポーツ・文化・地域交流等の活動を行う場です。

本町ではウィークエンド・サークル事業として実施しており、今後、放課後児童クラブ室との連携を目指し、地域住民をボランティアとして遊びの提供や道具の貸出などを実施していきます。

事業番号	事業名	担当部課
<b>34</b>	地域子ども活性化事業（ウィークエンド・サークル事業）	生涯学習課

## 事業内容

学校週5日制の休業日に、地域のボランティア（実行委員）やジュニアリーダースクラブ室の協力を得ながら、異年齢集団による子ども同士や親子の交流と、多様な体験ができる活動を実施します。

事業番号	事業名	担当部課
<b>35</b>	世代間交流	保育施設

## 事業内容

世代を超えてふれあう・遊ぶ・集う・学ぶことにより、やさしさや思いやりなど、豊かな心を育めるよう、協力農家での収穫体験など塩谷町の環境をいかし、地域での子ども育ちに積極的に関わるきっかけづくりを行います。

事業番号	事業名	担当部課
<b>36</b>	塩谷・女川ジュニアリーダー交流初級研修会	生涯学習課

## 事業内容

塩谷町と宮城県女川町のジュニアリーダー交流研修を開催し、両町のジュニアリーダーや小学生が交流を深めることで、それぞれのジュニアリーダーの豊かな心、自主性と社会性を醸成します。

### 施策3 多様な体験機会の提供

国際交流やスポーツ、芸術、文化にふれる機会を増やすことで、子どもの知的好奇心や自信につながるチャレンジ精神を育みます。また、子どもが自分で考え、将来の選択肢の幅を広げていけるよう、様々な体験の機会を提供します。

#### ▼主な取組

事業番号	事業名	担当部課
<b>37</b>	外国語指導助手委託事業	学校教育課
事業内容		
外国語指導助手(ALT)を保育所(園)、認定しおやこども園、小中学校に派遣し、英語教育・国際理解教育の推進を図ります。		
事業番号	事業名	担当部課
<b>38</b>	国際交流事業	中学校 学校教育課
事業内容		
参加を希望する中学2、3年生を2年に1回、国外へ派遣し、地元の子どもたちとの交流及びホームステイを行い、国際感覚豊かな生徒の育成と国際交流を推進します。		
事業番号	事業名	担当部課
<b>39</b>	マイ・チャレンジ推進事業	中学校
事業内容		
町内の中学2年生を対象に、連続4日間の社会体験学習を実施することで、子どもたちとともに生きる心や感謝の心、人間関係をつくる力等の育成を図ります。		
事業番号	事業名	担当部課
<b>40</b>	子ども向け学びの講座(しおやサマースクール・親子で楽習)	生涯学習課
事業内容		
子どもや親子を対象にした講座を開催し、子どもたちの学習への興味・関心と学びへの意欲を高めるとともに、親子のふれあいも図ります。		
事業番号	事業名	担当部課
<b>41</b>	こどもまつり	生涯学習課
事業内容		
町の子ども会連合会が主催し、町内の子どもが一堂に会して、楽しい時間を過ごしながら、交流や親子のふれあいを図り、青少年の健全育成を図ります。		
事業番号	事業名	担当部課
<b>42</b>	子どものスポーツ活動の推進	生涯学習課
事業内容		
地域のスポーツ少年団を育成支援します。また、町民のスポーツ振興を図るため、ウォーキング大会(令和4(2022)年度より開始)、駅伝大会、なわとび大会を開催するほか、総合型スポーツクラブの活動を支援します。		

事業番号 <b>43</b>	事業名 学校における芸術文化鑑賞事業	担当部課 生涯学習課
事業内容 文化庁や栃木県教育委員会等と連携し、「学校の芸術家派遣」事業や伝統芸能の出前公演を、町教育委員会がバックアップし、町内各小中学校で児童生徒が本物の芸術・文化にふれることで感性を磨き、心豊かな子どもの育成を図ります。		
事業番号 <b>44</b>	事業名 生涯学習フェスティバル	担当部課 生涯学習課
事業内容 様々な体験活動を通じ活動成果を発表する機会を提供することで、町民の生涯学習の振興を図ります。		
事業番号 <b>45</b>	事業名 地域文化・ふれあい事業	担当部課 子育て支援センター
事業内容 くぐつによる人形劇、ピアノアーティストによるコンサート、びいどろやによるおはなし会等を開催し、親子で芸術に親しむことにより芸術への関心を高め、豊かな心の育成を図ります。また、1人でも多くの参加を図るため情報の提供に努めます。		

## 基本目標 3 18歳以降の若者への支援

### 施策1 就労、生活基盤安定のための支援

18歳以降の若者を対象に、就労の機会が十分にいきわたるよう関係機関と連携しながら、各種支援や情報発信に関する取組を推進します。また、青少年の健全育成に向けた、地域団体の活動を通じて、積極的な社会参画につながる機会の充実を図ります。

#### ▼主な取組

事業番号	事業名	担当部課
46	栃木県の就労情報の発信	健康生活課
事業内容		
<p>栃木県が実施する『WORK WORK（わくわく）とちぎ』や『栃木労働局』などの就労に関する情報を発信し、若者の就労や社会参画へつなげます。</p>		
事業番号	事業名	担当部課
47	青少年育成町民会議	生涯学習課
事業内容		
<p>青少年の健全育成を図るため、関係各組織・団体の代表者を集めて協議会を設置し、町内巡回や標語コンクール等を通して、子どもの健全な育成を図る環境を醸成します。</p>		
事業番号	事業名	担当部課
48	障がい者のための就業・生活支援相談	福祉課
事業内容		
<p>障がいがある方の企業就労や就労に伴う生活面の相談、就職後のサポートを行うための相談会を実施します。また、障がい者雇用を検討・実施している企業向けへの相談も受け付けています。</p>		

## 施策2 結婚・出産の希望をかなえる支援

若者の結婚や出産への希望が、社会潮流や置かれている環境に左右されず、望んだタイミングでかなえられるよう、結婚に向けた支援と妊娠・出産・子育てが安心・安全にできる環境づくりの充実に取り組みます。

### ▼主な取組

事業番号	事業名	担当部課
<b>49</b>	塩谷町結婚新生活支援事業	企画調整課

#### 事業内容

婚姻に伴う新生活を開始する夫婦ともに39歳以下の世帯に対して、新居の購入、リフォーム若しくは賃借または引っ越しに関する合計費用のうち、一部を補助します。

事業番号	事業名	担当部課
<b>50</b>	塩谷町結婚支援センター会員登録補助金	企画調整課

#### 事業内容

結婚を望む町民を支援するため、とちぎ結婚支援センターの会員登録に要する費用を補助します。

事業番号	事業名	担当部課
<b>51</b>	こだから休暇奨励金	健康生活課

#### 事業内容

令和6（2024）年4月より、塩谷町不妊治療休暇奨励金支援事業補助金制度が始まりました。不妊治療中も安心して働き続けられる環境を整備するため、不妊治療により休暇を取得する方（対象者）及び事業主に対し、こだから休暇奨励金を交付します。

## 施策3 悩み・不安を持つ若者やその家族に対する相談体制

ひきこもりやニートをはじめ、若者とその家族が抱える悩みや不安に対応する相談支援と、若者の社会参画に向けた機会づくりを推進します。

### ▼主な取組

事業番号	事業名	担当部課
<b>52</b>	塩谷町ひきこもりサポーター派遣事業	福祉課

#### 事業内容

ひきこもり対策を推進するため、ピアサポートを含むひきこもりサポーターを派遣し、地域に潜在するひきこもりを早期に発見して、早期に適切な支援機関につなぐことで、ひきこもりからの脱却の短期化を目指します。また、サポーターによる対象者へのきめ細かで継続的な相談支援により、ひきこもり本人の社会的自立を推進し、対象者の福祉の増進を図ります。

## ▶▶▶ ライフステージによらず行う支援

## 基本目標 4 課題や困難を抱える子どもや家庭への支援

## 施策1 子どもの貧困の解消に向けた対策及び社会的養育等の推進

経済的に困窮、ひっ迫している家庭では保護者に余裕がなく、子育てにも影響が出てしまう可能性があります。子どもが健やかに育っていくためにも、まずは保護者が心に余裕を持てるようになることが大切です。そのために、経済的に困りごとを抱えている保護者や家庭への寄り添った相談支援を行い、適切な支援へつなげます。

また、子どもの貧困解消に向けた、家族に対する経済的支援や、生活の安定と各種制度の周知徹底に向けた取組を推進します。

さらに、民間団体等を支援し、生活困窮家庭の子どもへの学習支援や子ども食堂、フードバンクなどが地域で取り組まれる環境づくりを推進します。

## ▼主な取組

事業番号	事業名	担当部課
53	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	健康生活課 学校教育課 福祉課

## 事業内容

生活保護に至る前の段階から、民生委員・児童委員をはじめ、栃木県や関係機関と連携して生活に困窮した世帯の自立を支援します。貧困の連鎖を防止するため、そうした家庭の子どもたちの学習支援等に努めます。

事業番号	事業名	担当部課
54	要保護・準要保護児童生徒の就学支援	学校教育課

## 事業内容

民生委員・児童委員と協力して認定事務を行い、該当児童生徒の保護者に対して学校で必要な経費の一部を支給し、就学を支援します。

事業番号	事業名	担当部課
55	社会的養育の推進	健康生活課

## 事業内容

児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するとともに、虐待等により家庭における養育が適当でない場合には、栃木県や児童相談所等の関係機関との連携のもと必要な措置を図ります。

事業番号	事業名	担当部課
56	就学援助	学校教育課

## 事業内容

学校教育活動において、経済的に支障をきたしている小中学生の保護者に対して、所得額に応じた給食費、学用品費等の一部を支給します。

事業番号	事業名	担当部課
<b>57</b>	自立相談支援事業	福祉課
事業内容		
生活困窮者が生活保護に至る前に、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談を実施します。		
事業番号	事業名	担当部課
<b>58</b>	学習支援（民間団体への取組支援）	福祉課
事業内容		
子どもの将来が生まれ育った家庭環境に左右されないよう、生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援の取組を支援します。		
事業番号	事業名	担当部課
<b>59</b>	子ども食堂の運営支援（民間団体への取組支援）	健康生活課
事業内容		
地域のボランティアや民間団体などが、主に子どもや親子に無料または安価で食事を提供する子ども食堂の運営を支援します。		
事業番号	事業名	担当部課
<b>60</b>	フードバンクの運営支援（民間団体への取組支援）	福祉課
事業内容		
一般家庭などからいただいた食品を保管し、生活に困っている子育て家庭等に無料で配る「フードバンク」に取り組みます。		

## 施策2 児童虐待防止対策、ヤングケアラー防止対策の推進

児童虐待がなくなる社会を目指して、その基本的な知識と理解の周知を徹底するとともに、相談しやすい窓口や専門機関の整備と、適切な支援につなげられる体制づくりを推進します。

また、子どもが家事や家族の介護・介助などの世話をする時間が極端に多く、本来の勉強や遊ぶ時間がとれなかったり、生活習慣が著しく乱れてしまうことで、自尊心や自己愛の欠如、様々な取組への意欲が低下してしまう、いわゆる“ヤングケアラー”の状態になってしまう子どもが生まれない社会づくりを目指し、子どもから大人までヤングケアラーという言葉と概念についての理解と周知が深められるよう取り組みます。

### ▼主な取組

#### 新規事業

事業番号 **61** こども家庭センター(児童福祉機能)

担当部課  
健康生活課

#### 事業内容

令和6（2024）年度4月に、塩谷町こども家庭センターを健康生活課内に設置しました。保健師や社会福祉士、臨床心理士等の専門職により、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行います。子育てや妊娠・出産、子どもの発育や発達、虐待に関することなど、あらゆる相談を受け付けています。

また、定期的に要支援家庭についての情報や支援方法の方針共有を行うことにより、要支援家庭に対して虐待の未然防止を図ります。

#### 新規事業

事業番号 **62** 支援対象児童等見守り強化事業

担当部課  
健康生活課

#### 事業内容

支援の必要性が高い子ども等を対象にアウトリーチ支援を行い、見守り活動を継続的に行います。養育状況の把握や心のケア、食事の提供などの必要な支援を実施することで、虐待の予防と防止につなげます。

<b>63</b>	事業名 児童虐待に対する相談窓口の充実	担当部課 健康生活課
事業内容 児童虐待のほか、障がい児や非行児童の相談等、子どもに関するあらゆる種類の相談業務を健康生活課の相談窓口で実施しており、その充実に努めます。		
<b>64</b>	事業名 児童虐待対策事業	担当部課 健康生活課
事業内容 児童虐待事例や予防対策の対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を活用し、児童虐待を含め緊急性のある個別ケース等について迅速に対応します。		
<b>65</b>	事業名 DV 対策と連携	担当部課 健康生活課
事業内容 児童虐待対策事業での組織を活用し、DV(ドメスティック・バイオレンス)についても相談支援体制を強化しています。		
<b>66</b>	事業名 母子保健等との連携	担当部課 健康生活課
事業内容 乳幼児健診や相談の際に、子どもの身体の発育と発達を確認するなど、保護者からの相談支援を実施することで、児童虐待の未然防止と早期発見を図ります。		
<b>67</b>	事業名 ヤングケアラー支援体制の充実	担当部課 健康生活課 学校教育課
事業内容 自身がヤングケアラーであると認識のない児童生徒に対し、支援が必要だと気づけるような機会をつくり、教職員やスクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー等への相談や支援につながるよう取り組みます。 また、ヤングケアラーを把握し、具体的な支援につなげるため、学校等の関係機関との連携による調査を行います。		
<b>68</b>	事業名 町民全体における認知度向上・理解促進、 関係機関との連携による啓発活動の推進	担当部課 健康生活課 学校教育課
事業内容 町民、関係機関、民間支援団体、学校、事業者などに向けて広く広報・啓発を行うことで、地域社会全体におけるヤングケアラーに関する認知度の向上と理解促進、啓発活動の推進を図ります。		

### 施策3 障がい児や発達が気になる児童及び家庭への支援

就学後の児童に、発達や障がいなどの個々の特性により、学校や生活環境の中で大きな負担がかからないよう、各種制度の活用などを通じて日常生活をサポートする体制を整備します。

#### ▼主な取組

事業番号	事業名	担当部課
<b>69</b>	障がい児福祉サービス	福祉課
事業内容		
近隣市町との連携を図り、児童福祉法に基づく障がい児への障害児通所支援、障害児入所支援、補装具費支給等の福祉サービスを提供する体制の確保に努めます。		
事業番号	事業名	担当部課
<b>70</b>	特別児童扶養手当	福祉課
事業内容		
心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母、またはその養育者に対し、申請により給付を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。		
事業番号	事業名	担当部課
<b>71</b>	特別支援学級児童生徒の就学支援	学校教育課
事業内容		
町内特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学校で必要な経費の一部を支給することで、就学を支援します。		
事業番号	事業名	担当部課
<b>72</b>	福祉タクシー利用料金助成	福祉課
事業内容		
身体障害者手帳1・2級、療育手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1・2級の障がい児(者)に対し、1か月8枚の利用券を交付して基本料金を助成することで、障がい児(者)の日常生活の利便を図ります。		
事業番号	事業名	担当部課
<b>73</b>	日常生活用具の給付	福祉課
事業内容		
重度の身体障がい児に対して、日常生活用具を給付することで、日常生活を送りやすくするための支援を行います。		
事業番号	事業名	担当部課
<b>74</b>	日中一時支援事業	福祉課
事業内容		
障がい児等の日中における活動の場の確保を、関係機関と連携しながら行い、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息の支援に努めます。		

## 施策4 いじめや不登校、悩みや不安を抱える子どもへの支援

いじめや不登校など、児童生徒が抱える悩みや不安に対して、気軽に相談できる身近な人材や専門機関の確保を推進し、子どもたちが心身ともに健康に成長できるようサポート体制の充実を図ります。

### ▼主な取組

事業番号 <b>75</b>	事業名 訪問指導	担当部課 健康生活課
事業内容 学校等との連携により、児童虐待や思春期の問題があるケースに対し、必要に応じて訪問し、本人及びその家庭の支援を行います。		
事業番号 <b>76</b>	事業名 スクール・カウンセラー、教育相談員の配置	担当部課 学校教育課
事業内容 中学校にスクール・カウンセラーを配置し、児童生徒や保護者を対象とした教育相談と、教職員向けに指導方法等の助言をします。		
事業番号 <b>77</b>	事業名 SOS の出し方教育の推進	担当部課 学校教育課
事業内容 子どもが危機的状況に陥ったとき、身近にいる信頼できる大人に SOS を出すことができるよう、また、身近にいる大人が適切に支援できるようにするため、学校や教育委員会、栃木県の関係機関等との連携による教育体制の整備を推進します。		

## 施策5 子どもの権利に関する普及啓発

様々な個性や置かれた環境などにかかわらず全ての子どもが最善の利益を得られるよう、「子どもの権利条約」に掲げられている内容をもとに学校教育、家庭教育において理解の促進を図ります。

### ▼主な取組

事業番号	事業名	担当部課
<b>78</b>	学校教育におけるこどもの人権教育の推進	学校教育課 各小中学校
事業内容		
<p>教員等を対象とする各種研修や会議等の機会を通じて、子どもの権利条約やこども基本法等についての周知・啓発を行うなど、子どもの権利を含む人権教育の一層の推進を図ります。</p>		
事業番号	事業名	担当部課
<b>79</b>	子どもの人権啓発活動の実施	学校教育課 住民課 各小中学校
事業内容		
<p>人権教室の開催をはじめ、人権擁護員による教室や人権の花運動を実施します。また、冊子を配布するなど、啓発活動を行います。</p>		

## 基本目標 5 子育て当事者への支援

### 施策 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てや教育子どもの進学が子育て家庭に経済的負担として大きくのしかかることのないよう、各種制度の周知や利用しやすいアプローチに努め、全ての子育て家庭が充実した子育てや教育ができる環境づくりを推進します。

#### ▼主な取組

##### 新規事業

事業番号 **80** しおやっこ応援金

担当部課  
健康生活課

##### 事業内容

従来の「赤ちゃん誕生祝金」を拡充し、令和5（2023）年4月から「しおやっこ応援金」の支給を開始しました。

出産の奨励、少子化対策、児童の健全な育成及び子育て支援として、出生時及び小学校入学時に応援金を支給して町全体でお祝いし健やかな成長をお祈りするとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

##### 【支給金額】

第1子の出生：50,000円

第2子の以降出生：150,000円

第3子の以降小学校入学：100,000円

事業番号	事業名	担当部課
<b>81</b>	児童手当の支給	健康生活課

##### 事業内容

令和6（2024）年10月から、支給対象や支給額が拡充となりました。児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図ります。

事業番号	事業名	担当部課
<b>82</b>	中学校進学祝金事業	学校教育課

##### 事業内容

中学校進学予定の子どもがいる町内世帯に中学校進学祝金を給付することで、保護者等が準備経費等の一部として活用し、町内に住み続けながら、子どもの健全な育成を見守り、子育ての経済的負担が軽減するよう支援の推進を図ります。

なお、交付については、塩谷町共通商品券を発行することで町内の購買促進にもつながるよう進めています。

##### 【給付額】

対象となる子ども1人あたり20,000円

事業番号	事業名	担当部課
<b>83</b>	奨学金貸与事業	学校教育課

## 事業内容

高校・短大・専修・専門学校・大学・大学院の学生に対して、条例に基づき学費の一部を貸与することにより、教育における経済的負担の軽減を図ります。

事業番号	事業名	担当部課
<b>84</b>	遺児手当の支給	健康生活課

## 事業内容

父母の一方または両親が死亡した児童の健全な育成及び福祉の増進を図るため、義務教育終了まで支給します。

【支給金額】月額 3,000 円

## 施策2 安心して子育てができる支援体制の整備

子育てをしている中で生じる悩みや不安、困りごとなどを保護者や家庭だけで抱え込まないよう、専門機関へスムーズにつなげられる相談体制を整備します。

また、必要かつ適切な情報が的確に入手できるよう、町からの情報発信の充実に努めるとともに、情報の取得手段の充実にに向けた工夫や仕組みづくりに取り組みます。

### ▼主な取組

事業番号 <b>85</b>	事業名 育児相談	担当部課 健康生活課 子育て支援センター
事業内容 保健師や心理士、保育士による育児についての相談・助言を行い、育児に悩む保護者の心理的負担の軽減を図ります。		
事業番号 <b>86</b>	事業名 教育相談事業	担当部課 学校教育課
事業内容 学校教育課担当者が関係機関と連携し、就学相談・教育相談を行うほか、教育相談員等の配置により事業の充実に努めます。		
事業番号 <b>87</b>	事業名 教育相談窓口事業	担当課 学校教育課
事業内容 小中学生及びその保護者を対象として、電話で相談を受けて悩みの解消に努めます。		
事業番号 <b>88</b>	事業名 子育て支援情報の発信	担当部課 健康生活課
事業内容 各種子育て制度や支援内容を全ての子育て家庭が把握し、支援を必要とする家庭に対して、適切に提供できるよう、町ホームページや広報誌等で子育て情報を発信します。		
事業番号 <b>89</b>	事業名 子育て支援アプリ「すくすくしおやっこ」	担当部課 健康生活課
事業内容 各種制度や子育て支援センターの行事予定を受信できるプッシュ通知のほか、もく浴・離乳食づくりの動画配信による育児不安の解消、子どもの成長記録の登録や予防接種のスケジュール管理が行えることで、子育て家庭がより情報を取得しやすく、育児管理がしやすい環境づくりを推進します。		

### 施策3 家庭や地域の教育力、コミュニティ力の向上

子どもの保護者や家族が、子どもを育てる養育力を育み、家庭での学びの提供ができる教育力を高めることで、子どもたちがさらに多くのことに興味関心を持ち、向上心や自尊心を高められるよう、家庭での学習の場ときっかけづくりを推進します。

#### ▼主な取組

事業番号	事業名	担当部課
90	家庭教育学級	生涯学習課 小中学校 保育施設

#### 事業内容

家庭教育の充実を図り、人間性豊かな子どもを育てるため、幼稚園、保育所（園）、小中学校における家庭教育学級と企業の協力を得ながら町全体による家庭教育学級を開催し、親子のふれあいや家庭のあり方を学ぶ等の充実を図ります。

事業番号	事業名	担当部課
91	ブックスタート	生涯学習課

#### 事業内容

生後10か月の乳児健診時に、読み聞かせを体験しながら本を手渡し、本を通して子どもとのふれあいの重要性を認識してもらい、温かみのある家庭の構築を支援します。

事業番号	事業名	担当部課
92	おはなし会	保育施設 町図書館

#### 事業内容

町内外の親子を対象に、子育てボランティアによる「おはなし会」を開催し、絵本の読み聞かせを通して、子どもたちの自立心や豊かな心を育てるとともに、保護者同士の交流を深めます。

事業番号	事業名	担当部課
93	しおやのこどもを育てるフォーラム	生涯学習課

#### 事業内容

塩谷町の将来を担う子どもたちの思いやりの心や豊かな心を育てるとともに、地域みんなで子どもを育てることの重要性を訴え、「地域として、大人として、子どもたちとどう関わるか」を考え、その実践に向けた具体策を話し合うために、保護者や教育関係者を対象に、講話や発表会等を実施します。

事業番号	事業名	担当部課
94	子ども会連合会支援	生涯学習課

#### 事業内容

町内子ども会連合会相互の連携を図るとともに、活動に対する助成等を行い、子ども会が健全な活動ができるように支援します。

事業番号	事業名	担当部課
95	ウッドスタート	健康生活課 産業振興課

## 事業内容

塩谷町の樹木を使い作成した食器や積み木を家庭に配り（4か月児健診時に木製の食器を手渡し、1歳6か月児健診時に積み木を手渡し）、樹木にふれる機会を通じて親子のふれあいを育み温かみのある家庭の構築を支援します。

## 施策4 ひとり親家庭への支援

母子家庭や父子家庭などのいわゆる“ひとり親家庭”が、経済的困窮や地域で孤立することのないよう、各種制度の周知徹底を図り、身近な相談支援機関の設置に向けた取組を推進します。

### ▼主な取組

事業番号	事業名	担当部課
96	ひとり親家庭医療費助成	健康生活課

## 事業内容

ひとり親家庭が病院に支払った医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減することにより、疾病の早期発見を促進し、ひとり親家庭の健康の向上を図ります。

事業番号	事業名	担当部課
97	児童扶養手当	健康生活課

## 事業内容

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家族）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給します。

事業番号	事業名	担当部課
98	母子寡婦福祉資金貸付	健康生活課

## 事業内容

配偶者のいない女性で現に児童を扶養している方及び、かつて母子家庭の母であった方並びに両親のいない児童に対して、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、所要の資金を貸し付けます。

## 施策5 共働き・共育てへの支援

女性の積極的な社会進出をはじめとした共働き家庭の増加傾向は今後も大きく変わらないことを考え、共働き家庭が抱える悩みや育児方法、就労先の悩み、就労支援など、就労と子育ての両立ができるよう、町のサポート体制の充実を図ります。

### ▼主な取組

事業番号	事業名	担当部課
99	男性の育児参加の推進	健康生活課 生涯学習課 学校教育課 保育施設

#### 事業内容

関係部署と連携し、あらゆる機会を通じて男性の育児参加の啓発活動を推進し、父親はもとより、町民全体の理解の促進を図ります。

事業番号	事業名	担当部課
100	女性リーダー育成事業	生涯学習課

#### 事業内容

男女共同参画社会の実現のために、栃木県や国の研修への女性の派遣や塩谷町女性団体連絡協議会の補助を行うとともに、「みんなの集い」を開催し、学びの機会を提供します。

事業番号	事業名	担当部課
101	働き方改革の促進	産業振興課

#### 事業内容

子育て家庭が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる働き方を選択できるよう、町内企業の事業主や従業員等に対し、長時間労働の是正と職場環境の改善、育児・介護休業を取得しやすい企業風土づくり等の意識啓発を図ります。

また、企業における育児環境の適正化を求めるものばかりではなく、農福連携の一環として、農家の働き手の不足と、子育て世代の働きたい意欲を結びつけるなど、子育てしながらできる仕事の選択肢を広げます。

## 基本目標 6 子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり

### 施策1 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

子どもとその保護者や家族が安心して子育てができるよう、日常生活で利用しやすい公園の整備や医療機関などの公共施設の利便性の向上などを推進します。

#### ▼主な取組

事業番号	事業名	担当部課
<b>102</b>	都市公園等整備事業	生涯学習課 建設水道課
事業内容		
公園や緑地等の整備を進め、子どもや親子の憩いの場として、また、レクリエーションや遊び、交流、運動等の場として提供し、親子が安心して利用できるようにするとともに、心身の健全な育成を図ります。		
令和3（2021）年3月に総合公園ちびっこ広場に大型遊具を新設しています。		
事業番号	事業名	担当部課
<b>103</b>	小児救急医療整備事業	健康生活課
事業内容		
休日当番医制度を実施するとともに、夜間診療室を郡市医師会で運営し、緊急時の医療の確保に努め、安心して子育てできるよう、医療体制の整備を図ります。		
事業番号	事業名	担当部課
<b>104</b>	こども家庭センター（児童福祉機能）	健康生活課
事業内容		
地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行い、地域資源の開拓や新たな支援の担い手の発掘、関係機関間の連携を高めるための体制整備を行います。		

## 施策2 子どもの安全の確保

子どもが安全、安心に登降園、登下校できるよう、道路整備や交通上の注意喚起への取組を推進します。

また、犯罪や事故に遭わないよう、子どもから大人まで必要な知識を習得し更新する機会の充実を図り、また、大規模災害に備え設備を整備するなど、地域において日頃からできることに取り組むまちづくりを推進します。

### ▼主な取組

事業番号	事業名	担当部課
105	交通安全教室	保育施設 くらし安全課 学校教育課 各小中学校

#### 事業内容

警察や交通安全協会の協力により、保育所（園）や認定こども園、各小中学校で交通安全教室を開催します。

事業番号	事業名	担当部課
106	塩谷中通学用ヘルメット等配布	学校教育課

#### 事業内容

新中学1年生を対象に、自転車用ヘルメットの購入費用を全額助成します。

事業番号	事業名	担当部課
107	交通安全の啓発活動等の推進	くらし安全課

#### 事業内容

春、秋の交通安全町民総ぐるみ運動をはじめとする、交通安全の啓発活動や交通安全母の会事業、交通安全物品の支給、交通教育指導員の配置などの安全対策活動を行います。

事業番号	事業名	担当部課
108	チャイルドシートの補助	健康生活課

#### 事業内容

6歳未満の子どもを養育し、チャイルドシートを購入した保護者に、購入費の一部を助成します。

事業番号	事業名	担当部課
109	通学路の安全確保	くらし安全課 建設水道課 学校教育課 各小中学校

#### 事業内容

警察、道路管理者、学校、町関係者、教育委員会で組織する通学路安全推進会議を開催することにより、通学路の危険箇所の情報を共有し、危険箇所の解消に向けて交通安全対策事業を推進します。

事業番号	事業名	担当部課
110	デマンド交通（えかんべ号）の運行	くらし安全課
事業内容		
通学・通院・買物などの移動手段を確保するため、自宅やその周辺と目的地までを送迎する自動車の運行を有料で実施します。		
事業番号	事業名	担当部課
111	キッズゾーンの設定	健康生活課 建設水道課
事業内容		
保育所（園）や認定こども園の周囲にキッズゾーンを設定し、ドライバーへの注意喚起を図り、散歩等の園外活動時の園児の安全を確保します。		
事業番号	事業名	担当部課
112	防犯教室の開催	学校教育課 各小中学校
事業内容		
警察の協力により、各校で不審者対応等についての防犯教室として、公開避難訓練時の映像を各校に配布するなど防犯教育を推進するとともに、防犯マップを作成し、児童生徒自らが犯罪から身を守る力の育成を図ります。また、学校によっては防犯パトロール隊を編成し、犯罪抑止の活動に取り組んでいます。		
事業番号	事業名	担当部課
113	子ども 110 番の家推進事業	学校教育課 各小中学校
事業内容		
児童生徒の登下校時における安全確保のため、誘拐事件や声かけ事案等を未然に防止し、避難先として地域の協力を得て実施します。		
事業番号	事業名	担当部課
114	防犯ブザー配布事業	くらし安全課 学校教育課
事業内容		
小学校の新入学生全員に、不審者に対する対応のため、防犯ブザーを配布します。		
事業番号	事業名	担当部課
115	登下校の防犯対策	学校教育課
事業内容		
児童生徒の通学時における防犯対策として、廃棄物監視員による町内巡回を実施し、事件や事故の発生を未然に防止します。		
事業番号	事業名	担当部課
116	災害避難訓練（学校）	各小中学校 学校教育課 保育施設
事業内容		
各学校で定期的に避難訓練を実施し、災害から身を守る習慣を身につけます。		

### 施策3 地域の連携強化、支援団体への支援

子育て家庭の心の安定や子育てがより楽しくなるよう、地域で様々な活動に取り組んでいる地域団体を支援します。

#### ▼主な取組

事業番号	事業名	担当部課
117	子育て登録制ボランティア活用	健康生活課 保育施設
事業内容		
親の急病やリフレッシュ等のための一時預かりや、時間外家庭保育等をお願いできる子育てボランティアネットワークをつくり、安心して子育てできる体制の整備を検討します。		
事業番号	事業名	担当部課
118	子育て支援団体の育成	健康生活課
事業内容		
子育てサークルや支援サークル等の団体の立ち上げ及び活動の支援を図ります。		

## 第4章

## 子ども・子育て支援事業計画

## 1

## 第3期塩谷町子ども・子育て支援事業計画とは

「第3期塩谷町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第3期計画」という。）は、「塩谷町こども計画」と一体的に策定するもので、計画期間は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5か年とします。（根拠となる法制度や位置付けについては5、6ページを参照）

第3期計画は、本町における教育・保育施設の適切な提供量を確保することを目的としており、計画期間中における就学前児童のうち、保育所（園）や認定こども園等の提供する教育・保育サービスが必要な1～3号認定の子どもの人数を算出し、待機児童を出さないよう十分に提供できる教育・保育サービス量を確保するものです。

また、その他の教育・保育に関わる事業である地域子ども・子育て支援事業についても同様に、令和7（2025）年度以降の5年間の利用者数（量の見込み）と、それに見合うサービス提供量（確保方策）を算出し、本町の子育て環境を整備することを目的としています。

さらに、第3期計画は、本計画の基本理念を共有し、その方向性についても整合を図るものとします。

## 2

## 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本町においては、保護者の通勤などから居住地区と利用施設の区域が一致しないケースなど地域の枠を越えて施設や事業が利用される現状を考慮した場合、教育・保育ニーズに柔軟に対応していくためには広域での調整・確保が必要と考えられることから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施については、提供区域を分割することはせず、町全体を1つの区域として設定し、各事業の量の見込みと確保方策等を定めることとします。

▼塩谷町全図



▼事業一覧

取組		区域	
保育・教育	特定教育・保育施設	保育所(園)、認定こども園	
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	②地域子育て支援拠点事業	
	③妊婦健康診査事業	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業	⑥子育て世帯訪問支援事業	
	⑦児童育成支援拠点事業	⑧親子関係形成支援事業	
	⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
	⑩子育て短期支援事業(ショートステイ)		
	⑪子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)		
	⑫一時預かり事業		
	⑬放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ室)		
	⑭延長保育事業(時間外保育事業)		
	⑮病児を保育する事業(病児保育事業・子育て援助活動支援事業)		
	⑯妊婦等包括相談支援事業		
	⑰乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		
	⑱産後ケア事業	⑲実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑳多様な事業者の参入促進・能力活用事業		
			町内全域



## 子ども・子育て支援事業計画に関わる法制度等の改正

### (1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て関連3法」のうちの1つです。令和5(2023)年12月に閣議決定された、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、関係する内容を改正する案が令和6(2024)年10月に施行されました。

#### ▼子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策
<p>(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童手当について、支給期間を中学生までから高校生年代までとする、支給要件のうち所得制限を撤廃する、第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とする抜本的拡充を行う。</li> <li>● 妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。</li> </ul> <p>(2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業(妊婦等包括相談支援事業)を創設する。</li> <li>● 保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付(こども誰でも通園制度)を創設する。</li> <li>● 産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。</li> <li>● 教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付ける(経営情報の継続的な見える化)。</li> <li>● 施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。</li> <li>● 児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。</li> <li>● ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。</li> <li>● 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。</li> </ul> <p>(3) 共働き・共育での推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期間に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。</li> <li>● 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。</li> </ul>
2. 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設
<p>こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定(育児休業給付関係)を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。</p>
3. 子ども・子育て支援金制度の創設
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国は必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。</li> <li>● 医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用(子ども・子育て支援金)を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。</li> <li>● 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8(2026)年度から令和10(2028)年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。</li> <li>● 令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの各年度に限り、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。</li> </ul>

## (2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下、「基本指針」という）は、いわば子ども・子育て支援事業計画策定のガイドラインの役割を担うものです。

同基本指針は、令和6（2024）年4月1日に施行され、この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市町村における子育て家庭への支援の充実等が定められました。

### ▼基本指針の改正案の概要

<b>1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加</b>
基本指針に新設した事業の位置付け等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
<b>2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加</b>
市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
<b>3. こどもの権利擁護に関する事項の追加</b>
都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
<b>4. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加</b>
子ども・子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針への位置付けを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定する。
<b>5. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加</b>
児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。
<b>6. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加</b>
子ども・子育て支援法等改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針への位置付け等を行う。
<b>7. 産後ケアに関する事業の追加</b>
地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。
<b>8. その他所要の改正</b>
基本指針に規定している計画の更新等を踏まえた所要の改正。

# 4 量の見込みの基本的な考え方と町の将来人口の推計

## (1) 量の見込みの基本的な考え方

量の見込みとは、子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の利用人数の見込みのことを意味します。

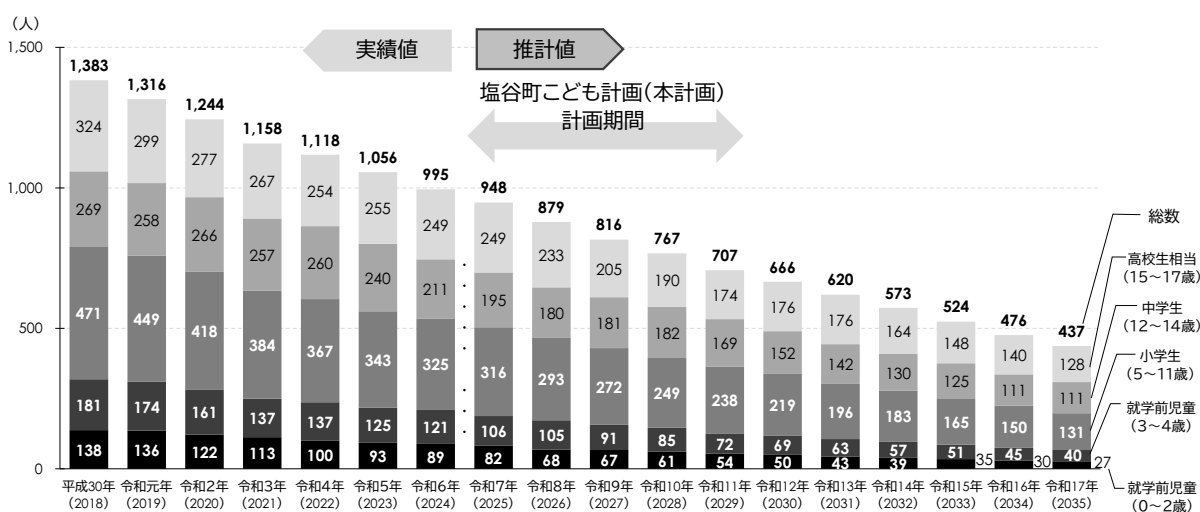
量の見込みの算出方法は、基本的に町の将来人口の推計による各年齢の子どもの数に対して、おおよそ過去5年間の認定区分の対象となった子どもの人数（実績値）や各種事業の利用者数（実績値）から算出した割合の傾向を把握した上で、今後5年間の認定区分対象者数及び各種事業利用者数の変化の方向を検討しながら設定しました。

## (2) 町の将来人口の推計（住民基本台帳によるコーホート変化率法に基づく推計）

町の将来人口の推計は、既存の町の人口推計結果を踏まえつつ、第3期計画が年齢別の子ども的人数を年度ごとに必要とする特性を考慮し、改めて1歳階級別コーホート変化率法による将来人口推計を算出しました。

なお、10ページに掲載している人口推計は、国勢調査の統計データベースによる社人研推計のため、本推計とは異なる算出方法、算出結果となっています。国勢調査の統計データベースに基づく推計は、中長期的スパンに適している推計であるのに対し、コーホート変化率法に基づく本推計は、近い将来の状況を把握することに適している推計であるため、量の見込みの算出においては、本推計を採用しています。

▼塩谷町の1歳階級別の0～17歳の子ども将来人口推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）に基づくコーホート変化率法による将来人口推計

## 5 教育・保育施設の量の見込み及び確保方策

就労形態の多様化や母親の就労意向の増加等により保育を必要とする子どもが増加している状況を踏まえ、今後の塩谷町における教育・保育の「量の見込み」については、第2期計画期間中の実績値（入園申込数）を基に、塩谷町における将来の児童人口の変動を見込んだ上で算出しました。

### (1) 1号認定（3～5歳、認定こども園（幼稚園部分）を利用希望）

#### ▼量の見込みと確保方策

（単位：人）

	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
対象人口(3-5歳)	161	137	137	125	121	106	105	91	85	72
①量の見込み (利用者数)	21	12	16	10	7	6	6	6	6	5
町内児童	19	11	14	8	5	4	4	4	4	3
他市町村児童	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2
町内児童の利用率	11.8%	8.0%	10.2%	6.4%	4.1%	3.8%	3.8%	4.4%	4.7%	4.2%
②確保方策 (受入許容数)	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
特定教育・保育施設	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
差(② - ①)	9	18	14	20	23	24	24	24	24	25

#### ○現状と傾向

本町では、町内の公立の認定こども園1か所において、幼児期の教育の提供を図っています。本町の3～5歳の児童数は年々減少していることに加え、令和2（2020）年以降の1号認定者数は減少傾向で推移しています。

#### ●確保方策の考え方

児童数の減少及び1号認定の利用実績の減少傾向から、今後も利用者数は減少傾向で推移することが見込まれます。そのため、町内の認定こども園（幼稚園部分）による現行の体制を維持することにより、必要な定員は確保できる見込みです。

また、就労する保護者の保育の必要性にも着実に応えるべく、在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

**(2) 2号認定(3～5歳、保育所(園)・認定こども園(保育所(園)部分)を利用希望)****▼量の見込みと確保方策**

(単位：人)

	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
対象人口(3-5歳)	161	137	137	125	121	106	105	91	85	72
<b>①量の見込み (利用者数)</b>	120	110	117	117	110	99	99	88	84	74
町内児童	116	105	103	101	97	87	87	76	72	62
他市町村児童	4	5	14	16	13	12	12	12	12	12
町内児童の利用率	72.0%	76.6%	75.2%	80.8%	80.2%	82.1%	82.9%	83.5%	84.7%	86.1%
<b>②確保方策 (受入許容数)</b>	128	128	128	128	128	100	100	100	100	100
特定教育・保育施設	128	128	128	128	128	100	100	100	100	100
差(② - ①)	8	18	11	11	18	1	1	12	16	26

**○現状と傾向**

本町では、町内の公立の認定こども園1か所、私立の保育所(園)2か所において、保育の提供を図っています。本町の3～5歳の児童数は減少している中で、認定者数はわずかな減少傾向で推移している状況となっており、必要な定員は確保しています。

**●確保方策の考え方**

3～5歳の児童数は減少傾向にありますが、3歳以上の幼児教育・保育の無償化や共働き家庭の増加の影響により、2号認定の3～5歳は微減傾向で推移しています。今後、5年間はこの傾向が維持されるものと考え、現行の提供体制を維持していくことで必要な事業量は確保できる見込みです。

3～5歳の幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の保育利用ニーズがさらに高まる可能性もあるため、現行と同水準の提供体制の維持に努め、必要な定員の確保を図ります。

## (3) 3号認定(0~2歳、保育所(園)・認定子ども園(保育所(園)部分)を利用希望)

## ▼量の見込みと確保方策

(単位：人)

0歳児保育	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
対象人口(0歳)	38	33	29	30	21	23	21	19	17	15
①量の見込み (利用者数)	5	2	4	7	2	4	4	4	4	4
町内児童	5	2	3	6	2	3	3	3	3	3
他市町村児童	0	0	1	1	0	1	1	1	1	1
町内児童の利用率	13.2%	6.1%	10.3%	20.0%	9.5%	13.0%	14.3%	15.8%	17.6%	20.0%
②確保方策 (受入許容数)	20	20	20	20	20	16	16	16	16	16
特定教育・保育施設	20	20	20	20	20	16	16	16	16	16
差(② - ①)	15	18	16	13	18	12	12	12	12	12

(単位：人)

1歳児保育	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
対象人口(1歳)	44	37	36	29	36	23	25	23	21	19
①量の見込み (利用者数)	22	15	19	22	22	16	18	17	16	15
町内児童	22	15	18	18	21	14	16	15	14	13
他市町村児童	0	0	1	4	1	2	2	2	2	2
町内児童の利用率	50.0%	40.5%	50.0%	62.1%	58.3%	60.9%	64.0%	65.2%	66.7%	68.4%
②確保方策 (受入許容数)	35	28	28	42	36	20	20	20	20	20
特定教育・保育施設	35	28	28	42	36	20	20	20	20	20
差(② - ①)	13	13	9	20	14	4	2	3	4	5

(単位：人)

2歳児保育	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
対象人口(2歳)	40	43	35	34	32	36	22	25	23	20
①量の見込み (利用者数)	29	28	36	20	27	31	20	23	22	19
町内児童	28	27	28	18	24	28	17	20	19	16
他市町村児童	1	1	8	2	3	3	3	3	3	3
町内児童の利用率	70.0%	62.8%	80.0%	52.9%	75.0%	77.8%	77.3%	80.0%	82.6%	80.0%
②確保方策 (受入許容数)	80	80	80	80	80	34	34	34	34	34
特定教育・保育施設	80	80	80	80	80	34	34	34	34	34
差(② - ①)	51	52	44	60	53	3	14	11	12	15

### ○現状と傾向

本町では、町内の公立の認定こども園1か所、私立の保育所(園)2か所において、保育の提供を図っています。

3号認定は、年度によって差がみられますが、0～2歳の人口はおおむね減少傾向で推移していることを考えると、利用率は高まっていることがうかがえます。令和6(2024)年4月1日時点の住民基本台帳に基づく人口は、0歳が21人、1歳が36人、2歳が32人となっていることから、3号認定の利用率は0歳が9.5%、1歳が58.3%、2歳が75.0%と1、2歳が特に高くなっています。しかし、利用率が高まっても必要な定員は十分確保している状況です。

### ●確保方策の考え方

本町の0～2歳の児童数は減少していく見通しであるものの、女性の労働力率の推移やニーズ調査結果から計画期間中において保育利用率のさらなる増加が想定されることから、利用児童数は微減または横ばいで推移を見込んでいます。

保護者の保育利用ニーズの高まりに応えるため、現行と同水準の提供体制の維持に努め、必要な定員の確保を図ります。

## 6

## 地域子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法で定められた事業について、地域の実情に応じて市町村が実施するものです。利用実績の状況から計画期間中の量の見込みとそれに十分対応できる確保の内容を算出します。

## (1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

## ▼量の見込みと確保方策

(単位の考え方【か所】：設置か所数)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1	/	/	/	/	/
こども家庭センター型	/	/	/	/	/	1	1	1	1	1
②確保方策(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1	/	/	/	/	/
こども家庭センター型	/	/	/	/	/	1	1	1	1	1
② - ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## ○現状と傾向

本町では、令和6(2024)年度より、健康生活課内にこども家庭センターを設置し、保健師、社会福祉士、臨床心理士といった専門職員を配置し、妊婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援と、子どもとその家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく、漏れなく対応することを目指していきます。

## ●確保方策の考え方

引き続き、健康生活課内のこども家庭センターにおいて母子保健型事業を実施し、子育て家庭に対する情報提供や教育・保育施設や子育て支援サービス等の利用支援を図るとともに、利用者支援体制のさらなる充実に努めます。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所において、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行います。

### ▼量の見込みと確保方策

(単位の考え方【人日】：延べ利用日数)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み(人日)	318	336	283	797	763	703	583	574	523	463
確保方策(人日)	318	336	283	797	763	703	583	574	523	463
施設数(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
② - ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### ○現状と傾向

本町では、子育て支援センター「たんぽぽ広場」を「認定しおやこども園」の隣に設置し、地域において子育て中の保護者が子どもと一緒に立ち寄ることができる場所を提供しています。そのほか、保育士による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

### ●確保方策の考え方

引き続き、子育て支援センター「たんぽぽ広場」において事業を実施します。実績をみると、令和5（2023）年度に大きく増加しており、子育て家庭の孤立防止や情報共有の機会として、地域で親同士が交流する場への期待は大きいことから、令和7（2025）年度以降の利用日数を多く見込みますが、基本的に定員などは設定していない事業であることから、必要な事業量は確保できる見通しです。

### (3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

#### ▼量の見込みと確保方策

(単位の考え方【人回】：延べ利用回数)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(人回)	401	331	372	283	225	246	225	204	182	161
実受診者数(人)	51	46	48	45	31	34	31	28	25	22
確保方策(実施体制)	塩谷町健康生活課、栃木県内医療機関									
実施場所	利用者が希望する医療機関									

#### ▼実施時期及び検査項目

実施時期	検査項目	実施時期	検査項目
①妊娠8週頃	基本健診、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HCV、HIV抗体検査	⑧妊娠30週頃	基本健診、超音波検査、クラミジア核酸同定検査、HTLV-1抗体検査
②妊娠12週頃	基本健診	⑨妊娠32週頃	基本健診
③妊娠16週頃	基本健診	⑩妊娠34週頃	基本健診、B群溶血性レンサ球菌検査
④妊娠20週頃	基本健診	⑪妊娠36週頃	基本健診
⑤妊娠24週頃	基本健診	⑫妊娠37週頃	基本健診
⑥妊娠26週頃	基本健診	⑬妊娠38週頃	基本健診
⑦妊娠28週頃	基本健診	⑭妊娠39週頃	基本健診

#### ○現状と傾向

妊婦に14回分の受診券を配布し、希望する医療機関等における妊婦健診の機会を提供しています。近年、受診者数、受診回数ともに減少傾向にあります。

#### ●確保方策の考え方

事業の性質上、全ての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き、栃木県内医療機関と連携し、希望する医療機関・助産所等における受診機会の提供を図ります。

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

### ▼量の見込みと確保方策

(単位の考え方：実績値と見込値は【家庭】で実訪問家庭  
／計画値は【人】で0歳児の人数)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(家庭/人)	45	32	49	25	21	23	21	19	17	15
確保方策(実施体制)	町の保健師									
実施機関	塩谷町 健康生活課									

### ○現状と傾向

町内の乳児(生後4か月まで)のいる全ての家庭に町の保健師等が訪問し、親子の心身の状況と養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

### ●確保方策の考え方

0歳児の将来推計結果から、全ての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、町の保健師が実施する体制により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭については、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげ、育児不安の軽減と虐待の未然防止に努めます。

## (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者が適切に養育できるよう、育児能力等の向上に向けた相談、指導、助言などの支援を行います。

### ▼量の見込みと確保方策

(単位の考え方【人日】：延べ利用日数)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み(人日)	7	7	47	18	24	24	24	22	21	21
実利用者数(人)	4	2	6	7	7	6	6	6	5	5
確保方策(実施体制)	町の保健師									
実施機関	塩谷町 健康生活課									

### ○現状と傾向

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、町の保健師が対象者の自宅に訪問し、必要な支援を行っています。実績をみると、実利用者数はおおむね増加傾向にあり、年度によって利用日数が大きく増えている傾向がみられます。

### ●確保方策の考え方

第2期計画の利用日数は令和4(2022)年度と令和6(2024)年度を除き、20人日未満で推移していますが、今後支援が必要となる家庭の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業を実施します。引き続き、町の保健師による実施体制を維持し、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めながら、必要な事業量の確保を図ります。

## (6) 子育て世帯訪問支援事業

---

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

令和5(2023)年度まで養育支援訪問事業の家事・育児支援として実施しており、令和4(2022)年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。引き続き、関係機関と連携して家事・子育て支援が必要な家庭の把握に努めるよう、本町においても、本事業については、必要に応じて検討していく必要があります。

## (7) 児童育成支援拠点事業

---

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

令和4(2022)年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。本町においても、本事業については、必要に応じて検討していく必要があります。

## (8) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。さらに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

### ▼量の見込みと確保方策

(単位の考え方【人】：実利用人数)

	実績値				見込値 (2024)	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み(人)					3	5	5	5	5	5
②確保方策(人)					3	10	10	10	10	10
② - ①					0	5	5	5	5	5

### ○現状と傾向

令和4（2022）年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。

### ●確保方策の考え方

児童等との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童等に対し、保健師や臨床心理士による講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じ、相談及び助言を実施する体制の確保ができる見込みです。

## (9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、構成員間の連携強化を図ります。

### ▼量の見込みと確保方策

(単位の考え方【回】: 年間の開催回数)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
代表者会議(回)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
実務者会議(回)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

### ○現状と傾向

要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議、実務者会議のほか、必要に応じて個別ケース会議を行い、児童の安全確保のための支援を図っています。

### ●確保方策の考え方

今後も現在の取組を継続し、関係機関の連携のもと適切なケース支援が継続されるよう努めます。実務者会議を開催し、ケースに応じた適切な支援策を検討するとともに、実際に行った支援の状況把握・評価を定期的に行います。

さらに、児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する対応の知識とスキルの向上を図るため、構成員(関係機関)を対象とした専門研修等の実施について検討していきます。

## (10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

### ▼量の見込みと確保方策

（単位の考え方【人日】：延べ利用日数）

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
①量の見込み(人日)	8	0	0	0	6	6	6	5	5	5
②確保方策(人日)	8	0	0	0	6	6	6	5	5	5
施設数(か所)	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
② - ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### ○現状と傾向

児童福祉施設において、保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になった児童を短期間（原則7日以内）預かる事業です。町内に提供施設はありませんが、近隣の児童養護施設と契約を結んで提供体制を確保しており、第2期計画期間においては令和2（2020）年度のみ利用実績がありました。

### ●確保方策の考え方

利用実績が限られていますが、引き続き、近隣の児童養護施設による提供体制を確保します。利用希望があった場合には、近隣の児童養護施設等との連携を図り、必要な支援に努めます。

## (11) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。（※ここでは就学児対象分のみ）

### ▼量の見込みと確保方策

（単位の考え方【人日】：延べ利用日数）

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み(人日)		184	181	189	170	165	153	142	130	124
実利用者数(人)		3	3	2	2	2	2	2	2	2
②確保方策(人日)		184	181	189	170	165	153	142	130	124
実利用者数(人)		3	3	2	2	2	2	2	2	2
② - ①		0	0	0	0	0	0	0	0	0

### ○現状と傾向

本町では、令和3（2021）年度から子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）を実施しており、一定の利用量で推移しています。

### ●確保方策の考え方

令和3（2021）年度に実施を開始した本事業の利用量は一定を維持しており、今後もその傾向が見込めることから、将来人口推計を踏まえ、適切な利用量を見込みます。

## (12) 一時預かり事業

### ① 幼稚園在園児対象の一時預かり

かつての幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施します。

#### ▼量の見込みと確保方策

(単位の考え方【人日】：延べ利用日数)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み(人日)	3	0	0	1	1	1	1	1	1	1
実利用者数(人)	2	0	0	1	1	1	1	1	1	1
②確保方策(人日)	3	0	0	1	1	1	1	1	1	1
実利用者数(人)	2	0	0	1	1	1	1	1	1	1
施設数(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
② - ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### ○現状と傾向

本町に幼稚園はないため、町内の認定こども園1か所において、1号認定を対象とした預かり保育を実施しています。ここ5年間の利用状況では、利用がわずかにみられる程度となっています。

#### ●確保方策の考え方

第2期計画の実績の平均値から必要な事業量を見込みました。認定こども園における1号認定を対象とした一時預かり（預かり保育）は、保護者の希望どおりの対応を実施しており、基本的に定員は設定していないことから、仮に想定よりも利用希望が多くなった場合にも必要な事業量は確保できる見通しです。

## ② 保育所（園）その他の場所での一時預かり

家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児について、主として昼間、保育所（園）やその他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

トワイライトステイ、ファミリーサポートセンターの就学前児童の利用を含みます。

### ▼確保方策の種類

類型事業名	事業内容
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所（園）、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業
子育て援助活動支援事業	乳幼児や小学生等の児童のいる子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
トワイライトステイ事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業

### ▼量の見込みと確保方策

（単位の考え方【人日】：延べ利用日数／【か所】：施設数）

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
①量の見込み(人日)	17	21	35	36	37	35	34	32	31	28
実利用者数(人)	4	3	4	10	8	7	7	6	6	5
②確保方策(か所)	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3
一時預かり事業(か所)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
子育て援助活動支援事業(か所)	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1
トワイライトステイ事業(か所)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

### ○現状と傾向

本町では2か所の保育所（園）において、一時預かり事業を実施しています。利用実績は年によって差がある状況ですが、直近の利用量は増えている傾向にあります。

### ●確保方策の考え方

第2期計画の実績の推移から必要な事業量を見込みました。引き続き、2か所の保育所（園）において実施する一時預かり事業のほか、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）の提供体制の確保を図っており、必要な事業量は十分に確保できる見通しです。

なお、本町においては、トワイライトステイ事業（子育て短期支援事業）を、一時預かり事業の確保方策としては見込んでいません。

## (13) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ室）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

### ▼量の見込みと確保方策

（単位の考え方【人】：実利用者数／【か所】：施設数）

	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み(人)	117	153	157	154	134	132	125	120	111	110
1～3年生	77	97	97	87	83	79	74	73	65	66
4～6年生	40	56	60	67	51	53	51	47	46	44
②確保方策 定員数(人)	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
③確保方策(か所)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
② - ①	83	47	43	46	66	68	75	80	89	90

### ○現状と傾向

本町では、3つの小学校区それぞれに計5つの放課後児童クラブ室を設置し、保護者が昼間家庭にいない小学生（小学1～6年生）を対象に、放課後及び土曜日、長期休業期間に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

実際の運用として、保護者の就労状況等を踏まえながらも柔軟な受入れを行っていることから、近年、高学年児童を中心に利用登録数は増加していますが、十分な定員を確保しています。

### ●確保方策の考え方

これまでの実績を基に、利用者が増加しても十分利用できる定員数を確保します。本事業の趣旨として、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、引き続き3つの小学校それぞれで計5つの放課後児童クラブ室を運営し、必要な事業量の確保を図ります。

また、学校再編事業に合わせて放課後児童クラブ室のあり方を検討し、児童や保護者のニーズを踏まえながら、必要に応じた施設整備、運営体制の構築を実施していきます。

さらに、『新・放課後子ども総合プラン』を引き継いだ『放課後児童対策パッケージ』に基づき、一体型の放課後児童クラブ室・放課後子供教室の推進を図りながら、事業量の確保に努めます。

また、障がいのある子どもへの対応については、教育委員会と施設間で連携を図りながら、適切な配慮に努めます。

## (14) 延長保育事業（時間外保育事業）

通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所（園）で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施します。

### ▼量の見込みと確保方策

（単位の考え方【人日】：延べ利用日数）

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(人日)	330	417	341	464	466	428	412	398	388	352
実利用者数(人)	36	36	38	34	35	31	29	27	25	22
確保方策(人日)	330	417	341	464	466	428	412	398	388	352
施設数(か所)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
② - ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### ▼各園の開園時間

園名	開園時間
ふにゆう保育園	7:00～19:00(延長保育時間 18:00～19:00)
おおみや保育園	7:00～19:00(延長保育時間 18:00～19:00)
認定しおやこども園	7:30～18:30(保育短時間認定児童の延長保育のみ)

### ○現状と傾向

町内の1か所の認定こども園及び2か所の保育所（園）の計3か所において、延長保育を実施しています。各園それぞれが設定する範囲で保育時間を拡大し、子育て家庭の保育ニーズへの対応を図っています。利用者数は一定の水準で推移している状況です。

### ●確保方策の考え方

これまでの実績を基に、引き続き町内の1か所の認定こども園及び2か所の保育所（園）の計3か所において実施する見込みであり、事業の性質上、定員の設定などはないことから、従来と同等以上の利用があった場合にも、必要な事業量は確保できる見通しです。

## (15) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業）

児童が病気の際、または病気からの回復期、あるいは保育中に体調不良になった場合等において、病院・保育所（園）等に附設された専用スペース等で、一時的な保育や緊急的な対応等を行います。

### ▼確保方策の種類

類型事業名	事業内容
病児保育事業 （病児対応型）	児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所（園）等に附設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業
病児保育事業 （病後児対応型）	児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所（園）等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業
病児保育事業 （体調不良児対応型）	児童が「保育所（園）通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者の迎えまでの間、当該保育所（園）で一時的に保育する事業
病児・緊急対応強化事業	ファミリーサポートセンター事業として、病児・病後児を預かる事業

### ▼量の見込みと確保方策

（単位の考え方【人日】：延べ利用日数／【か所】：施設数）

	実績値					見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	
①量の見込み(人日)	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	
②確保方策(人日)	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	
病児・病後児対応型	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	
子育て支援活動支援事業※	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
③確保方策(か所)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
病児・病後児対応型	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
非施設型(訪問型)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
② - ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※ 病児・緊急対応強化事業

## ○現状と傾向

本町では、近隣の市町と広域利用の協定を結び、病児・病後児保育事業（病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型）を実施しています。令和6（2024）年度現在、近隣市3か所の施設で利用することができ、利用者数は一定の水準で推移しています。

## ●確保方策の考え方

共働き家庭の増加に伴い、子育てと仕事の両立に向けた環境の充実を図るべく、引き続き近隣市の3か所の施設に委託して事業を実施することにより、必要な事業量は十分に確保できる見通しです。ニーズが認められるにもかかわらず、第2期計画においては利用実績がわずかであったことから、利便性を高めるため、町内における事業の実施体制の確保についても検討していきます。

なお、本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）を、病児を保育する事業の確保方策としては位置付けていません。

## (16) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

### ▼量の見込みと確保方策

(単位の考え方【人日】：延べ利用日数)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
①量の見込み(人日)						69	63	57	51	45
②確保方策(人日)						69	63	57	51	45
こども家庭センター						69	63	57	51	45
上記以外						0	0	0	0	0
② - ①						0	0	0	0	0

### ○現状と傾向

令和6(2024)年の子ども・子育て支援法改正により新たに事業として創設されました。

### ●確保方策の考え方

妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談支援の充実を図るべく、こども家庭センターにおいて提供体制の確保ができる見込みです。

## (17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所（園）等に通っていない0歳6か月～2歳の乳幼児を対象に、就労要件を問わず月一定時間まで預かる事業です。

### ▼量の見込みと確保方策

（単位の考え方【人日】：延べ利用日数）

	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み(人日)							3	3	3	3
0歳児							1	1	1	1
1歳児							1	1	1	1
2歳児							1	1	1	1
②確保方策(人日)							3	3	3	3
0歳児							1	1	1	1
1歳児							1	1	1	1
2歳児							1	1	1	1
② - ①							0	0	0	0

### ○現状と傾向

令和6（2024）年の子ども・子育て支援法改正により新たな事業として令和7（2025）年度に制度化され、令和8（2026）年度から新たな給付制度として実施する必要があります。

### ●確保方策の考え方

令和8（2026）年度の給付制度化に向け、計画期間中に課題等を把握し、整備を進めていきます。

## (18) 産後ケア事業

生後12か月未満の乳児とその母親に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

### ▼量の見込みと確保方策

(単位の考え方【人日】：延べ利用日数)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
①量の見込み(人日)	0	11	7	10	34	36	36	33	33	31
②確保方策(人日)	0	11	7	10	34	36	36	33	33	31
② - ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### ○現状と傾向

令和6(2024)年度までは母子保健医療対策総合事業として実施していましたが、令和6年の子ども・子育て支援法改正により新たに地域子ども・子育て支援事業として位置付けられました。

### ●確保方策の考え方

本町では、少子化の中にあっても利用ニーズの高まりを見据えて、医療機関等との連携体制の構築を図りながら、引き続き提供体制を確保していきます。

## (19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

無償化に伴う幼稚園(新制度未移行園)の給食費(副食費)の実費徴収による新たな保護者負担の発生を回避するため、世帯の所得状況等を勘案して、副食費実費分の全部または一部を助成する事業です。引き続き、国の運用に準じて実施していきます。

## (20) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。本町の状況及び国の動向などを踏まえながら、必要に応じて実施を検討します。

## 7 その他の基本的な取組

### (1) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

核家族化の進行や就労形態の多様化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

将来の就学前児童数は、減少傾向で推移することが予想されていますが、認可保育所（園）や認定こども園における延長保育など、多様なニーズに応じた体制の確保が求められるため、引き続き、認可保育所（園）や認定こども園の充実を図る必要があります。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要であることから、これまで培ってきた知識・技能をいかしつつ、子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供していきます。

また、認可保育所（園）や認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて相互の連携を強化しつつ、町全体として小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性や一貫性を確保していきます。

### (2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元（2019）年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、主に認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

塩谷町における子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案して実施するとともに、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、栃木県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本町が今後目指していく子どもと子育て家庭、若者への支援とは、まずは子どもの健やかな成長が保障され、さらに保護者が子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できるよう、子どもと向き合える環境を整え、当事者が子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと、そして、若者の自主的かつ主体的な社会参画ができる支援をしていくことです。

そのため、本計画が町民に開かれたものとなり、“こどもまんなか”の趣旨が広く理解を得られるよう、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業サービスをはじめ、子育て支援施策、若者への支援施策の内容について、町のホームページ、広報誌等を通じて速やかな周知を図ります。

### 2 教育・保育の提供にあたって

#### (1) 産後の休暇及び育児休業後の保育等の利用支援

保護者が保育所（園）等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることがないように、産前・産後休業や育児休業の満了時に希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、健康生活課の窓口や保育所（園）等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実、当事者に対する相談支援に努めます。

休業明けの保護者の保育所（園）等への速やかな利用につなげるため、柔軟な受入れの促進や優先度の引上げなど支援の充実を検討していきます。

#### (2) 外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児、や外国籍幼児、両親が国際結婚の幼児など、外国につながる子どもが円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

## 3 計画の進行管理

### (1) 連携による施策等の推進

計画の推進にあたっては、全ての町民が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、本町の子どもたちの健やかな成長を実現するという目的を共有し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

そのため、本町では、庁内関係各課、教育・福祉・保健医療の関係者等との連携を図るとともに、全ての町民を巻き込み、理解や協力を得ながら、幼児期の教育・保育の確保や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする事業や施策の総合的な推進を図ります。

### (2) 実績把握・評価・見直し

本計画期間中は、健康生活課が事務局となり、「塩谷町子ども・子育て会議」、関係各課、町民や各種団体・関係機関などとの連携のもと、計画の進捗状況の把握・検証を重ね、必要に応じて取組の改善を図ります。5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげます。

#### ▼進行管理のPDCAサイクルのイメージ



## 資料

## 1

## 塩谷町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 12 月 27 日条例第 24 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定により、塩谷町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務(同項第 4 号に掲げる事務にあっては、法律又は他の条例に基づき町が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。)を処理するものとする。

(組織等)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推せんを受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。



## 塩谷町子ども・子育て会議運営要領

(平成 30 年 3 月 29 日告示第 15 号)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、塩谷町子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 24 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、塩谷町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 会長は、子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、会議の日時、場所、及び議題を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

(会議の公開)

第 3 条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、会議の公平かつ円滑な運営に支障があると認められる場合、会長は会議に諮り、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(欠席の届出)

第 4 条 委員等は、第 2 条の規定による通知を受けた場合において、事故等のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(代理人の出席等)

第 5 条 会長は、委員（会長及び副会長の職にある委員を除く。）が、やむを得ない事情のため会議に出席できない場合において、代理人を選任し、その旨を会長に届け出たときは、当該代理人にその職務を行わせることができる。

(委員等以外の者の出席)

第 6 条 会長は、会議の審議に必要と認めるときは、委員等以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる

(会議録)

第 7 条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の開催日時及び開催場所
- (2) 出席した委員等（委員の代理人を含む。）及び欠席した委員（代理人を選任された委員を除く。）の氏名並びに出席した者の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(守秘義務)

第 8 条 会議の委員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も

同様とする。

2 条例第 7 条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は公布の日から施行する。

## 3

## 塩谷町子ども・子育て会議委員名簿

会長：◎、副会長：○／敬称略  
 (条例第3条の規定による)

	氏名	所属等	選出区分	条例第3条
1	君島 良彦	塩谷町保育園・認定こども園 保護者会連絡協議会長	子どもの保護者	第1号関係
2	渡辺 義隆	塩谷町PTA連絡協議会長		
3	江連 孝宜	塩谷町子ども会連合会長		
4	大嶋 貴美枝◎	塩谷町民生委員児童委員 協議会長	子ども・子育て支援に 関する団体から推せん を受けた者	第2号関係
5	齋藤 世希子	塩谷町主任児童委員代表		
6	阿久井 克清	塩谷町小学校長会長	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する 者	第3号関係
7	大関 絹恵	塩谷町小中学校長会長		
8	石井 昌男	おおみや保育園長		
9	大島 直文	認定しおやこども園長		
10	金子 江理子	ふにゅう保育園長		
11	小島 崇	医師	子ども・子育て支援に 関し学識経験のある者	第4号関係
12	廣瀬 智子	栃木県青少年健全育成指導員	関係行政機関の職員	第5号関係
13	鈴木 啓市	塩谷町学校教育課長		
14	齋藤 紀代美	塩谷町健康生活課長		
15	直井 美紀男○	塩谷町議会議員 教育福祉常任委員長	その他町長が必要と 認める者	第6号関係
16	高橋 美保	塩谷町健康生活課 子育て支援担当	事務局	
17	荒井 有希	塩谷町健康生活課 母子保健担当		
18	松本 聡美	塩谷町健康生活課 子育て支援担当		

---

## 塩谷町こども計画

令和7（2025）年3月

発行 塩谷町

編集 塩谷町 健康生活課

〒329-2292

栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生 955 番地 3

TEL：0287-45-1119

FAX：0287-45-1840

---